

# 住田町地域防災計画

令和8年3月

住田町防災会議

## 用語凡例

### 1 略語

県本部	岩手県災害対策本部
防災会議	住田町防災会議
町本部	住田町災害対策本部
県計画	岩手県地域防災計画
町計画	住田町地域防災計画
県本部長	岩手県災害対策本部長
町本部長	住田町災害対策本部長
県大船渡地方支部	岩手県災害対策本部大船渡地方支部
防災関係機関	指定地方行政機関、県、市町村その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

### 2 読替

町本部が設置されない場合の各章の用語の読替え

県本部長	岩手県知事
町本部長	住田町長
町副本部長	副町長
総務部長	総務課長
財政部長	企画財政課長
防災部長	消防団長
建設部長	建設課長
民生部長	住民税務課長
福祉部長	保健福祉課長
産業部長	農政商工課長又は林政課長
文教部長	教育委員会事務局教育次長
食料部長	学校給食センター所長
調査部長	議会事務局長

3 用語の統一上から災害対策基本法、災害救助法、その他法令上町長又は知事の権限とされている事項についても、町本部長又は県本部長として計画している。

# 目 次

## 第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	1-1-1
第 2 節	町民の責務	1-1-1
第 3 節	計画の性格及び範囲	1-1-1
第 4 節	災害時における個人情報の取扱い	1-1-1
第 5 節	県計画及び他の法令に基づく計画との関係	1-1-1
第 6 節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-1-2
第 7 節	住田町の概要と災害記録	1-1-7
第 8 節	防災対策の推進方向	1-1-9

## 第 2 章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	1-2-1
第 2 節	地域防災活動活性化計画	1-2-4
第 3 節	防災訓練計画	1-2-6
第 4 節	気象業務整備計画	1-2-9
第 5 節	通信確保計画	1-2-11
第 6 節	避難対策計画	1-2-13
第 7 節	食料・生活必需品等の備蓄計画	1-2-21
第 8 節	孤立化対策計画	1-2-22
第 9 節	要配慮者の安全確保計画	1-2-24
第 10 節	防災施設等整備計画	1-2-27
第 11 節	建築物等安全確保計画	1-2-29
第 12 節	文化財災害予防に関する計画	1-2-32
第 13 節	交通施設安全確保計画	1-2-34
第 14 節	ライフライン施設等安全確保計画	1-2-36
第 15 節	危険物施設等安全確保計画	1-2-39
第 16 節	風水害予防計画	1-2-41
第 17 節	土砂災害予防計画	1-2-45
第 18 節	火災予防計画	1-2-50
第 19 節	林野火災予防計画	1-2-53
第 20 節	農業災害予防計画	1-2-55
第 21 節	防災ボランティア育成計画	1-2-56
第 22 節	事業継続対策計画	1-2-58

### 第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	1-3-1
第2節	気象予報・警報等の伝達計画	1-3-21
第3節	通信情報計画	1-3-34
第4節	情報の収集・伝達計画	1-3-38
第5節	広報広聴計画	1-3-46
第6節	交通確保・輸送計画	1-3-51
第7節	消防活動計画	1-3-58
第8節	水防活動計画	1-3-63
第9節	県、市町村等応援協力計画	1-3-64
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	1-3-71
第11節	防災ボランティア活動計画	1-3-76
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	1-3-80
第13節	災害救助法の適用計画	1-3-82
第14節	避難・救出計画	1-3-85
第15節	医療・保健計画	1-3-99
第16節	食料、生活必需品供給計画	1-3-108
第17節	給水計画	1-3-114
第18節	応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画	1-3-117
第19節	感染症予防計画	1-3-124
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	1-3-128
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	1-3-135
第22節	応急対策要員確保計画	1-3-138
第23節	文教対策計画	1-3-141
第24節	ライフライン施設応急対策計画	1-3-147
第25節	公共土木施設等応急対策計画	1-3-156
第26節	危険物施設等応急対策計画	1-3-159
第27節	農畜産物応急対策計画	1-3-163
第28節	林野火災応急対策計画	1-3-166
第29節	防災ヘリコプター等出動要請計画	1-3-171

### 第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	1-4-1
第2節	生活の安定確保計画	1-4-4
第3節	復興計画の作成	1-4-11

原子力災害対策編 .....	2 - 1 - 1
資料編 .....	3 - 1 - 1
様式 .....	4 - 1 - 1

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

この計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災会議が作成する計画で、住田町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して住田町の地域に係る防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

### 第2節 町民の責務

町民は、法令、又はこの計画により、防災上の責務とされている事項においては、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、各防災機関の実施する防災上の諸施策に対し協力する等、自ら進んで防災に寄与するよう努めるものとする。

### 第3節 計画の性格及び範囲

この計画は、町の地域に係る防災に関し、町が処理すべき事務又は業務を中心として、更に県その他の防災関係機関が処理すべき事務又は業務を包含する統合的かつ基本的な計画であって、町・県その他の防災関係機関等の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。

### 第4節 災害時における個人情報の取扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、個人情報保護条例の規定に従って、あらかじめ必要な取り扱いを定めるよう努める。

### 第5節 県計画及び他の法令に基づく計画との関係

#### 1 県計画との関係

この計画は、県計画との整合性を有するものとする。

#### 2 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、町の地域に係る防災対策に関する統合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

## 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

### 第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

#### 2 広域連合及び一部事務組合

大船渡地区消防組合は、町を管轄する消防組織として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町及び関係機関の協力を得て、消防に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の防災活動に協力する。

気仙広域連合及び大船渡地区環境衛生組合は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町の防災活動に協力する。

#### 3 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

#### 4 自衛隊

自衛隊は、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は自主的に人命救助を第一義とする緊急救助活動を実施するとともに、町の防災活動に協力する。

#### 5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

#### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 町

機 関 名	業 務 の 大 綱
町	1 町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事。 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。

2 広域連合及び一部事務組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
気仙広域連合	災害時におけるし尿の適正処理に関する事。
大船渡地区消防組合	1 消防業務に関する事。 2 救急救助業務に関する事。 3 災害予防対策の実施協力に関する事。 4 災害応急対策の実施協力に関する事。
大船渡地区環境衛生組合	一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関する事。

3 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	1 岩手県防災会議、県本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事。 3 防災訓練の実施に関する事。 4 防災知識の普及及び教育に関する事。 5 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関する事。 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事。 7 災害応急対策の実施に関する事。 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事。 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事。 10 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
大船渡労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業場における労働災害の防止に関すること。</li> <li>2 被災労働者の救済に関すること。</li> <li>3 被災労働者の就労あっせんに関すること。</li> <li>4 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。</li> </ol>
東北農政局岩手県拠点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土保全事業の推進に関すること。</li> <li>2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。</li> <li>3 種苗その他営農資材の確保に関すること。</li> <li>4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。</li> <li>5 災害資金の融通に関すること。</li> <li>6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</li> </ol>
三陸中部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。</li> <li>2 山火事防止対策に関すること。</li> <li>3 災害復旧用材の供給に関すること。</li> </ol>
仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>
東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>3 水防活動の指導に関すること。</li> <li>4 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>5 直轄公共土木施設の復旧に関すること。</li> <li>6 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</li> <li>7 災害対策支援に係る調整に関すること。</li> </ol>

6 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本赤十字社 岩手県支部 住田町地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護に関すること。</li> <li>2 救援物資の配分に関すること。</li> <li>3 義援金の受付に関すること。</li> <li>4 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。</li> </ol>
日本放送協会 盛岡放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報・警報等の放送に関すること。</li> <li>2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。</li> <li>3 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。</li> <li>4 防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。</li> </ol>
NTT東日本(株) 岩 手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ K D D I (株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 災害時における通信の確保に関すること。</li> <li>3 電気通信設備の復旧に関すること。</li> </ol>
東北電力ネットワーク (株)大船渡電力センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。</li> <li>2 災害時における電力供給に関すること。</li> <li>3 電力施設の災害復旧に関すること。</li> </ol>
住田郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。</li> <li>2 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。</li> </ol>

7 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこい テレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 (株)遠野テレビ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予報・警報等の放送に関すること。</li> <li>2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。</li> <li>3 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。</li> <li>4 防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>

岩手県交通(株) 大船渡営業所 (公社)岩手県トラック協会大船渡支部	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会大船渡支部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県建設業協会	1 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。
(一社)岩手県医師会・ (一社)気仙医師会 (一社)岩手県歯科医師会・ 気仙歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会・ 気仙薬剤師会	1 医療救護に関すること。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
大船渡市農業協同組合 気仙地方森林組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林水産関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
住田町商工会	1 商工鉱業関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資のあっせんに関すること。 3 災害時における物価安定についての協力に関すること。 4 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
危険物関係施設の 管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
社会福祉法人 住田町社会福祉協議会	1 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの受入調整に関すること。

## 第7節 住田町の概要と災害記録

### 1 位置

住田町は、岩手県の東南部に位置し、東西に30.68km、南北に19.02kmとなっており、南に大船渡市、南西に陸前高田市、東に釜石市、北に遠野市、北西に奥州市、一関市大東町に接し、東経114°34'45"北緯39°08'18"に位置している。

各都市への距離は、盛岡市へ91km、北上市へ59km、奥州市水沢へ47km、一関市へ101km、気仙沼市へ54km、仙台市へ189kmである。

### 2 面積及び土地利用

住田町の面積は334.84km<sup>2</sup>で森林が大半を占めており、その内訳は資料編1-7-1のとおりである。

### 3 地勢

東に北上山系の主峰五葉山（標高1,341m）並びに愛染山（標高1,228m）、高森山（標高717m）、北に高清水山（標高1,013m）、貞任山（標高884m）、西に種山（標高870m）、大鉢森山（標高732m）、南に鷹巣山（標高792m）、太平山（標高691m）と四方を山々に囲まれて、北上山脈の主脈による分水嶺に沿って遠野市、東は五葉山及び愛染山を主峰とする分水嶺により釜石市、西境は種山高原姥石峠により奥州市江刺に連なり、各支脈は四方に延びていて町内は山岳重複し、総面積の94%までが峻嶮な山地で占められている。その中心を北から南に流れる気仙川（流路延長26.5km）や支流になっている坂本川（流路延長6.6km）、火の土川（流路延長4.3km）、新切川（流路延長5.1km）、大股川（流路延長18.6km）、中沢川（流路延長3.8km）などに沿う様に農地や住居が点在し、豊かな水と緑の山々に囲まれた町で、主幹産業は農林業となっている。

### 4 地質

地層を形成する岩石としては、おもに頁岩、砂岩、酸性の凝灰岩、砂質の石灰岩などからなる互層で、間に礫石、玄武石質な火砕岩類が入り、層厚はおおよそ850mとなっている。

気仙川沿いには花こう岩が見られ、川に沿って、その東側にはほぼ南西方向に帯状をなして「気仙川岩体」が分布する。

### 5 気候

気候は、沿岸部に比較的近いことから海洋性気候の影響を受け、岩手県にあっては、冬期は温暖な地域に属し、また夏期は冷涼と内陸的な気候の影響を受ける地域でもある。

年平均気温11℃と低温であるが、冬季の積雪は北部で20～30cm、南部で10～15cm、町の中心部においては非常に少ない状態である。

住田町における過去の気象の極値は、資料編1-7-2のとおりである。

### 6 災害記録

#### (1) 過去の主な災害

住田町の昭和9年以降の主な災害記録は、資料編1-7-3のとおりである。

(2) 今後予想される災害

住田町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が想定される。

- ア 大雨、台風等による暴風雨及び洪水災害
- イ 地震による災害
- ウ 密集地や林野における大火災

## 第8節 防災対策の推進方向

### 第1 基本方針

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは町の基本的責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて防災対策の推進を図る。

### 第2 情報連絡体制の整備

非常時においては、正確な情報を迅速に伝達することが最も重要である。

#### (1) 地域情報化の推進による通信基盤の整備

##### ア 防災告知端末

同じ情報を同時に伝達する意味で最も効果的な伝達手段であり、地域情報通信の整備により防災告知端末の設置を推進する。

##### イ 移動系無線

役場・消防団及び住田分署との連携強化のため、移動系無線設備機器の整備充実に努めるものとする。

#### (2) 町、関係機関との情報連絡体制の強化

ア 町の体制強化のため、災害時の連絡系統を確立し、これの周知を図るものとする。

また、各部班においても、詳細な系統図を作成しておくものとする。

イ 前記アで定めた系統図に基づいて、定期的に情報連絡（非常召集を含む。）訓練を実施するものとする。

ウ 町と関係機関との情報連絡体制を確立し、定期的に訓練を実施して有事に備えるものとする。

### 第3 防災意識の啓発

当町のあらゆる災害を未然に防止し、発生時に的確な行動をとることができるよう町民の防災意識の向上を図るものとする。

詳細については、第2章第1節「防災知識普及計画」によるものとする。

### 第4 防災施設の整備

災害による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、防災施設の整備を推進する。

- (1) 河川改修事業の促進
- (2) 治山・治水事業の促進
- (3) 急傾斜地崩壊対策事業の促進
- (4) 避難場所、収容所施設等の整備促進
- (5) 避難標識の整備
- (6) 避難路及び街路灯の整備
- (7) 各種観測機器・施設及び情報収集伝達機器等の整備促進
- (8) 防災資機材の整備促進

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識普及計画

#### 第1 基本方針

町及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図り、常に防災意識の向上に努めるものとする。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

#### 第2 防災知識の普及

##### 1 職員に対する防災教育

- 防災関係機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配付して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
  - ア 防災対策関連法令
  - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
  - ウ 災害に関する基礎組織
  - エ 災害を防止するための技術
  - オ 住民に対する防災知識の普及方法
  - カ 災害時における業務分担の確認

##### 2 住民に対する防災知識の普及

- 県及び町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- 防災関係機関等は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、住民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるよう防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民に対する防災知識の普及に努める。
  - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
  - イ インターネット、広報紙の活用
  - ウ 新聞等各種報道媒体の活用
  - エ 防災関係資料の作成、配布
  - オ 防災映画、ビデオ、スライド等の上映、貸し出し
  - カ 自主防災活動に対する指導
  - キ 起震車等による災害の擬似体験

- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
    - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
    - イ 地震等に関する一般的知識
    - ウ 平常時における心得
      - ① 地域の危険箇所や避難場所、避難道路等を確認する。
      - ② 3日分の食料、飲料水、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
      - ③ 災害時の家族内の連絡方法を決めておく。
      - ④ いざというときの対処方法を検討する。
      - ⑤ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
      - ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
      - ⑦ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
    - エ 災害時における心得、避難誘導
    - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置
    - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みなど
    - キ 過去における主な災害事例
    - ク 災害に関する基礎知識及び災害対策の現状
    - ケ その他必要な事項
  - 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
  - 県及び町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
  - 県及び町は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。
- 3 児童、生徒に対する教育
- 町は、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、災害時における避難等に関する知識の普及を図る。
  - 県及び町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
  - 県及び町は、学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育が推進されるよう努める。
- 4 防災文化の継承
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
  - 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
  - 住民等は、自らの災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

5 国際的な情報発信

- 防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

6 防災と福祉の連携

- 県及び町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

7 専門家の活用

- 県及び町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（気象防災アドバイザー等）の活用を図る。

## 第2節 地域防災活動活性化計画

### 第1 基本方針

- 1 町は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第2 自主防災組織の育成強化

#### 1 自主防災組織等の育成

##### (1) 組織の育成強化

###### ア リーダーの育成

町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催を通じて自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

###### イ 自主防災組織のネットワーク化

町は、自主防災組織相互が連携を図りながら、効果的な防災活動を行えるよう自主防災組織間のネットワーク化を図る。

###### ウ 資機材等の整備

町は、自主防災活動に必要な防災用資機材の整備及び必要な指導を行う。

###### エ 防災意識の啓発及び防災知識の普及

町は、自主防災組織の活動のため、防災意識の啓発及び防災知識の普及に努める。

##### (2) 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、自主防災組織が実施する共通の事項を定め、平常時及び災害時に分担する任務を明確にする。

###### ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所設置・運営訓練、その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 地域における災害時要援護者等の把握
- ⑤ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑥ 防災資機材等の備蓄及び管理
- ⑦ 町、他の自主防災組織、防災関係機関との連携
- ⑧ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

###### イ 災害時の活動

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ④ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑤ 救出（災害弱者を含む）、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び救援物資の配分等に対する協力

2 育成・指導体制

区 分	所 管 事 項
町防災主管課	防災用資機材の整備及び必要な指導 防災意識の啓発及び防災知識の普及
消 防 署	各種講習会の開催 消火訓練・避難訓練・防災訓練及び活動等の指導助言
消 防 団	消火訓練・避難訓練・防災訓練及び活動等の指導助言

第3 消防団の活性化

- 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化及び消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進するため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。
  - ア 消防団の車両・資機材・拠点施設の充実強化
  - イ 消防団員の必要な資格の取得など実践的な教育訓練の充実強化
  - ウ 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
  - エ 競技会、行事等の開催
  - オ 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進
  - カ 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、町と連携する。
- 町は、提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 町は、計画提案の制度について、その普及に努める。
- 地方公共団体は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

### 第3節 防災訓練計画

#### 第1 基本方針

町は、災害対策基本法に基づき、町の地域に係る防災に関し、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を単独又は合同で計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の涵養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

#### 第2 実施要領

##### 1 実施方法

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関及び自主防災組織、事業所、住民等に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- (2) 実施訓練は、具体的な災害の想定に基づき、次の内容により実施し、訓練目的を効果的に達成するため定期的に行うものとする。

ア 防災訓練は、原則として、毎年1回町長が定める日に実施するものとする。

イ 火災防ぎょ訓練は、町総合防災訓練計画及び秋季消防演習計画に基づき実施する。

ウ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

訓練別	訓練項目
防 災 訓 練	1 火災防ぎょ訓練
	2 山火事防ぎょ訓練（防災へり要請含む）
	3 飛火警戒（方面隊指揮所設置含む）訓練
	4 災害対策（警戒含む）本部設置訓練
	5 火災現場指揮本部設置及び指揮統制訓練
	6 通信情報伝達訓練
	7 住民参加の避難訓練
	8 医療救護（救護所の設置）訓練
	9 交通規制訓練
	10 初期消火訓練
	11 心肺蘇生法及び応急搬送訓練
	12 倒壊家屋救出救助訓練
	13 水防訓練
	14 煙体験訓練
	15 職員非常招集訓練
	16 自衛隊災害派遣要請訓練
	17 地震想定を含めたその他必要と思われる訓練

火災防ぎょ訓練 (秋季消防演習時)	1 災害警戒及び災害対策本部設置訓練 2 火災現場指揮本部設置及び指揮統制訓練 3 通信情報伝達訓練 4 避難誘導訓練 5 交通規制訓練 6 山火事防ぎょ訓練 (防災ヘリ要請含む) 7 飛火警戒 (方面隊指揮所設置含む) 訓練 8 その他必要と思われる訓練
----------------------	---

- (3) 訓練は、地域において発生する可能性が高い複合災害を想定するなど、具体的な災害想定に基づき実践的な内容とするよう努める。
- ア 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動に防災活動に習熟するため実施する。
- イ 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するために実施する。

## 2 実施に当たって留意すべき事項

訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえた災害想定  
 訓練の実施に当たっては当町のおかれている地勢的な条件等の過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。
- (2) 訓練災害対策本部の設置  
 訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。
- (3) 主要防災関係機関の参加  
 防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、町内の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。  
 特に、災害時における岩手県防災航空隊及び自衛隊との連携強化を図るため、災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救助活動に係る各種の訓練を実施する。
- (4) 地域住民等の参加促進  
 自主防災組織、NPO・ボランティア、民間企業等に訓練への参加を呼びかけ、地域住民に対する防災知識の普及啓発、防災意識、自主防災組織の育成促進を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。
- (5) 広域的な訓練の実施  
 ○ 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。  
 ○ 近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。
- (6) 町内小・中学校等における訓練の実施  
 児童・生徒に対する防災教育の観点から、保育園、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。
- (7) 要配慮者を対象とした訓練の実施  
 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

- (8) 各種訓練の有機的な連携  
有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。
- (9) 所有資機材等の有効活用  
訓練実施に当たっては、所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

3 各訓練項目において留意すべき事項

町は、防災訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

- (1) 通信情報伝達訓練  
災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施する。
- (2) 職員非常招集訓練  
災害により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩等による非常参集訓練等を実施すること。
- (3) 火災防ぎょ訓練  
地震により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた火災防ぎょ訓練を実施すること。
- (4) 避難訓練  
災害が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。
- (5) 救出救助訓練  
震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。
- (6) 施設復旧訓練  
災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

## 第4節 気象業務整備計画

### 第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、町その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

### 第2 観測体制の整備等

- 町及び防災関係機関は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。
- 町は、インターネット等による気象等の情報収集を行い、防災対策に役立てる。
- 町は、防災対策を講じることを目的として観測施設等を設置する場合には、盛岡地方気象台等から必要な技術的協力等を得る。

[雨量・河川水位観測箇所一覧表 資料編 2-4-1]

[地震観測箇所一覧表 資料編 2-4-2]

### 第3 伝達体制の整備等

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。
- 盛岡地方気象台は、町、報道機関等とあらかじめ協議の上、要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。

### 第4 防災知識の普及啓発の実施

- 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「我が事」として実感をもって自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進する。

#### ア 防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図る。

#### イ 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図る。

ウ 実施事項及び実施にあたっての留意事項

- 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページやSNSの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行う。
- 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮する。
- 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行う。

エ 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第5節 通信確保計画

### 第1 基本方針

- 1 県、町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。  
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- 4 国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

### 第2 通信施設の整備等

- 1 防災行政無線
  - (1) 町は、防災行政無線通信施設の点検・維持に努めるとともに、本局、中継局及び子局の停電時の電源を確保する。
  - (2) 各個人宅、事業所の屋内に設置している告知端末装置の点検・維持に努め、屋外スピーカー放送を補完する。
- 2 町内における非常通信  
町内各地域との非常通信手段として、次の設備を利用する。
  - (1) 衛星携帯電話（各地区公民館配備）
  - (2) 消防救急無線
  - (3) 防災行政無線（固定子局、移動系）
  - (4) NTT災害優先電話
- 3 防災相互通信用無線の整備  
町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

4 その他の通信施設

- (1) 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。
- (2) 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化に努める。

5 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ通信事業者に災害時優先電話の電話番号を申請し承認を受ける

6 通信手段の確保・運用等

- (1) 防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 一般家庭の電話、携帯電話が使用できない場合は、住民からの緊急の連絡手段は、各地区本部の衛星電話、災害優先電話等を利用させるものとする。
- (3) 消防団においては、団本部・各分団間の情報伝達のため無線設備を整備するとともに、各個部内においても、安全確保、活動の円滑化のため複数台のトランシーバーを配備し連絡手段を確保する。

## 第6節 避難対策計画

### 第1 基本方針

- 1 町は、火災、水害等の災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを最優先し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 国及び県は、町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。
- 4 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

### 第2 避難対策の検討

#### 1 町の避難計画

- 町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、必要に応じて次の事項を検討する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理責任者</li> <li>② 管理運営体制</li> <li>③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保</li> <li>④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段</li> <li>⑤ 食料、生活必需品等の物資の調達方法</li> <li>⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法</li> <li>⑦ 医療機関との連携方法</li> <li>⑧ 避難収容中の秩序維持</li> <li>⑨ 避難者に対する災害情報の伝達</li> <li>⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底</li> <li>⑪ 避難者に対する各種相談業務</li> <li>⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制</li> </ol>
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 給水</li> <li>② 給食</li> <li>③ 空調</li> <li>④ 医療・衛生・こころのケア</li> <li>⑤ 生活必需品の支給</li> <li>⑥ その他必要な措置</li> </ol>

カ 避難行動要支援者に対する救済措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難場所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 避難計画作成に当たっては、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生なども考慮する。
- 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、保育園等との、連絡体制の構築に努める。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所等までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざる得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難する方策をあらかじめ検討する。
- 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策に努める。
- 避難計画作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及び防災マップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、防災マップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。
- 県は、町から求めがあった場合には、防災マップ等の作成に関し必要な助言等を行う。

- 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言を行うものとする。

## 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、大船渡地区消防組合消防本部、大船渡警察署等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告する。
- 県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 学校、保育園等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- 学校施設等の避難所としての開放に当たっては、あらかじめ鍵の保管者を複数定めるとともに、鍵の保管者を本部長に連絡し、各地区部長が迅速に開放できる体制を整備するものとする。
- 学校施設の避難所としての管理運営に当たって校長は、町が行う管理運営に協力するものとする。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

## 3 広域一時滞在

### (1) 町の役割

- 災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円

滑にできるよう、県内外の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保方法等を検討する。

- 県内広域一時滞在の受入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞在の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受け入れ方法等の整備に努める。

### 第3 避難場所等の整備等

#### 1 避難場所等の整備

- 町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともに環境整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等について、必要に応じて随時見直しを行う。

- 生活支援などが必要な高齢者、障がい者などを受け入れるための福祉避難所を社会福祉施設の協力を得て確保する。
- 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受け入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難所	<p>ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。</p> <p>ク 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>

[新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン 資料編 2-6-1]

- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

- 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。  
特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- 町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- 町は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- 県及び保健所等は、新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新興感染症発生前から関係機関との調整に努めるものとする。
- 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

## 2 避難道路

- 町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定し環境整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で、交通規制計画の整備に努めること。

## 3 避難場所等の環境整備

- 町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備に努める。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できる通信機材の確保
- イ 非常用電源の確保

- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

- 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

#### 第4 避難所の運営体制等の整備

- 町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、町のマニュアル等の作成を支援する。

#### 第5 避難行動要支援者名簿

- 町は、町地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、町地域防災計画においておおむね次の事項を定める。

##### ア 避難支援等関係者となる者

- (ア) 住田町消防団
- (イ) 大船渡消防署住田分署
- (ウ) 大船渡警察署
- (エ) 住田町民生・児童委員
- (オ) 住田町社会福祉協議会
- (カ) 自主防災組織の長
- (キ) 住田町行政連絡員
- (ク) その他の避難支援等の実施に携わる関係者

##### イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の対象は次のとおりとする。ただし、社会福祉施設や医療機関等に長期入所中・入院中の者を除く。

- (ア) 身体障がい者 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者
- (イ) 知的障がい者 療育手帳Aの交付を受けている者
- (ウ) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (エ) 介護保険の介護者 要介護3以上の認定を受けている者
- (オ) 上記に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に、支援を要する者として、町長が別に定める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で町関係課が保有している情報を活用するほか、町で把握していない情報については、県その他の者に対して、情報提供を求める。

エ 名簿更新に関する事項

町は、要配慮者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。その他、必要に応じて作成、更新する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

町関係課は、災害対策基本法等の関係法令、住田町個人情報保護条例等に基づき適切な管理運営を行う。

また、名簿情報の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他、避難行動要支援者及び関係者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。

カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等における情報伝達上の配慮

災害時に迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、避難行動要支援者の実態を把握し、各種災害を想定して複数の情報伝達手段を検討するなどして、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達に配慮する。

キ 避難支援者等関係者の安全確保

(ア) 避難支援等関係者は自分や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者への情報伝達及び安全確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて迅速に実行する。

(イ) 災害の種類や状況により、無理な環境での避難支援はむしろ被害を増大させるおそれがあることから、周囲の人や消防機関などに協力を求めるなど安全に配慮した上で避難支援を行う。

- 町は、上記のほか、避難行動要支援者名簿に関し必要な事項について別に定める。

## 第6 避難に関する広報

- 町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、防災訓練の実施などあらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難場所等の名称、所在地</li> <li>イ 避難場所等への経路</li> <li>ウ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</li> </ul>
避難行動に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平常時における避難の心得</li> <li>イ 避難指示等の用語の意味</li> <li>ウ 避難指示等の伝達方法</li> <li>エ 避難の方法</li> <li>オ 避難後の心得</li> </ul>

災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況
----------	----------------------------

## 第7 避難訓練の実施

- 町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識の高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の設置・運営訓練を実施することを督促するとともに、防災訓練の一環として避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

## 第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

### 第1 基本方針

- 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等(以下、本節中「物資」という。)の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保に努めるとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。
- 県は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。
- 県及び町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 第2 町等の役割

#### 1 町の役割

- 物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)の整備に努めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 有事に備えた物資を確保するため、一定の物資の備蓄を進めるとともに、物資の調達に関わる協定を業者等と締結するなど確保策を講じる。
- 備蓄については、食料を中心に一定量を確保し、その数量を明らかにして保管を行う。定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 災害時における物資集積場所をあらかじめ定め、災害時には、集積場所より物資を供給する体制を整備する。

#### 2 住民の役割

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

#### 家庭における備蓄品の例

飲料水、食料(アレルギー対応含む)、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

#### 3 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員等のための食料、飲料水を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

## 第8節 孤立化対策計画

### 第1 基本方針

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

### 第2 災害時孤立化想定地域の状況

- 1 孤立化の原因として、「地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積」が多くを占めている。
- 2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。
  - 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落
  - 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落
  - 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落
  - 自主防災組織の組織率が県全体の組織率と比べて低い状況にある。
  - 水、飲料等の生活物資を備蓄していない集落が多い。

### 第3 孤立化想定地域への対策の推進

- 1 通信手段の確保
  - 災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線の通信機能利用、無線機の配置及び確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
  - 防災ヘリコプターやドローン等による空中偵察に対し住民側から送る合図とその方法を周知する。
  - 孤立化のおそれがある場合に、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

[県統一合図]

赤旗：負傷者等があり、早急な救助を求める。

黄旗：負傷者等はいないが、救援物資等を求める。

白旗：異常なし又は存在を知らせる。

- 2 避難先の検討

集落内に避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ選定し、集合場所を定めるように努める。

- 3 救出方法の確認

孤立可能性のある地域においてヘリポートの確保に努める。また、地域内にヘリポートが確保できない場合等は、隣接する地域においてヘリポートの確保に努める。

4 備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え合い助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄に当たっては、水、飲料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において最低3日間、推奨1週間分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

なお、集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討する。

5 防災体制の強化

住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

## 第9節 要配慮者の安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 県は、町その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。  
特に、町に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。
- 2 町は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 3 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

### 第2 実施要領

- 1 避難行動要支援者の実態把握
  - 町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
  - 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
  - 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。
  - 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
  - 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- 県は、避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。
  - 国、県及び町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
  - 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
  - 県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。
- 2 災害情報等の伝達体制の整備
- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
  - 町は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
  - 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
  - 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
  - 町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
  - 国及び地方公共団体は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
  - 国及び地方公共団体は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 避難誘導
- 町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。
- 4 避難生活
- 町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
  - 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。
- 5 社会福祉施設等の安全確保対策
- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。  
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配慮するよう努める。

- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。  
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。
- 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について
  - 県及び町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。
- 7 外国人の安全確保対策について
  - (1) 防災教育、防災訓練の実施
    - 防災関係機関は、県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。  
また、県及び町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。  
なお、町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。
  - (2) 避難計画
    - 町は、第2章第6節第1に定める避難計画の作成に当っては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在留外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。  
また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。
  - (3) 情報伝達及び案内掲示板等の整備
    - 町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。  
また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムを活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障がないよう努める。
    - 県及び町は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
  - (4) 情報の提供
    - 県及び町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。
    - 県及び町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。
  - (5) ボランティアの育成
    - 県及び町は、国際理解関係団体の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。
  - (6) 生活相談
    - 県及び町は、国際理解関係団体等協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

## 第10節 防災施設等整備計画

### 第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう防災施設等の整備と災害時における応急活動体制の整備を推進する。

### 第2 防災施設等の機能強化

- 防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
  - ア 災害応急対策活動における中枢機能
  - イ 庁舎等の被災時におけるサブ機能
  - ウ 災害応急活動を支援するための防災ヘリコプター等の受け入れ機能
  - エ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
  - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
  - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
  - キ 被災住民の避難・収容機能
  - ク 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
  - ケ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

### 第3 公共施設等の整備

- 道路施設、河川管理施設、砂防施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- 避難路、避難地（公園、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、町庁舎、住田分署等災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、学校体育館等多数を収容する重要施設等について不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 既存施設等については耐震診断を行い、不備な箇所の補強に努める。
- 老朽化が顕著な施設は、早期改築の推進を図る。
- 河川堤防に自然水利として利用できるような進入路の整備に努める。

### 第4 消防施設等の整備

- 地域の実情に即した消防車両、消防水利その他の消防施設、設備の整備充実を推進するとともに、常時点検整備を実施する。
- 地震災害時の消防水利を確保するため、耐震性貯水槽、自然水利等の整備を推進する。

### 第5 防災資機材等の整備

- 災害応急対策活動に要する次の資機材の整備を推進するとともに、定期的に点検整備を行い必要な補充を行う。
  - (1) 水防用資機材

- (2) 林野火災消火用資機材
- (3) 特殊災害用資機材
- (4) コミュニティ防災資機材
- 町は、災害対策本部又は災害対策本部地区本部及び現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材の整備を推進する。

## 第6 地震防災緊急事業の推進

- 地震防災対策特別措置法に定めるところにより、地震防災上緊急に整備すべき施設・設備の整備を推進する。  
当町に係る地震防災緊急事業は次のとおりである。
  - (1) 消防用施設 耐震性貯水槽、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車
  - (2) 緊急輸送を確保するため必要な道路改修（実施主体：県）
  - (3) 公立学校施設整備事業
  - (4) 急傾斜地崩壊対策事業（実施主体：県）、治山事業（実施主体：県）

## 第11節 建築物等安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 密集地での災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、密集地の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める

### 第2 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域、準防火地域の指定
  - 密集地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
- 2 公営住宅の不燃化促進
  - 公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
  - 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。
- 3 民間住宅の不燃化促進
  - 密集地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

### 第3 建築物の耐震性向上の促進

- 1 防災上重要な建築物等の耐震性の促進  
既存建築物の耐震性の向上を図り、密集地での防災を推進するため、次の対策を推進する。
  - (1) 防災上重要な建築物の設定
    - 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保に努める。
      - ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
      - イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
      - ウ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物
  - (2) 町施設の耐震性の促進
    - 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。
    - 防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
  - (3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の促進
    - 県は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。
  - (4) 設備・備品の安全対策
    - 防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や化学薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性の促進

- 木造住宅の耐震性を促進するため、住民に対し、耐震性の重要性を啓発するとともに、耐震診断士の養成と耐震診断を希望する建物所有者に対して助成を行う木造住宅耐震診断事業を実施し、耐震性の確認と耐震改修の意識啓発を図る。

また、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

〔木造住宅耐震診断事業実施要綱 資料編 2-11-1〕

3 一般建築物の耐震性の促進

- 建築物の耐震性の促進について広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性の促進

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性の促進

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- 特に、通学路及び避難場所周辺について、耐震改修の啓発を促進する。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性の促進

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強めに指導する。
- 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対し、定期点検補強を指導するとともに、町においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により町民への啓蒙普及を図る。

**第4 かけ地近接等危険住宅移転の促進**

- かけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、県及び関係住民と協力をして、かけ地近接等危険災害住宅の移転を推進する。

**第5 建築物の安全確保**

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、建築物防災週間を設け各種防災啓蒙活動を実施する。
- 地震、台風、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

## 第6 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

[防火対象物の現況 資料編 2-11-2]

- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用設備等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業所、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

## 第12節 文化財災害予防に関する計画

### 第1 基本方針

文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及高揚を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

### 第2 文化財の現状

本町の文化財は、その歴史上・学術上あるいは芸術上の価値により文化財保護法、県及び町文化財保護条例に基づいて、保護の対象に指定されている。

〔文化財指定状況一覧表 資料編2-12-1〕

### 第3 文化財保護思想の普及

文化財保護強調月間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の文化財に対する防火思想・防災意識の高揚を図る。

### 第4 文化財の防災措置

- 1 文化財は貴重な財産であって、ただ単に所有者のみでなく広く住民が公共的立場に立ってその保護の責に任じ、或いは協力するよう文化財保護思想の啓発に努めるとともにその体制の確立に努める。  
また、指定文化財以外の文化財に対する意識高揚に努める。
- 2 所有者または管理者（「管理責任者及び管理団体」をいう。以下本節において同じ）は、対象別に必要な防災施設の拡充整備を図り、また文化財に対する防災訓練を計画的に実施するものとする。
- 3 被災情報の収集、被災文化財の保全を図るため、あらかじめ必要な体制を整えておくものとする。

### 第5 防災施設等の整備

指定文化財の所有者または管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、適時保守点検に努める。

建 造 物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	○ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備を推進する。
史跡、名勝、天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設の整備を推進するとともに保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防に努める。

## 第6 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画の整備に努める。

ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
イ 文化財の避難場所を定める。
ウ 搬出用具を準備する。
- 被災した文化財の搬出・保全に当たっては、ボランティアを活用することとし、このための情報交換体制の整備に努める。

## 第13節 交通施設安全確保計画

### 第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し交通機能を確保するため施設の耐震性の向上や災害対策用資機材の整備充実を図る。

### 第2 道路施設

#### 1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
  - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
  - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- 国及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

#### 2 橋りょうの整備

- 災害時における橋りょう機能を確保するため、所管橋りょうについて、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
  - ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」(道路橋示方書)(平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達)に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋りょうを把握するため、橋りょう耐震点検調査を実施する。
  - イ 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋りょうについて、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
  - ウ 新設の橋りょうは、道路の位置付け、橋りょうの重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

#### 3 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材を配備している業者との協定等の締結を促進し、障害物除去業務に備えるものとする。

### 第3 鉄道施設

#### 1 鉄道施設の整備

- 橋りょう、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

2 防災業務施設・設備の整備

- 気象予警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等の整備を推進する。
- 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、地域振興無線、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備の整備充実を図る。
- 一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等の整備を図る。

3 復旧体制の整備

- 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
  - ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
  - イ 復旧用資機材の配置及び整備
  - ウ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
  - エ 消防及び救護体制

## 第14節 ライフライン施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

- 災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

### 第2 電力施設

- 電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。電力事業者は、県計画に定めるところにより、電力施設の整備、工作物の事故予防点検に取り組むとともに、有事の際の応急対策の対応体制を整える。
- 電力業者は、県計画に定めるところにより、電力施設の整備を図る。
- 国、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

### 第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次被害を防止するため、災害対策用の資機材を整備し、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

#### 1 施設の整備

容 器 置 場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安 全 器 具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 器具等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

#### 2 災害対策用資機材の確保等

- 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制の整備を図る。

#### 3 防災広報活動

- 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から需要家に対し次の事項について周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

## 第4 上下水道施設

### 1 上水道施設

○ 水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

#### (1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

#### (2) 施設の耐震性の向上

○ 「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生省）を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。</li> <li>○ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。</li> </ul>
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ周りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。</li> <li>○ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。</li> </ul>
送、配水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送、配水幹線は、耐震性継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を図る。</li> <li>○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。</li> <li>○ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を図る。</li> </ul>

#### (3) 給水体制の整備

- 町及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

### 2 下水道施設

○ 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</li> <li>○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</li> <li>○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</li> </ul>
終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 終末処理場の非常用発電設備の整備を推進する。</li> <li>○ 終末処理場は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</li> <li>○ 終末処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</li> </ul>

〔下水道施設の現況及び整備計画資料編2-14-1〕

## 第5 電気通信施設

### 1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

### 2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受診を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

#### (1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

#### (2) 放送継続体制の整備

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

#### (3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

## 第15節 危険物施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

### 第2 石油类等危険物

#### 1 保安教育の実施

- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、大船渡地区消防組合等と連携し、講習会、研修会等の保安教育の実施を推進する。

#### 2 指導強化

- 大船渡地区消防組合が行う許可及び立入検査等に対し、県の指導助言を受けながら災害防止に努める。
- 大船渡地区消防組合は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- 大船渡地区消防組合は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- |  |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査              |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導      |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |
| エ 地震動等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導          |

#### 3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故防止

##### (1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

##### (2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 大船渡地区消防組合は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 大船渡地区消防組合は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

##### (3) 敷地外流出防止措置

- 大船渡地区消防組合及び県は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川への流出による二次災害を防止するため、危険物タンク施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な処置を講じるよう指導する。

#### 4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 化学消化薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

[化学消化薬剤備蓄状況 資料編 2-15-1]

**第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策**

- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

1 保安意識の高揚

- 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

- 高圧ガス貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- 指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備指導

- 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

**第4 毒物、劇物災害予防対策**

- 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

- 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急処置体制の確立の指導及び届け出義務（大船渡保健所、大船渡消防署住田分署、大船渡警察署）の周知徹底を図る。

**第5 放射線災害予防対策**

- 防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

## 第16節 風水害予防計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業の計画的な実施を促進する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう施設の維持管理体制の整備を図る。
- 3 県、町その他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 第2 風水害に強いまちづくり

- 町は、大雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 県及び町は、大雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 町は、防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 県及び町は、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

### 第3 河川改修事業

- 本町の河川は、高清水山に源を発し広田湾に流れる気仙川が主たるもので、町内流路延長 26.5 km、その他の河川は延長 48kmにも及んでいる。これらの河川の改修は、2 級河川が一部改修されているだけで、小河川については、そのままの状態であり、産業経済の発展に伴う土地利用の高度化と防災上の要請からも河川改修は急務とされている。

[河川改修の状況 資料編 2-16-1]

- 重要水防区間の状況は [重要水防区間 資料編 2-16-2] のとおりである。

### 第4 砂防事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、堰堤工、流路工等の整備を進める。

- 県の土石流対策の砂防事業を重点的に促進する。

[砂防指定地及び砂防施設 資料編 2-16-3]

## 第5 治山事業

- 山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地の復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業の実施を推進する。
- 農林水産省林野庁及び町は、流木災害の発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

## 第6 施設の管理

- 洪水防ぎょ等の施設の管理について、それぞれ施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう管理体制の整備を図る。

## 第7 水害予防対策

- (1) 集中豪雨、長期降雨、台風等の異常気象時には、降水量及び水位観測データを調査・情報収集し、一定量に達した場合は、住民に呼びかけ、パトロールの強化などに努め、災害の未然防止に努める。  
町内の水位・雨量観測箇所は、第4節「気象業務整備計画」に記載されているとおりである。
- (2) 危険箇所についての改修事業等は、国・県の事業計画と並行し実施するとともに、町としても緊急度の高い箇所から事業を推進する。

## 第8 必要な資機材の確保

- 堤防防備のための資材器具等は、定期的に点検を行い、整備・備蓄に努める。

[水防用資材等備蓄箇所 資料編 2-16-4]

## 第9 水防警報指定河川について

### 1 気仙川（上流）

- (1) 水位周知を行う河川及び区間

左岸 気仙川と大股川との合流点から世田米字山谷7番地先（岩澤橋下流600m）まで  
右岸 気仙川と大股川との合流点から世田米字川向190番地先（岩澤橋下流600m）まで

- (2) 水防警報及び水位周知を行う基準水位観測所

昭和橋水位観測所 世田米字小口洞53-16（管理者：岩手県）

- (3) 水防警報及び水位周知を行う基準水位

基準水位		気仙川（昭和橋水位観測所）水位（m）
水位周知	氾濫危険水位（特別警戒水位）	2.9
	避難判断水位	2.6
水防警報	氾濫注意水位（警戒水位）※	2.6
	水防団待機水位（通報水位）	2.1

※ 水防団（消防団）が出動する目安となる水位

2 大股川

(1) 水位周知を行う河川及び区間

左岸 世田米字中井 25 番地先（高屋敷橋上流 400m）から気仙川合流点まで  
 右岸 世田米字中井 76 番地先（高屋敷橋上流 400m）から気仙川合流点まで

(2) 水防警報及び水位周知を行う基準水位観測所

高屋敷水位観測所 世田米字高屋敷 12-1（管理者：岩手県）

(3) 水防警報及び水位周知を行う基準水位

基準水位		大股川（高屋敷水位観測所）水位（m）
水位周知	氾濫危険水位（特別警戒水位）	2.0
	避難判断水位	1.9
水防警報	氾濫注意水位（警戒水位） ※	1.9
	水防団待機水位（通報水位）	1.5

※ 水防団（消防団）が出動する目安となる水位

3 通報の方法

- (1) 指定河川における水防警報は、県が通報を行う。水位が避難判断水位に達した時は、県では、町に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知する。
- (2) 通報機関及び受信機関
  - ・通報機関：大船渡土木センター
  - ・受信機関：住田町総務課、大船渡消防署住田分署、県庁河川課

第10 浸水想定区域の公表及び周知

- 町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。
- 町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- 町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対して洪水予報等を伝達するものとする。
- 町は、町地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。

## 第11 風害予防の普及啓発

- 県、町その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

## 第12 関係者間の密接な連携体制の構築

- 水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。

## 第17節 土砂災害予防計画

### 第1 基本方針

- 1 集中豪雨等による、あるいは地震の発生に伴う土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土砂流対策事業、急傾斜地対策事業の実施を促進する。  
また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為を制限するなど土砂災害防止対策を促進する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制等の適切な指導を行う。

### 第2 土砂災害発生危険箇所の現況

町内の土砂災害発生危険箇所の状況は、資料編2-17-1のとおりである。

[急傾斜地崩壊危険箇所資料編 2-17-2]

[土石流危険渓流等箇所資料編 2-17-3]

[山地災害危険地区資料編 2-17-4]

### 第3 土地崩壊の災害防止対策

#### 1 予防対策

- (1) 豪雨、長期降雨等により土地崩壊の発生が予想される箇所の調査を行うとともに、状況の把握に努めるものとする。
- (2) 土石流危険渓流及び危険区域等に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時あるいは震災時の対応等について周知を図るものとする。
- (3) 警戒、避難の措置を的確に行うため、盛岡地方気象台等の降雨観測資料の収集に努めるものとする。
- (4) 住民への気象予警報（大雨、洪水、強風）は、防災行政無線等により周知徹底を図るものとする。
- (5) 災害時（震災時含む）における被害（被災）状況の早期把握と関係機関の連携強化を図るため、災害情報の連絡体制の整備を図る。
- (6) 危険箇所についての、災害防止措置は、国、県の事業計画と並行し実施するとともに、町として緊急度の高い箇所から年次計画を立て事業を推進するものとする。

#### 2 警戒体制

- (1) 次の基準により警戒巡視を実施する。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの雨量がない場合
		第1警戒体制	危険区域の警戒巡視、住民に対する広報等	当日の日雨量が50mmを超えたとき

第2 警戒体制	住民に対する避難指示の発令等	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量 30mm以上の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が80mmを超え、1時間雨量 30mm以上の強雨が予想されるとき	当日の日雨量が100mmを超え1時間雨量 30mm以上の強雨が予想されるとき
---------	----------------	---------------------------------------	--	--

ただし、地震、地すべり等の発生時は、別途考慮するものとする。

(2) 警戒の方法

ア 第1 警戒体制による巡視は、災害が発生するおそれがあると判断された場合、町職員、消防職員、消防団員により行い、住民に対する高齢者等避難の発令は、防災行政無線、消防車、広報車等を利用して実施するものとする。

イ 第2 警戒体制による避難指示の発令は、上記アにより実施するもののほかすべての広報媒体の活用により実施するものとする。

ウ 警戒及び巡視担当区域は、第3 章第14 節「避難・救出計画」によるものとする。

第4 土砂災害防止対策の推進

○ 県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

○ 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村の意見を聞き、その区域を指定する。

○ 町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該計画区域ごとに次の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48 条第1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

○ 県は、土砂災害から住民の生命、財産を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所用の措置等を実施する。

○ 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

○ 県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

## 第5 宅地防災対策

- 建築基準法に基づき、がけ崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害の未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。
- 防災パトロールにより、違反住宅、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

## 第6 土砂災害警戒情報の発表

### 1 目的及び発表機関

- 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

### 2 発表・解除基準

#### (1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、当該地域を対象として共同で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

#### (2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに、解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

### 3 利用に当たっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。

4 情報の伝達体制

- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、町伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- 伝達先及び系統図については、資料編 3-2-2 のとおりである。

5 避難指示等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル 5 相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル 4 相当】	紫	実況値又は 2 時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル 3 相当】	赤	実況値又は 2 時間先までの予測値が警戒基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル 2 相当】	黄	実況値又は 2 時間先までの予測値が注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	—

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を 1 km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※ 「災害切迫」（黒）：警戒レベル 5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第7 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

- 県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

- 県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関）

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛	河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合	国土交通省

水	おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

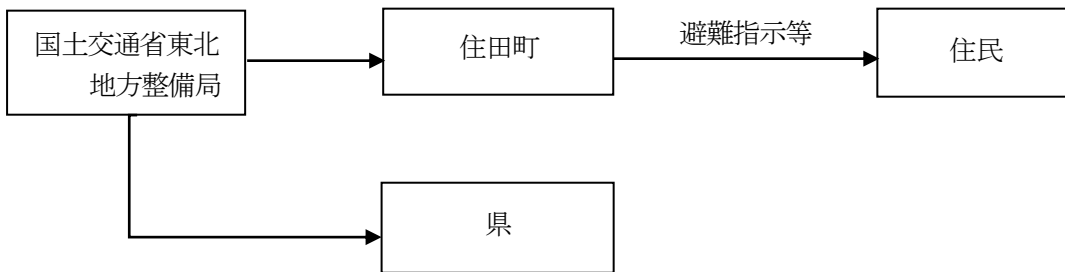
3 土砂災害緊急情報

- 県又は国土交通省は、法第 60 条第 1 項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

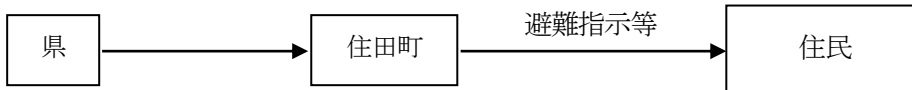
4 情報の伝達体制

- 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



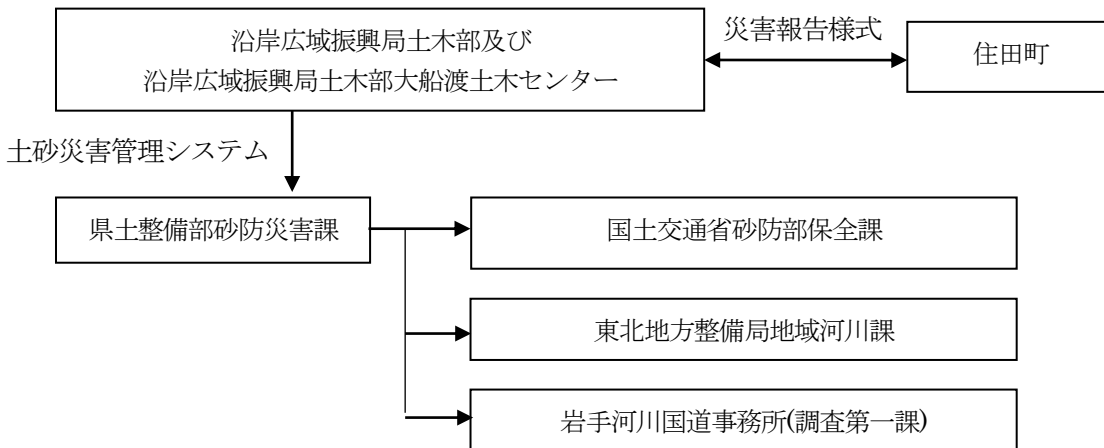
(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



第8 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 町及び県は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式及び土砂災害管理システムにより報告系統のとおり報告する。

(土砂災害発生時における報告系統)



## 第18節 火災予防計画

### 第1 基本方針

- 1 火災の発生（地震発生時における同時多発的な火災含む）を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

### 第2 出火防止、初期消火体制の確立

#### 1 火災予防の徹底

- 町及び大船渡地区消防組合は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底に努める。
- 町及び大船渡地区消防組合は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底に努める。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての住民が参加できるように全地域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及に努める。</li> <li>○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火気使用設備の取扱方法</li> <li>イ 消火器の設置及び取扱方法</li> <li>ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行</li> <li>エ 住宅用防災機器(火災警報器)の設置及び取扱方法</li> </ul> </li> <li>○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、適切な指導を行う。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防査察、火災予防運動、上級防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害発生時における応急措置要領の作成</li> <li>イ 消防用設備等の維持点検及び取扱方法の徹底</li> <li>ウ 避難、誘導體制の確立</li> <li>エ 終業後における火気点検の励行</li> <li>オ 自衛消防隊の育成</li> </ul> </li> </ul>

#### 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

##### (1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

##### (2) 民間防火組織の育成

ア 女性消防協力隊等の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織の育成強化に努める。

[女性消防協力隊等の結成状況 資料編 2-18-1]

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

[幼年及び少年クラブの結成状況資料編 2-18-2]

3 予防査察の強化

- 大船渡地区消防組合は、防火対象物の予防査察を年間業務計画等により、定期的実施する。
- 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

大船渡地区消防組合は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

- ア 防火管理者の選任
- イ 消防計画の作成
- ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- エ 消防用設備等の点検整備
- オ 火気の使用又は取扱方法
- カ 消防用設備等の完全設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- 大船渡地区消防組合は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

- 県は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じ製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。
- 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(3) 化学薬品

- 町及び大船渡地区消防組合は、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

### 第3 消防力の充実強化

町及び大船渡地区消防組合は、大（震）火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助等を受けながら、消防力の充実強化に努めるものとする。

#### 1 総合的な消防計画の策定

消火活動（地震災害発生時含む）に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

#### 2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

#### 3 消防施設等の整備強化

##### (1) 消防車両等の整備

ア ポンプ自動車及び小型動力ポンプの計画的な整備

イ 救助用資機材の整備

倒壊家屋等からの人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

##### (2) 消防水利の確保

消火栓、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

##### (3) 消防通信機器の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信機器の充実を図る。

##### (4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

## 第19節 林野火災予防計画

### 第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

### 第2 林野火災防止対策の推進

#### 1 気仙地区山火事防止対策推進協議会

大船渡農林振興センターは、協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実状に即した林野火災防止対策の推進を図る。

#### 2 林野火災予防思想の普及、徹底

- 山火事防止運動期間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこ火の投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火遊びの禁止

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学校生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
イ 新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ 広報車などによる巡回広報
エ 子供会行事等を通じた防火指導

#### 3 予防及び初期消火体制の整備

軽可搬ポンプ等の初期消火資機材の充実を図り、関係機関及び団体が常備する。

#### 4 組織の強化

- 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

本篇 第2章 災害予防計画

5 各関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	ア 強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 航空機及び広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標示板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底 ク 火入れの許可・指示事項の遵守
大船渡地区消防組合	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
三陸中部森林管理署	ア 強風注意報・乾燥注意報等発令時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用の施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
気仙地方森林組合 林業団体等	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 強風注意報・乾燥注意報等発令時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報時等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 イ 森林周辺農家に対する防火思想の普及啓発
その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

## 第20節 農業災害予防計画

### 第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

### 第2 農業災害防止対策の推進

町は、各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、地域の実状に即した農業災害防止対策の推進を図る。

### 第3 予防対策

○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における燃料等の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疾病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

○ 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるように防止対策を講じる。

- ア 生鮮食品の輸送力の確保
- イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

## 第21節 防災ボランティア育成計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備
県	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部（以下本節中「日赤県支部」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 赤十字奉仕団（以下本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 3 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部住田町分区（以下本節中「日赤住田町分区」という。）	防災ボランティア活動の普及啓発
岩手県社会福祉協議会（以下本節中「県社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
住田町社会福祉協議会（以下本節中「町社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

（町本部の担当）

部	班	担当業務
社会福祉協議会	総務班	防災ボランティア活動の普及啓発

### 第3 実施要領

- 1 防災ボランティア・リーダー等の養成
  - 町は、日赤県支部、日赤住田町分区、県社協、町社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
  - 日赤県支部は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
  - 県社協及び町社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤県支部、日赤住田町分区、県社協、町社協は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- 町は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア 地域事情に関すること  
イ 要配慮者の状況  
ウ 要配慮者に対する心構え  
エ 避難所の状況  
オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

## 2 防災ボランティアの登録

- 日赤県支部、日赤住田町分区、県社協、町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。  
○ 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

## 3 防災ボランティアの受入体制の整備

- 町は、日赤県支部、日赤住田町分区、県社協及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。  
○ 町本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

ア 防災ボランティアの受入担当課  
イ 防災ボランティアに提供する情報  
ウ 防災ボランティアに提供する装備、資機材  
エ 防災ボランティアの宿泊する施設  
オ 防災ボランティアの活動拠点  
カ 防災ボランティアとの連絡調整の方法  
キ その他必要な事項

- 町は、県社協、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

## 4 関係団体等の協力

- 町は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア 地区公民館 イ 自主防災組織等 ウ その他必要と思われる団体

## 第22節 事業継続対策計画

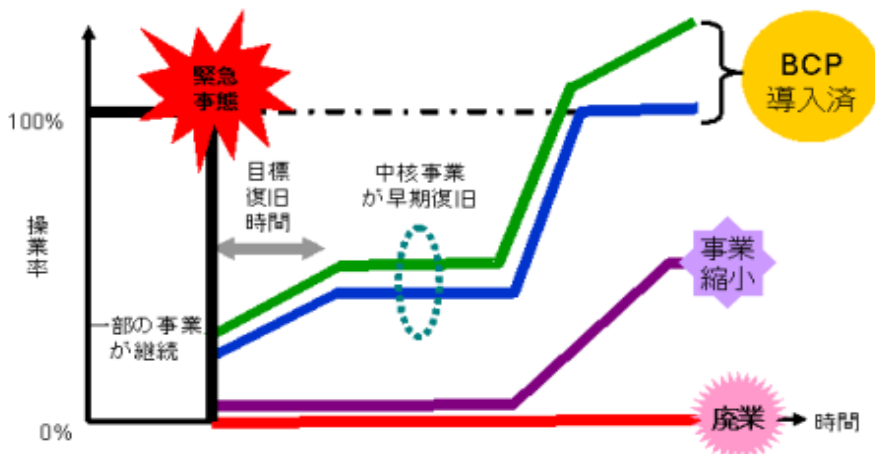
### 第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 第2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。
- ※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
- 町は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 業務継続計画には、おおむね次の内容について定めるものとする。
  - ア 災害時において優先して実施すべき業務
  - イ 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
  - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
  - エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
  - オ 通信手段の確保に関する事項
  - カ 行政データのバックアップに関する事項

[企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ]



### 第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 町は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
  - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
  - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。
- 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

#### 第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害（地震による災害含む）が発生し、または発生するおそれのある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 町は、複合災害が発生した場合において、町本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

#### 第2 活動体制

当町で災害（地震災害含む）が発生し、または発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、住田町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は住田町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

##### 1 災害警戒本部の設置

- 災害警戒本部は、「住田町災害警戒本部設置要領」（資料編5-4）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

##### (1) 設置基準

ア 大雨警報、洪水警報、暴風警報等の気象警報が発表された場合。

イ 町内に震度4の地震が発生した場合。

ウ 長雨等による地面現象災害が多数発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務課長が必要と認めるとき。

エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務課長が必要と認めるとき。

オ 県から原子力災害対策特別措置法（以下本節において「原災法」という。）第10条第1項に

- 規定する事象（以下本節において「特定事象」という。）の発生に関する通報があった場合。
- カ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から町内での事業所外運搬事故（原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下本節において同じ。）の発生に関する通報があった場合。
  - キ 県から原子力災害対策指針で示された警戒事態に該当する事象等の発生に関する通報があった場合において、総務部長が必要と認めたとき。
  - ク その他総務課長が特に必要と認めた場合。

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織

本部長	副本部長	本部員	本部職員
総務課長	総務課長補佐	状況に応じて本部長が指名する課長等	総務課職員及び本部員が所属する課の職員

(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
  - ア 気象予警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関への伝達
  - イ 県本部及び防災関係機関に対する災害警戒本部の設置（廃止）に関する通知並びに被害情報等の報告
  - ウ 気象情報及び河川の水位情報の収集
  - エ 気象等に関する状況及び被害発生の状況把握
  - オ 消防本部その他関係機関の対応状況の把握
  - カ 応急措置の実施
  - キ その他の情報収集

(4) 関係各課等の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課等においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
防 災 部	住 田 分 署 消 防 団	1 気象情報及び災害情報の収集等 2 消防団員の召集、配置及び運用
建 設 部	建 設 課	1 降水、河川水位情報の収集・交通規制情報の収集 2 所管施設（道路、河川等）被害情報の収集 3 急傾斜地等危険区域の被害情報の収集 4 上下水道施設等被害情報の収集
福 祉 部	保 健 福 祉 課	1 人的被害及び住家被害情報の収集 2 社会福祉施設等被害情報の収集
産 業 部	農 政 商 工 課 林 政 課	1 農業・林業施設等被害情報の収集 2 商工・観光・鉱山施設等被害情報の収集 3 観光施設等被害情報の収集

文 教 部	教育委員会 事務局	1 学校教育施設等被害情報の収集 2 社会教育施設等被害情報の収集 3 文化財施設及び文化財の被害情報の収集 4 体育施設等被害情報の収集
-------	--------------	--

注) 水災時等においては、「住田町水防本部」を設置の上、上記活動を行う。

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、総務課長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 町本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

- 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- 後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。
- 本部長は、必要に応じ関係指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。この場合において本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

〔住田町災害対策本部条例 資料編5-2〕

〔住田町災害対策本部運営要領 資料編5-3〕

- 災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

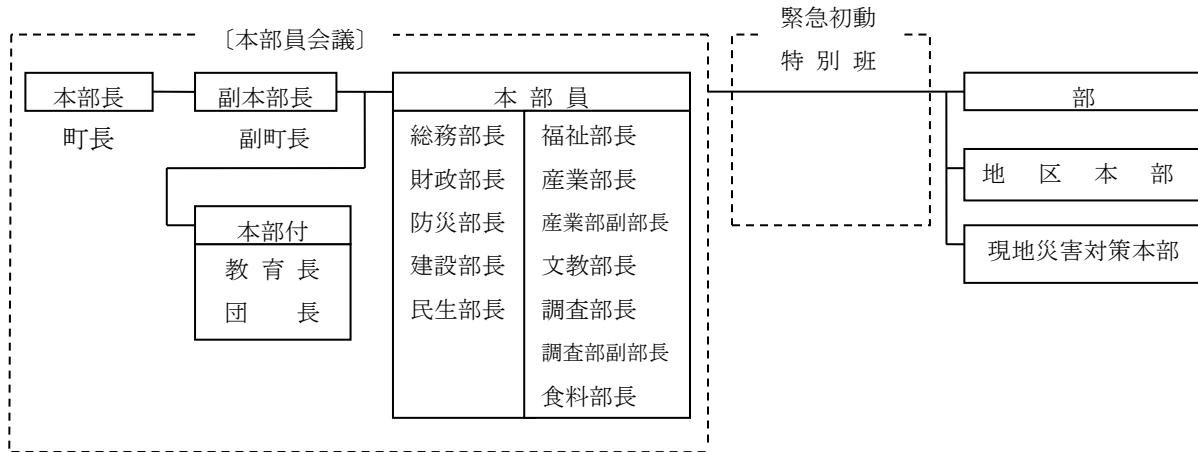
(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警 戒 配 備	(1) 気象警報（海上に対するものを除く。）、洪水警報が発表され、若しくは大規模な火災、震度5弱の地震、爆発等により、相当規模の災害発生のおそれがあると認められる場合 (2) 気象特別警報が発令された場合。 (3) 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (4) 県から原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、町本部長が警戒配備体制により原災法第2条第5号に規定する緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (5) 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、町本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (6) その他町本部長が特に必要と認めた場合。

非常配備	(1) 相当規模の災害が発生した場合 (2) 町内に震度5強以上の地震が発生した場合 (3) 気象特別警報（海上に対するものを除く。）が発表された場合 (4) 原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言がなされた場合において、当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に町の地域が含まれる場合又は市の地域が含まれることが想定されるとき。 (5) その他町本部長が特に必要と認めた場合
------	---

(2) 組織

○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

- 本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害活動の連絡、調整を行う。

イ 部

- 部の組織は表-1（1-3-10頁）のとおりである。
- 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害応急対策の実施に当たる。
- 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 地区本部

- 地区本部は、大規模な災害が発生し、各地区において情報収集を行う必要があると認められる場合、または、当該地区において応急対策を実施する必要がある場合、本部長が設置する。本部と緊密に連絡の上、災害応急対策に当たる。
- 地区本部は、災害応急対策の実施に当たり、地区公民館、地域公民館、自主防災組織、消防団等と緊密に連携し、次の事項について協力して対策を推進する。
  - ① 避難所の開設、運営
  - ② 炊き出し及び食料、物資の配給
  - ③ 地区内の被害状況の収集、取りまとめ
  - ④ 災害情報の地区内への伝達
  - ⑤ その他地区本部長が必要と認めること

エ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたとときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、情報の収集、現地作業班等の指揮・監督、消防団、自主防災組織及び自治公民館等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が本部員の中から指名し、本部員は、災害対策本部長が関係課長と協議の上指名する。

オ 緊急初動特別班

- 町本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、必要に応じて、総務部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、総務部長直属の組織として、町本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の各班で構成する。

(町本部)

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 国、県及び防災関係機関等の連絡調整 (5) 町本部の実施する災害応急対策の総括 (6) 災害応急対策の実施に係る防災関係機関、各種団体及び町民に対する指示、協力要請及び連絡 (7) 自衛隊の災害派遣要請とその受入れ及び調整 (8) 各部の実施する災害応急対策の調整
情 報 班	(1) 町における被害情報、災害応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報及び住民の動向等の情報収集・伝達
広 報 班	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報 (4) 町民からの要望の処理

- 緊急初動特別班員は、町本部から配備指令があった場合又は災害対策本部非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに本部に参集し、担当業務を遂行する。
- 総務部長は、町本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、表-2（1-3-12頁）のとおりである。  
ただし、災害の形態、経過日時等の状況により他部に対する応援体制等を本部員会議で調整する。
- 各部は、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な

災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(4) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
  - ① 町本部長が、町の地域に災害が発生するおそれがなくなつたと認めるとき。
  - ② 町本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

3 災害対策本部等の設置及び廃止通知

- 町本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置・廃止した場合は、直ちに次の関係機関に通知し、連絡体制を密にする。

また、災害対策本部を設置した場合は、町防災行政無線により住民へ周知する。

通知先機関及び通知方法

名 称	通知方法(電話連絡)	住 所
消 防 団 長	固定電話 携帯電話	
大船渡地域振興センター	固定電話 衛星系 衛星電話	大船渡市猪川町字前田6-1
大船渡地区消防組合 大船渡消防署住田分署	固定電話 専用回線 衛星電話 消防無線	住田町世田米字川向80-7
大 船 渡 警 察 署	固定電話	大船渡市盛町字下館下23
東北電力ネットワーク(株)大船渡 電力センター	固定電話	大船渡市盛町字内ノ目11-10
N T T 東 日 本 (株) 岩 手 支 店	固定電話	盛岡市中央通1丁目2-2

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

- 町本部の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		体 制
災 害 警 戒 本 部		総務部、防災部及び状況に応じて本部長が指名する課長等
災対本部	警 戒 配 備	上記の他、別に定める災害対策本部の係長相当職以上の職員
	非 常 配 備	全職員

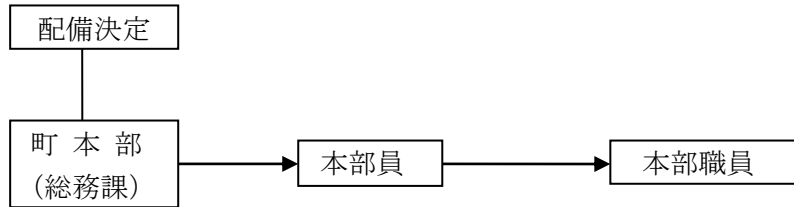
○ 防災部の配備については、「消防計画」による。

2 動員の系統

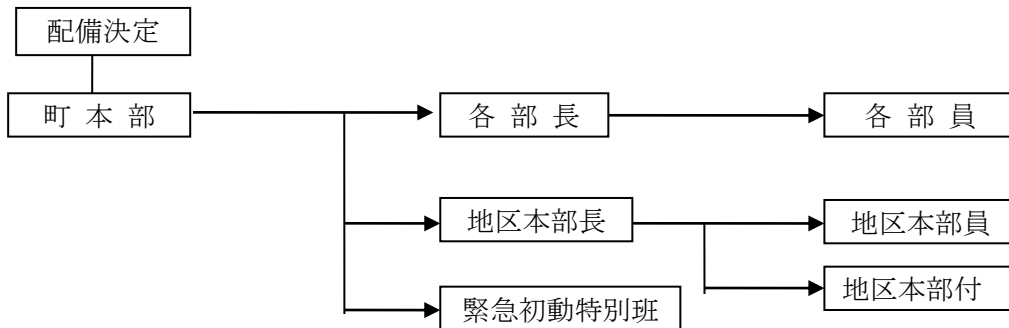
○ 動員は、次の系統によって通知する。

○ 日直職員及び宿直員は、災害に関する情報又は通報を受けたときは、直ちに総務課長に連絡する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

○ 配備指令の伝達は次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	防災行政無線、庁内放送、電話等
勤務時間外	防災行政無線、電話等

○ 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位	エ 所定の場所に参集できない場合の参集先
イ 所掌事務の任務分担	オ その他必要な事項
ウ 職員ごとの参集方法及び所要時間	

4 動員体制の整備

○ 各部長は、必要に応じて配備体制に基づく部員の動員計画（様式-1）を作成し、これを総務課長へ報告するとともに、部員に周知徹底しておくものとする。

5 自主参集

○ 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害（震度5弱以上の地震発生含む）を覚知したとき、または気象予警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに直ちに災害対策本部へ参集する。

6 消防団員となっている町職員の配備

- 消防団員となっている町職員は、人命の救助、財産の保全等初動体制の重要性に鑑み原則として消防団活動を優先するものとする。  
ただし、災害対策本部（警戒本部を含む。）総務課職員及び各部において応急対策に最小限必要な職員については、本部長の判断により町本部または地区本部へ配備するものとする。
  - 消防団活動を行う期間は、人命救助の重要期間を考慮し、発災から 72 時間（3日間）を基本とする。
  - 72 時間以後（4 日目以降）も消防団活動に従事する必要がある場合は、町本部長が防災部への所属の延長を指示する。その際、町本部長は、消防団となっている職員が引き続き従事すべき活動項目を示し、当該活動への従事が不要となった時点で速やかに町本部又は地区本部に戻ることを指示する。
- 7 所定の場所に参集できない場合の対応
- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所定の場所に参集できない場合は、最寄りの地区本部または避難場所に参集する。
  - 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
  - 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめの上速やかに本部長（各部長）に報告する。
  - 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属部署へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。
- 8 応援職員の動員
- 各部長は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとする。
  - 各部長は、所管する業務を執行するに当たり、部内の職員を総動員してもなお不足するときは、総務部長に応援要請書（様式一 2）により増員を要請する。  
ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、応援要請書は事後に提出することができるものとする。
  - 総務部長は、各部長から増員の要請を受けた場合において、その必要性を認めるときは、速やかに不足する人員を他の部から増員するものとする。
  - 本部長は、全本部職員をもってしてもなお要員が不足するときは、他の市町村、県または国の職員の派遣を県知事あてに要請するものとする。
- 9 指定行政機関等への職員派遣の要請等
- 町本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。
  - 町本部長は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関その他防災関係機関の職員に対し、本部員会議への参加を要請する。
  - 町本部長は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努

めるものとする

10 職員の心得

- 職員は、休日又は勤務時間外に災害の発生またはその危険を認知したときは、その状況に応じ登庁または連絡し、上司の指示を受けるものとする。
- 職員の居所に災害が発生した場合には、必要な予防防御の措置に当たるとともに、その状況を報告し、上司の指示を受けるものとする。
- 動員に応ずる職員は、昼夜間の別、災害の程度により、ときには長期化する場合を考慮し、服装、装備、携行品に留意するものとする。

**第4 防災関係機関の活動体制**

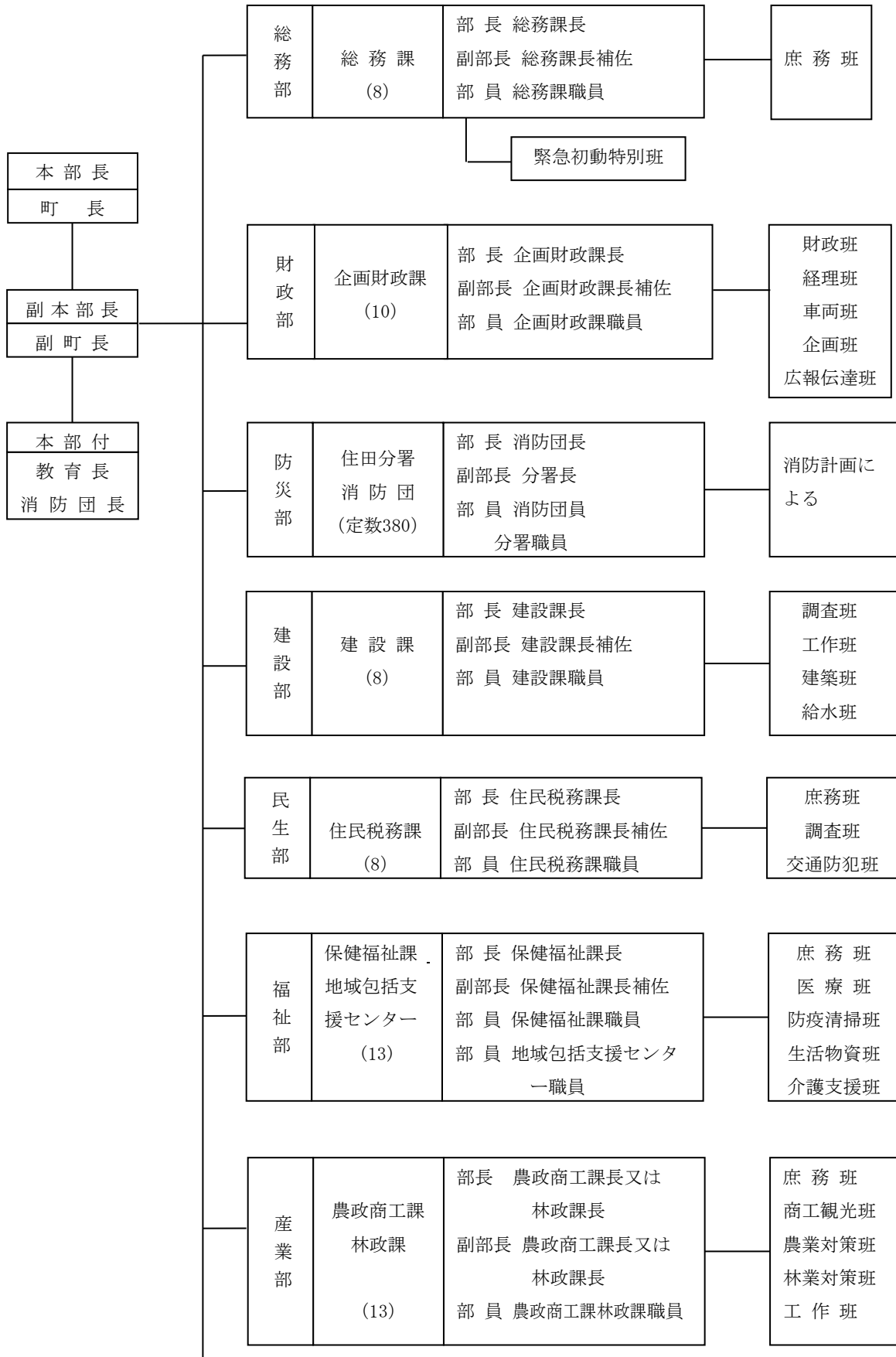
- 防災関係機関は、町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及び町計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 防災関係機関は、その活動にあたって、職員の安全確保に十分注意するとともに、心のケア対策に努め、必要に応じ国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県及び町との連携を図る。

**第5 その他**

- 災害対策本部を設置した場合、庁舎入口に災害対策本部の表示（垂幕）を掲げる。
- 災害対策本部員及び本部車両を明示するため腕章及びステッカーを交付する。

表-1

町本部の組織及び編成



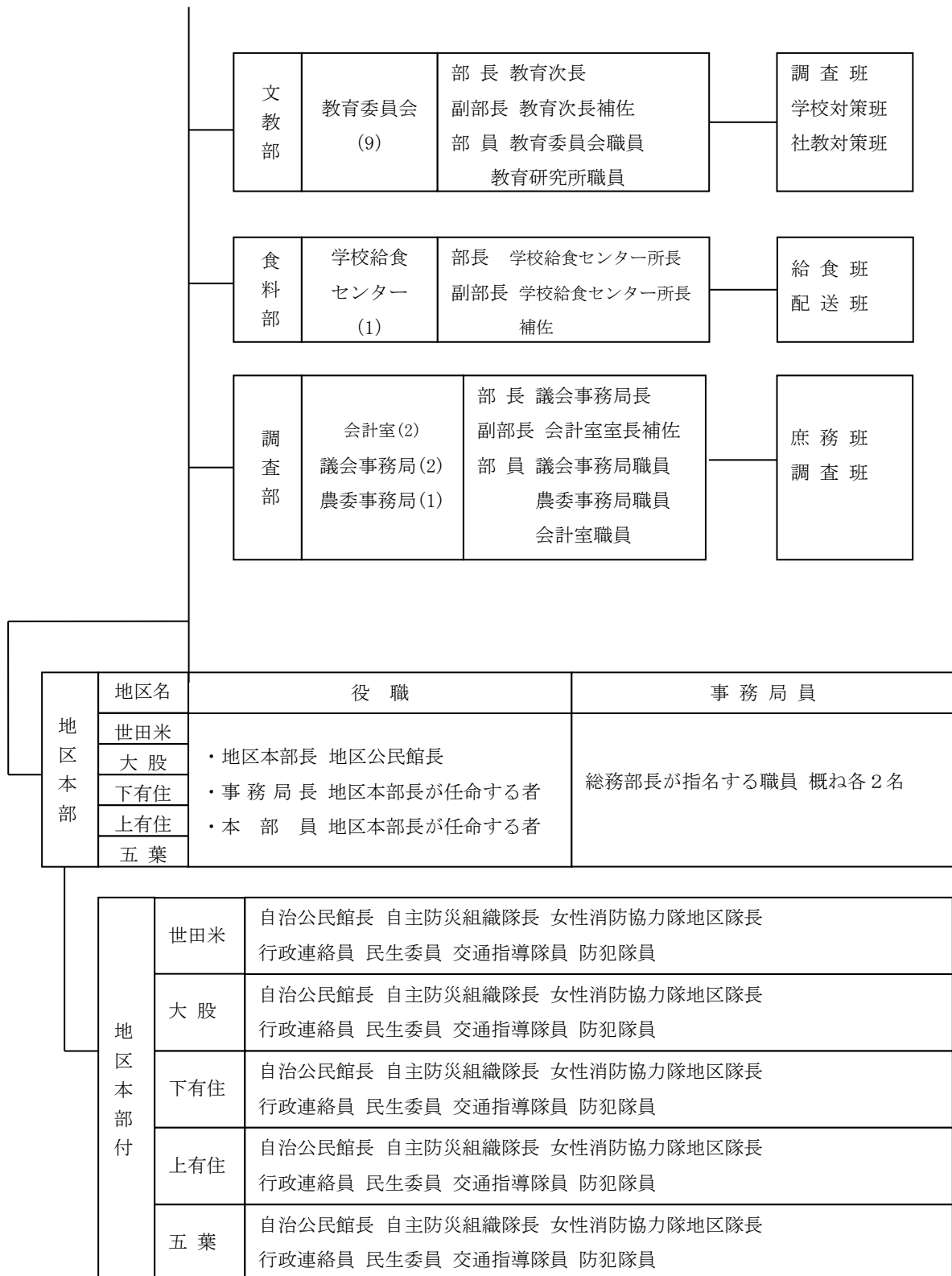


表-2

(1) 町本部の事務分掌

部	班	分 掌 事 務	章・節
総務部	庶務班	1 本部の設置及び運営に関すること	
		2 職員の非常召集、配置及び派遣に関すること	3-1
		3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表に関すること	3-1
		4 警戒区域の設定に関すること	3-1
		5 防災会議に関すること	3-1
		6 従事命令による要員の確保に関すること	3-1
		7 町議会に関すること	3-1
		8 教育委員会に対する指示に関すること	3-23
		9 防災行政無線の管理運営、その他通信業務に関すること	3-4・5
		10 気象状況の把握、気象予警報等の伝達に関すること	3-2
		11 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること	
		12 防災関係機関との連絡調整に関すること	
		13 相互応援協定等の締結に関すること	
		14 防災ヘリコプターの応援要請に関すること	3-29
		15 応援隊の受入れ及び連絡調整に関すること	
		16 海外からの支援の受入れに関すること	
		17 自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること	
		18 他市町村等、関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること	
		19 町外からの避難者の受入れに関すること	
		20 その他、他部に属さない事項に関すること	
財政部	財政班	1 応急対策予算の調整に関すること	4-1
		2 応急対策工事の請負契約に関すること	
		3 災害基金に関すること	
		4 その他財政金融措置に関すること	
		5 応急公用負担に関すること	
		6 損失補償、損害補償等に関すること	
		7 町有財産等の貸付、使用に関すること	
		8 庁舎等の被害調査・報告に関すること	
		9 庁舎の電気、機械設備等の機能維持に関すること	
		10 電話交換業務に関すること	
		11 仮設電話の設置に関すること	
	広報伝達班	12 関係機関に対する被害状況等の報告に関すること	
		13 報道機関への対応及び連絡調整に関すること	
		14 災害情報の報道機関への発表に関すること	
		15 広報資料の収集作成、記録に関すること	
		16 災害関係物品の購入及び受払いに関すること	
	経理班	17 輸送用燃料の確保及び給油券発行に関すること	4-2
		18 緊急救助費用の経理に関すること	

本篇 第3章 災害応急対策計画

部	班	分 掌 事 務	章・節
財政部	企 画 班	19 被災者の相談に関すること	
		20 情報の収集及び伝達に関すること	
		21 ヘリポートの維持に関すること	
		22 災害救助法の適用に関すること	
	車 両 班	23 災害関係来町者の受付、宿泊の手配等に関すること	
		24 渉外陳情に関すること	
		25 町有車両等の集中管理及び配車に関すること	
		26 緊急通行車両確認証明書の申請に関すること	
防災部	消 防 計 画 に よ る	27 物資等緊急輸送計画全般に関すること	
		28 輸送機関との連絡調整に関すること	
		1 消防施設等の被害調査に関すること	3-4
		2 高圧ガス・火薬類施設の被害調査に関すること	3-4
		3 気象予警報等の周知及び伝達に関すること	3-2
		4 火災警報の発表及び伝達に関すること	3-2
		5 被災地における広報活動に関すること	3-5
		6 消防活動の実施及び指導、連絡に関すること	3-7
		7 非常通信等に関すること	3-3
		8 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、誘導に関すること	3-13
		9 救助活動に関すること	3-13
		10 警戒区域設定等に関すること	3-13
		11 従事命令に関すること	3-22
		12 障害物除去作業の応援に関すること	3-20
		13 緊急消防援助隊の派遣に関すること	3-7
14 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること	3-21		
15 危険物施設等の応急対策に関すること	3-26		
建設部	調 査 班	1 公共土木施設の被害調査及び報告に関すること	3-4
		2 公共土木施設の復旧資材の確保及び応急工作に関すること	3-25
		3 応急復旧資機材の調達要請に関すること	3-9
		4 応急対策要員の確保及びあっせんに関すること	3-22
		5 水防活動に関すること	3-8
		6 建設部の庶務、施設の応急復旧給水用資機材の確保及び調整	3-17
	工 作 班	7 道路、河川等の障害物の除去に関すること	3-8
		8 障害物処理班の編成に関すること	3-20
		9 町内交通応急対策、復旧全般に関すること	3-6
	建 築 班	10 被災宅地危険度判定士への支援措置に関すること	3-18
		11 復旧資材の調査あっせんに関すること	
		12 応急修理住宅の設計、施工、管理等に関すること	
		13 応急危険度判定士への支援措置に関すること	3-18
		14 施設の被害調査及び応急措置	

本篇 第3章 災害応急対策計画

部	班	分 掌 事 務	章・節
建設部	給水班	15 給水班の編成	3-17
		16 災害の際の全般的給水	3-17
		17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の予防法による給水	3-19
		18 上下水道施設の被害調査及び応急復旧	4-1
		19 応急仮設住宅の整備及び維持管理に関すること	
		20 町営住宅への入居のあっせんに関すること	
民生部	庶務班	1 被災者の生活相談、苦情の受付に関すること	4-2
		2 相談、苦情内容に応じた担当部への仕分けに関すること	
		3 避難所の設置に関すること	
		4 被災地の清掃に関すること	
		5 廃棄物の処理に関すること	
		6 流出油対策に関すること	
		7 仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に関すること	
		8 避難所設置に係る物資の確保、調達要請及び配分調達要請に関すること	
	交通防犯班	9 交通関係機関との連絡調整に関すること	
		10 交通規制、避難誘導等の協力要請に関すること	
福祉部	庶務班	1 人的及び住家被害の調査に関すること	3-4
		2 社会福祉施設等の被害調査に関すること	
		3 災害救助法の適用に関すること	
		4 遺体の捜索、収容、埋葬等に関する関係機関との連絡及び遺体の処理に関すること	
		5 日本赤十字社その他社会事業団体との連絡等に関すること	
		6 ボランティアの受付・配置に関すること	
		7 ボランティア活動に係る連絡調整に関すること	
		8 ボランティア活動状況の把握に関すること	
		9 災害救助法による物資等の供与事務及び生業資金に関すること	
	医療班	10 医療機関及び医療関係者の動員に関すること	
		11 医療薬品、衛生材料及び医療機材の確保に関すること	
		12 その他医療救護全般に関すること	
		13 救護所の設置に関すること	
	防疫清掃班	14 防疫班の編成に関すること	
		15 疫学調査協力班の編成に関すること	
		16 感染症予防班の編成に関すること	
		18 被災地域の防疫全般に関すること	
		19 毒物、劇物の被害調査に関すること	
		20 生活必需物資の調達及び配分に関すること	
	生活物資班	21 救援物資及び義援金の受付・配分に関すること	3-19
			3-26

本篇 第3章 災害応急対策計画

部	班	分 掌 事 務	章・節
福祉部	介護支援班	22 災害要援護者に対する救援及び生活支援に関すること 23 身体障がい者に係る日常生活用具、補装具の調達、あっせんに関すること 24 その他厚生援護に関すること	
産業部	庶務班 農業対策班	1 部内の情報収集、伝達、連絡調整に関すること	3-4
		2 農林関係の被害調査に関すること	4-2
		3 被災農林家の災害融資に関すること	3-27
		4 病虫害の防除に関すること	
		5 植物防疫に関すること	
	商工観光班	6 防除資機材の確保に関すること	3-9
		7 種苗、種子の確保あっせんに関すること	3-27
		8 家畜の保健衛生に関すること	
		9 家畜の避難に関すること	3-27
		10 農林関係の復旧資材の確保及び応急工作に関すること	3-24
林業対策班 工作班	11 商工、鉱山関係の被害調査に関すること		
	12 電力、ガス、電気通信施設の被害の情報収集に関すること	3-5	
	13 被災商工鉱業者の災害融資に関すること		
	14 商工関係の応急復旧資材の確保に関すること	3-5	
	15 商工鉱業対策に関すること		
	16 鉄道施設の被害の情報収集に関すること		
	17 観光関係の被害調査に関すること		
18 観光応急対策に関すること			
文教部	調査班	19 林業関係の被害調査に関すること	3-23
	学校対策班	20 被災林業家の災害融資に関すること	
		21 山腹崩壊箇所等の応急対策に関すること	
		22 林業関係の応急工作に関すること	
		1 教育災害対策予算の確保に関すること	3-23
		2 学校教育施設等の被害調査に関すること	
	社教対策班	3 被災児童生徒の被害調査に関すること	
		4 給食施設の被害調査及び応急対策に関すること	
		5 応急教育場所の設定に関すること	3-23
		6 学用品の確保、調達及び支給に関すること	
		7 学校教職員の確保及び非常配備に関すること	
		8 被災児童生徒の給食及び健康管理に関すること	
		9 応急給食用原材料等の確保、調達に関すること	
10 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること			
11 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること			
12 文化財の被害調査及び応急対策に関すること			
13 被災児童、生徒の受入れに関すること			

部	班	分 掌 事 務	章・節
食料部	給食班	1 食料の需給に係る連絡調整に関すること 2 主要食料等の確保及び配給に関すること 3 副食及び調味料の調達配給に関すること	3-16
	配送班	4 炊き出しの手配及び配給に関すること	
調査部	庶務班	1 各部で調査した結果の総合的なまとめ、資料作成	3-4
	調査班	2 人的被害の調査に関すること 3 住家等の被害調査に関すること 4 罹災証明の発行等に関すること 5 被災納税者の取扱いに関すること 6 義援金、災害見舞金等出納保管に関すること	
	地区本部	1 罹災者の調査及び名簿の作成に関すること 2 罹災者に対する連絡に関すること 3 その他本部長の命令に関すること	
	物資班	4 諸物資の配分に関すること	
	食料班	5 炊き出し及び配給に関すること	
	収容班	6 住民の避難誘導の支援に関する事 7 罹災者の収容に関すること	

(2) 活動項目

○ 災害発生前

区 分	活 動 項 目
1 事前の情報収集、連絡調整	① 気象等の状況把握及び分析 ② 気象予警報等の迅速な伝達 ③ 県沿岸広域振興局、その他防災関係機関との連絡、 配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
2 災害対策用資機材の点検整備	① 災害対策用物資及び機材の点検整備 ② 医薬品及び医療資機材の点検整備 ③ 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
3 避難誘導対策	① 避難指示及び避難誘導の準備
4 活動体制の整備	① 本部員となる部長による対策会議の設置 ② 地区本部の設置の要否判断、設置準備
5 活動体制の徹底	① 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 ② 報道機関に対する本部設置の発表 ③ 防災関係機関に対する本部設置の通知某 ④ 災害応急対策用車両等の確保 ⑤ 各部及び地区本部の配備状況の把握 ⑥ 各部及び地区本部に対する町内の被害速報の収集方向 の指令（人的及び住家被害情報の優先）

○ 災害発生後

区 分	活 動 項 目
1 情 報 連 絡 活 動	① 被害状況の迅速、的確な把握 ② 被害速報の集計及び報告 ③ 災害情報の整理 ④ 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 ⑤ 気象及び地震情報等の把握及び伝達 ⑥ 大船渡警察署等との災害情報の照合
2 本 部 員 会 議 の 開 催	① 災害の規模及び動向の把握 ② 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 ③ 自衛隊災害派遣要請 ④ 災害救助法の適用 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 配備体制の変更 ⑦ 現地災害対策本部の設置及び調査班の派遣 ⑧ 本部長指令の通知
3 災 害 広 報	① 災害情報及び災害応急対策の一般住民と報道機関への広報 ② 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
4 避 難 対 策	① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難誘導、放送要請 ② 避難所の設置、運営 ③ 避難状況の把握 ④ 避難者の救出救護 ⑤ 交通規制の実施
5 自 衛 隊 派 遣 要 請	① 孤立地帯の状況把握及び救援 ② 被災者の捜索、救助 ③ 給食給水活動
6 県及び他の市町村に対する 応援要請	① 被災者の捜索、救助要請 ② 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 ③ 災害応急対策活動要員の派遣要請
7 ボランティア活動対策	① ボランティア活動のニーズの把握 ② ボランティアの受付・登録 ③ ボランティアの活動の調整 ④ ボランティア受入体制の整備
8 災 害 救 助 法 適 用 対 策	① 被害状況の把握 ② 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 ③ 救助の種類判定 ④ 災害救助実施計画の策定 ⑤ 災害救助法に基づく救助の実施

9 現地災害対策本部の設置並びに調査班の設置	① 編成指示 ② 編 成 ③ 派 遣
10 機動力及び輸送力の確保	① 災害応急対策用車両等の確保 ② 道路、橋りょう等の被害状況の把握 ③ 道路上の障害物の除去 ④ 道路交通の確保
11 医 療 、 保 健 対 策	① 応急医療、保健活動の実施 ② 医薬品、医療用資機材の調達
12 食 料 等 の 応 急 対 策	① 米穀等主食災害応急食料の調達 ② 副食物等の調達 ③ 炊出し供給の配分
13 生活必需品の応急対策	① 被服、寝具その他の生活必需品の調達
14 給 水 対 策	① 水源の確保及び給水の実施 ② 応急給水用資機材の確保
15 感 染 予 防 対 策	① 感染症予防活動の実施 ② 食品衛生活動の実施 ③ 感染症予防用資機材の調達
16 文 教 対 策	① 応急教育の実施 ② 小中学校等施設の応急対策の実施
17 農 林 商 工 業 応 急 対 策	① 農林被害の把握 ② 病害虫駆除の実施 ③ 家畜防疫の実施 ④ 商工業復旧対策
18 土 木 応 急 対 策	① 土木関係被害の把握 ② 道路交通応急対策の実施 ③ 上下水道応急対策の実施 ④ 直営工事応急対策の実施 ⑤ 浸水対策の実施 ⑥ 地すべり等危険区域における被害防止対策の徹底
19 国、県等への陳情要望対策	① 国、県等への要望書及び陳情書の提出 ② 災害に対する国、県等の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	① 被災者（死傷者及び住家被害）見舞いのための職員派遣 ② 被災者（死傷者及び住家被害）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確保対策	① 被災者の住宅対策 ② 世帯更生資金対策 ③ 農林復旧対策 ④ 租税及び学校授業料等の減免並びにご奨学金の貸与 ⑤ 土木公共施設関係復旧対策 ⑥ 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

様式-1

住 田 町 災 害 対 策 本 部 動 員 計 画

1 部長 部

氏 各	住 所	電 話	確 認

2 副部長

氏 名	住 所	電 話	確 認

3 部員

班 名		警 戒 配 備			非 常 配 備		
班		氏 名	電話番号	確認	氏 名	電話番号	確認
班	班 長						
	班 員						
班	班 長						
	班 員						
班	班 長						
	班 員						

様式-2

応 援 要 請 書

年 月 日

総務部長 あて

部長

期 間	月 日 から 月 日 まで 日間	
勤務（従事）場所		
勤務（従事）内容		
必 要 人 員		
携 行 品		
集合日時・場所	月 日 時	
部の 現況	部内職員数	
	現在の動員数	
	従事している主な 業務内容	
その他参考事項		
措 置 状 況 (総務部で記入)		

## 第2節 気象予報・警報等の伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る情報の伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
町 本 部 長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県 本 部 長	1 気象予報・警報等の市町村等に対する伝達 2 県管理河川水防警報等の発表 3 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 4 土砂災害警戒情報の発表
大 船 渡 警 察 署	気象予報・警報等の町に対する伝達
盛 岡 地 方 気 象 台	1 気象予報・警報等の発表 2 気象予報・警報等の関係機関に対する通知 3 土砂災害警戒情報の発表
N T T 東 日 本 ( 株 )	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
日本放送協会盛岡放送局 (株) I B C 岩手放送 (株) テレ ビ 岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	気象予報・警報等の放送

(町本部の担当)

部	班	担当内容
総 務 部	庶 務 班	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 県管理河川水防警報及び県管理河川氾濫危険水位情報等の周知及び伝達
防 災 部	通信担当員	1 気象予報・警報等の周知及び伝達 2 火災警報の発表及び伝達

### 第3 実施要領

- 1 気象予報・警報等の種類及び伝達
  - (1) 気象予報・警報等の種類  
気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類	内 容
気象に関する情報	<p>早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨や高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
	<p>岩手県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている時には、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</p>
	<p>記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>
	<p>土砂災害警戒情報（備考1）</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>

	竜巻注意報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
--	-------	--

備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類

	種 類	発 表 基 準
注 意 報	風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合</p>
	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合</p>
	大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p>
	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 12時間の降雪の深さが、平地で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合</p>
	濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下になると予想される場合</p>
	雷注意報 (備考2)	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合</p> <p>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下で風速 7m/s 以上が 2 時間以上継続すると予想される場合 最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下と予想される場合</p>
	霜注意報	<p>早霜、晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、2℃以下になると予想される場合</p>
	低温注意報	<p style="text-align: right;">夏 期</p> <p>低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合</p> <p>○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p>

	冬期	低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が $-6^{\circ}\text{C}$ 以下であって、最低気温が平年より、沿岸南部は $5^{\circ}\text{C}$ 以上低いとき。または、最低気温が $-6^{\circ}\text{C}$ 以下であって最低気温が平年より $2^{\circ}\text{C}$ 以上低い日が数日続くとき
着雪注意報		著しい着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が $-2^{\circ}\text{C}$ より高いと予想される場合
着氷注意報		著しい着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下、気温が $-2^{\circ}\text{C}$ より高いと予想される場合
なだれ注意報		なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合 ○ 積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 $5^{\circ}\text{C}$ 以上の日が継続すると予想される場合
融雪注意報		融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合
洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

備考 1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意事項を注意報に含めて行う。

備考 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

#### エ 警報の種類

種 類	発 表 基 準
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報 (備考1)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

備考 1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行う。

備考 2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

オ キキクル(危険度分布)等の種類

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数:流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数:表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

カ 特別警報の種類

種 類		発 表 基 準
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。 ○ 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ○ 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。 ○ 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

備考2 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

キ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報（警報）

- 気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
- 気象庁は緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通じて住民に伝達される。
- 緊急地震速報のうち震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(イ) 地震情報の種類と内容

- 国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード7.0以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</p>
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合</li> <li>・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合</li> </ul>	<p>気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上</li> </ul>	<p>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p>

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・注意報発表時(遠地地震による発表時除く)</li> <li>・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</li> </ul>	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>

地震解説資料 (全国詳細版・ 地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期(毎月)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

ク その他  
(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	<p>気象の状況が火災の予防上危険であると予想される場合</p> <p>(1) 通報基準 盛岡地方気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準</p> <p>(2) 地域区分 市町村単位</p> <p>(3) 通報方法 盛岡地方気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、翌日午前9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>(4) 通報区分 イ 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 ロ 強風注意報→火災気象通報【強風】 ハ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】</p>
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種 類	内 容
県管理河川水防警報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
県管理河川氾濫危険水位情報	河川の水位が氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの
県管理河川避難判断水位情報	河川の水位が避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

水防活動の利用に適合する警報・注意報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報等の区分	発表機関	伝 達 系 統
気象、洪水についての予報・警報等並びに火災気象通報	気象庁本庁又は盛岡地方気象台	気象予警報等伝達系統図（資料編3-2-2）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（資料編3-2-9）のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁又は大阪管区気象台盛岡地方気象台	地震に関する情報伝達系統図（資料編3-2-3）のとおり。
県管理河川水防警報 県管理河川氾濫危険水位情報等	沿岸広域振興局 土木部大船渡土木センター	県知事が行う水防警報及び避難判断水位情報の伝達系統図（資料編3-2-7）のとおり。
火 災 警 報	町長及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（資料編3-2-8）のとおり。

(3) 伝達機関等の責務

- 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう通信手段の複数化に努める。

(4) 町の措置

- 気象予報・警報等の受領責任者は、必要と認める場合は速やかに町長、副町長に報告するとともに、関係課長等に対し、次の連絡方法により伝達する。

区 分	受領・伝達責任者	通 知 先	通知方法
勤務時間内	総務部長	(資料編3-2-4のとおり)	電話
勤務時間外	日直・当直警備員	(資料編3-2-5のとおり)	電話

- 防災部長は、火災気象通報の受領、火災警報の発令及び伝達を所管する。
- 町長は、気象等の特別警報を受領した、又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。
- 気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 町長は、同報系防災行政無線等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予警報の広報は、おおむね次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ 広報車
イ 有線放送	オ サイレン及び警鐘
ウ 電話	カ 自主防災組織等の広報活動

- 町の保有する広報車（スピーカー付車両）は、資料編3-2-6のとおりである。

[町広報車一覧表 資料編3-2-6]

(5) 県の措置

- 気象予報・警報等の通知をうけた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
気象予報・警報等、並び地震に関する情報	消防課	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長
火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者
県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等	河川課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川氾濫危険水位情報等を必要とする課長

- 夜間及び休日等における気象予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。
- 勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。
- 気象予報・警報等の通知又は通報は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。
- 防災気象情報は、警戒レベルを明記の上、提供するものとする。

(6) 防災関係機関の措置

ア NTT東日本㈱

警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市町村に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

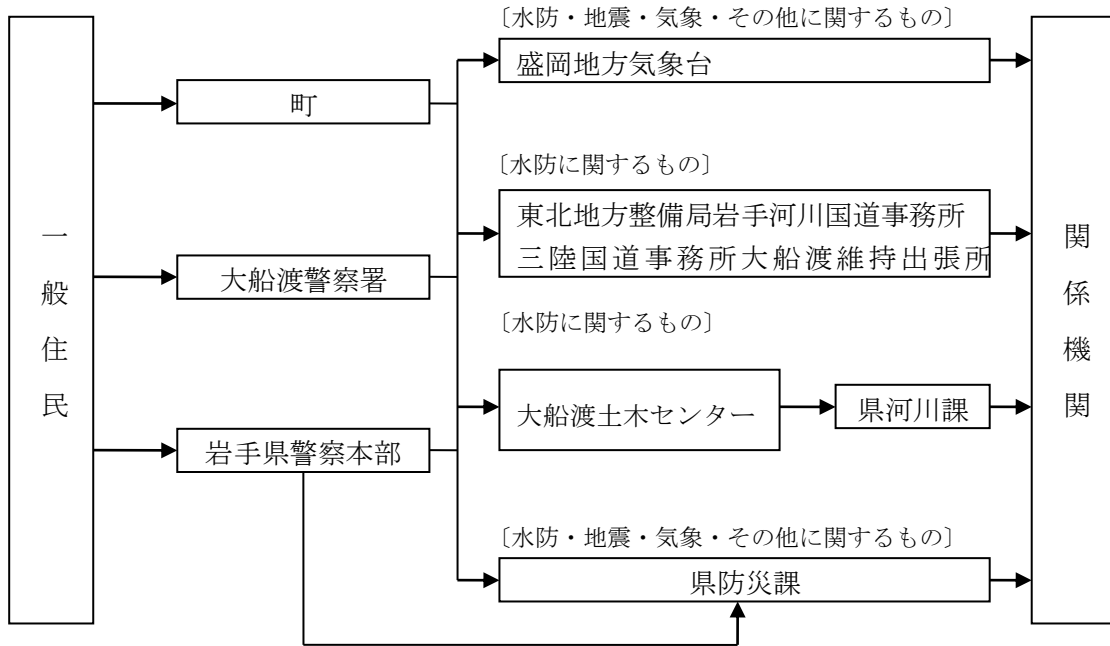
(2) 町長等の通報先

- 通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種 類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	大船渡土木センター 県 防 災 課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県 防 災 課	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県 防 災 課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

- 市町村長等から通報を受けた担当機関の長は、その内容に応じて関係機関に通報する。
- 水防に関する異常現象の通報を受けた広域振興局土木部長、広域振興局土木部土木センター所長は、直ちにその旨を県土整備部河川課総括課長に報告する。
- その他に関する異常現象の通報を受けた防災課総括課長は、その内容に応じて、予防等の措置を講ずべき所管の関係課長に通知する。

(異常現象の通報、伝達経路)



(3) 異常現象の種類

- 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次のとおりである。

区 分		異 常 現 象 の 内 容
水 防 に 関 す る 事 項		堤防の異常
気 象 に 関 す る 事 項		竜巻、ひょう、突風等で著しく異常な気象現象
地 象 に 関 す る 事 項	地 震 に 関 す る 事 項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土 砂 害 関 係	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水 象 に 関 す る 事 項		水位の異常な変動
そ の 他 に 関 す る 事 項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

## 第3節 通信情報計画

### 第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合には、迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合には、他の防災関係機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

### 第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用  
災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
  - 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。
  - 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
  - 町は、「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより県との通信を確保する。

専用通信施設の設置機関

設備名	設置箇所
岩手県防災行政無線設備	大船渡地域振興センター、住田地域診療センター、町総務課、大船渡消防署住田分署
住田町消防無線設備	大船渡消防署住田分署、住田町消防団
警察電話（有線・無線）設備	大船渡警察署及び町内駐在所
気象通信設備	盛岡地方气象台
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)
東北電力（有線・無線）設備	東北電力ネットワーク(株)大船渡電力センター

[町内無線施設設置状況一覧表 資料編3-3-2]

- 3 衛星電話及び移動無線機等の利用  
非常時の町内外の通信を確保するため、衛星電話、消防救急無線、防災行政無線及び消防団無線を利用する。

4 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 県、町本部長等は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定等の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する期間
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

(2) 非常通信の利用

- 町本部長及び防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。
- 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報の内容は、「非常無線通信運用細則」に定めるところによる。  
[非常通信運用細則 資料編3-3-3]
- 防災関係機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。
- 非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

(3) 東北総合通信局による通信支援

- 町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。
- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
イ 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) アマチュア無線の活用

- 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(5) 自衛隊による通信支援

- 町本部長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 放送の利用

- 町本部長及び県本部長は、主として当町地域の災害に関し、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請、気象予警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)アイビーシー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。
- 県本部長及び町本部長は、次の分担により要請する。

区分	内容
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
町本部長	主として町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

- 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書による通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	エ 放送希望時間
イ 放送内容	オ その他必要な事項
ウ 放送範囲	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5511	盛岡市内丸2-10

- 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市町村本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。

ア 市町村本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。

イ 市町村本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。

ウ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、市町村本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。

エ 県本部長から要請された放送と市町村本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか。

オ 放送に要する時間等

(7) ケーブルテレビの利用

非常時の通信手段及び情報提供のため、ケーブルテレビ利用する。

放送局名	電話番号	所在地	町担当課
住田テレビ	0192-47-3112	世田米字川向96-5 農林会館内	企画財政課

## 第4節 情報の収集・伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策を実施するに当たり、重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 6 国、県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
町本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1、 2-2	2 2-1、 2-2
	4 町有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設・社会教育施設・文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6 国立・県立以外の医療施設・上水道施設・衛生施設の被害状況	B、C 5、5-1	5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	12 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、 13-1
	13 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	14 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
	16 町管理の河川、道路・橋りょうの被害状況	G-1	17
	17 県管理以外の公営住宅に係る被害状況	G-1	18
	18 町立小中学校に係る児童、生徒及び教職員等の被	H	19

	害状況		
	19 町立小中学校の被害状況	H	20
	20 町指定文化財の被害状況	H	21

実施機関	収集・伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
県本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1、 2-2	2、2-1、 2-2
	4 庁舎等の被害状況	A	3
	5 社会福祉施設・社会教育施設・文化施設及び体育 施設の被害状況	4	4
	6 医療施設、上水道施設及び衛生施設の状況	B、C、5、 5-1	5、5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 農業施設の被害状況	F	12
	12 農作物等の被害状況	F	13 13-1 13-2
	13 家畜等の被害状況	F	14
	14 農地農業用施設の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、森林の被害状況	F	16
	16 河川、道路等土木施設の被害状況	G-2	17
	17 公営住宅等の被害状況	G-2	18
	18 児童、生徒及び教職員等の被害状況	H	19
	19 学校の被害状況	H	20
	20 文化財の被害状況	H	21
	21 通信関係施設の被害状況	I	-
	22 電力関係施設の被害状況	23	23
	23 工業用水道の被害状況	24	24
	24 鉄道関係の被害状況	J	25
東北森林管 理局青森分 局三陸中部 森林管理署	国有林の施設、森林等の被害状況	16	16
大船渡地方 振興局土木 部	道路、橋りょう、砂防及び、地すべり防止施設等の被害 状況	17	17

陸上自衛隊 岩手駐屯部 隊	震度5強以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認めた場合における施設等の被害状況	-	-
実施機関	収集・伝達する災害情報の内部	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
NTT東日本(株)岩手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	所管する電気通信施設の被害状況	I	-
東日本旅客鉄道	所管する鉄道関係施設の被害状況	J	25
東北電力ネットワーク (株)大船渡電力センター	所管する電力関係施設の被害状況	23	23
(社)岩手県高圧ガス保安協会 大船渡支部	ガス関係施設の被害状況	9	9

(町本部の担当)

部	班	担当内容
総務部	庶務班	1 各部災害情報、被害状況の取りまとめ 2 発生報告・応急対策報告 3 避難指示の実施状況報告 4 通信関係被害報告
財政部	財政班	庁舎等被害報告
調査部	調査班	人的及び住家被害報告
防災部	消防計画による	1 消防施設被害報告 2 高圧ガス・火薬類施設被害報告
福祉部	庶務班	1 社会福祉施設被害報告 2 医療衛生施設被害報告
建設部	調査班	町施設被害報告 土木施設被害状況報告
	給水班	上下水道施設被害報告
文教部	調査班 学校対策班 社教対策班	1 学校教育施設被害報告・社会教育施設等被害報告・ 文化財被害報告・体育施設等被害報告 2 児童、生徒及び教職員被害報告
産業部	農業対策班 林業対策班	1 農業施設被害報告 2 農作物等被害報告 3 家畜等関係被害報告 4 農地農業用施設被害報告 5 林業関係被害報告

	商工観光班	1 商工関係被害報告 2 鉱山関係被害報告 3 観光施設被害報告
地区本部	庶務班	人的及び住家被害報告

### 第3 実施要領

#### 1 災害情報の収集、報告

##### (1) 町本部

- 町本部の災害情報の収集、報告担当は、資料編 3-4-1 のとおりである。  
〔報告担当機関一覧表 資料編 3-4-1〕
- 町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 町本部長は、災害情報の収集に当たっては、大船渡警察署と密接に連絡を行う。
- 町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、県地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援期間	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- 町本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り迅速に報告する。
- 町本部長は、県本部との連絡が取れない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災（地震による火災含む）が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。
- 町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- 町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
  - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に変えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括状況を報告する。
  - イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
  - ウ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
- 町本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。
- 各地区本部長は、所管区域内で得たすべての災害に関する情報を総務部長に通報するものとする。
- 町本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、

上空から被災状況の把握に努める。

- 町本部長は、必要に応じ調査担当者を現地に派遣し、関係機関の協力を得て実施し迅速かつ正確に被害現況の調査を行うとともに、被災者調査原票（別記様式 1）を作成整備する。水害調査に当たっては、一般資産等水害調査準備表（別紙様式 2）による。

(2) 防災関係機関

- 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。  
また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- 災害発生当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害状況の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、概ね次の基準に合致するものをいう。
  - ア 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
  - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - ウ 町が災害対策本部を設置したもの
  - エ 災害が当初は軽微であっても今後拡大するおそれのあるもの、又は町における災害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
  - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
  - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

- 災害による被害の判定基準は、資料編 3-4-2 のとおりである。  
〔被害状況判定の基準 資料編 3-4-2〕

(3) 災害情報の種類

- 災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生時にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式 1～ 様式 1-2	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシ

	災害の規模やその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式A~J及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	ステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
被害情報等報告	被害等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2~25	
その他の報告	前期の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

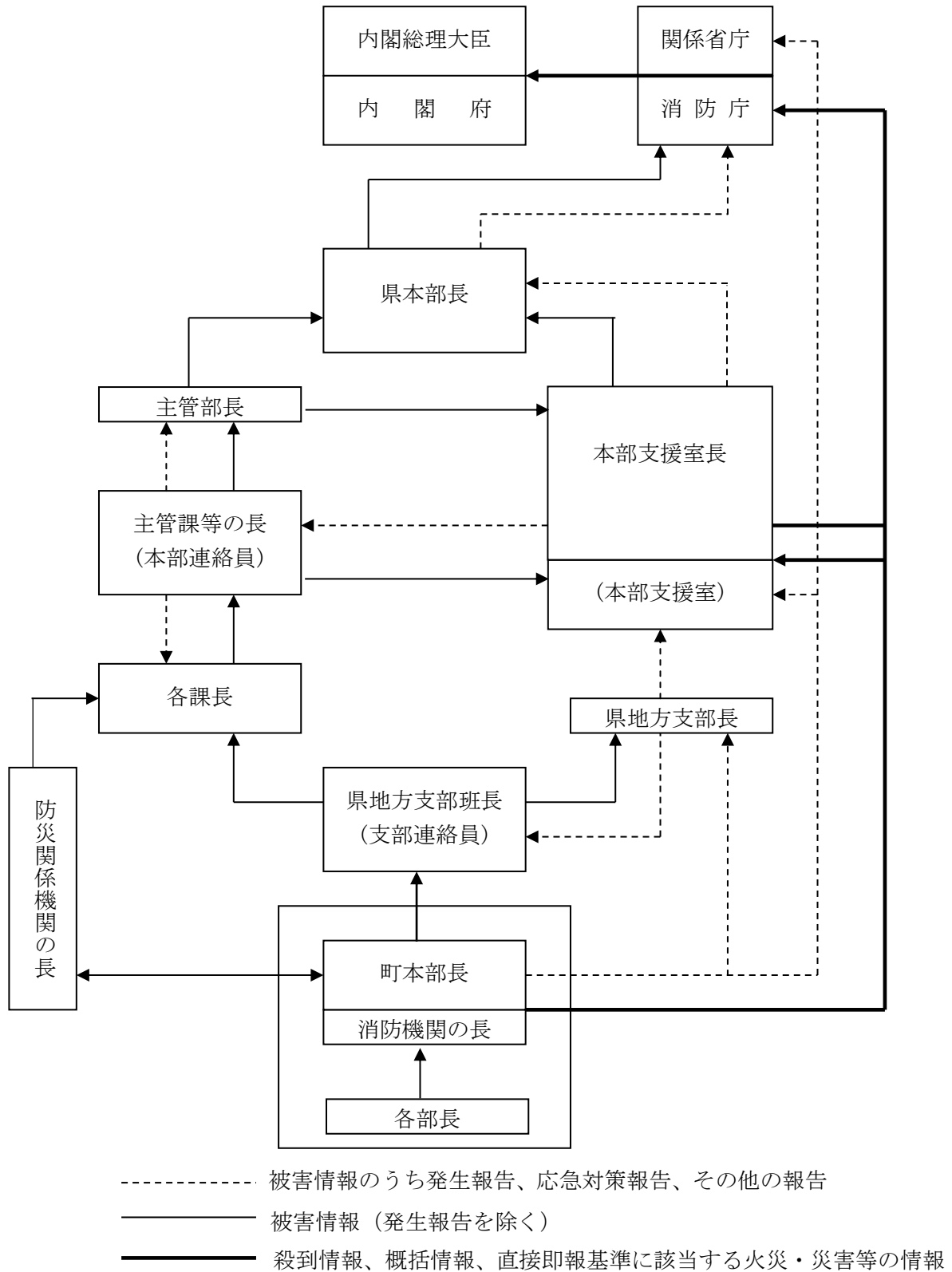
(4) 災害報告に係る用語の定義

- 被害報告に使用する用語の定義は、資料編3-4-3のとおりである

[被害報告に係る用語の定義 3-4-3]

(5) 報告の系統

- 町本部長及び防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。



[報告区分別系統図 資料編 3-4-4]

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

- 町及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話を定める。
- 災害情報通信に使用する指定有線電話については、「通信情報計画」の定めるところによる。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

- 災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 町本部と県本部及び県地方支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 町本部と他の防災関係機関の場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ 防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

## 第5節 広報広聴計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連携協力のもと行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に協力するものとし、防災関係機関は、報道機関に対して、資料の提供及び報道のための取材活動について協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者に広報活動に対する支援を行うよう努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際に、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
町 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生状況</li> <li>2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項</li> <li>3 町長等が実施した避難指示等</li> <li>4 避難所の開設状況</li> <li>5 救護所の開設状況</li> <li>6 道路及び交通情報</li> <li>7 各災害応急対策の実施状況</li> <li>8 災害応急復旧の見通し</li> <li>9 人心安定のために必要な事項</li> <li>10 安否情報</li> <li>11 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況</li> </ol>
県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生状況</li> <li>2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項</li> <li>3 市町村長等が実施した避難指示等</li> <li>4 医療所・救護所の開設状況</li> <li>5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</li> <li>6 各災害応急対策の実施状況</li> <li>7 災害応急復旧の見通し</li> <li>8 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項</li> <li>9 安否情報</li> <li>10 相談窓口の開設状況</li> </ol>

日本赤十字岩手県支部 住田地区	1 救援物資の配給 2 義援金品等の募集
東日本旅客鉄道(株)釜石駅	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク(株) 大船渡電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
(社)岩手県バス協会 岩手県交通(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	庶務班	町防災行政無線の運営
財政部	広報伝達班	1 広報資料の収集、作成及び整理 2 災害情報の報道機関への発表（住田テレビを含む） 3 報道協力要請等の報道機関への対応
防災部	消防計画による。	1 被災地における広報 2 広報資料の収集、作成及び整理
民生部	庶務班	1 所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理 2 被災者の生活相談、苦情の受付窓口の設置 3 相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け
産業部	庶務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
建設部	調査班	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
文教部	庶務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理
地区本部	庶務班	所管業務に係る広報資料の収集、作成及び整理

### 第3 実施要領

#### 1 広報活動

##### (1) 広報資料の収集

- 町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
  - ア 町本部広報記録班員、現地災害対策本部、防災部及び調査班が撮影した災害写真、災害ビデオ等
  - イ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
  - ウ 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることができる資料の収集に努める。
- 町本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。

##### (2) 町民に対する広報

###### ア 広報の実施

- 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。

- 報道機関は、県及び町が災害情報システムからLアラートへ送信した情報について、町民等に広報を行うよう努める。

イ 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	

ウ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使し、関係機関との密接な連携協力のもと、町民に対して的確に広報を行うものとし、おおむね次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、告知端末装置、住田テレビ(ケーブルテレビ)、広報車、災害掲示板、テレビ、ラジオ、インターネット、回覧板、広報紙

- 災害弱者への情報提供についても十分配慮するものとする。

(3) 報道機関への発表

- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。
- 発表は、原則として総務部長が記者クラブに対して行う。
- 町本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災関係機関に提供する。

(4) 国、県等に対する周知

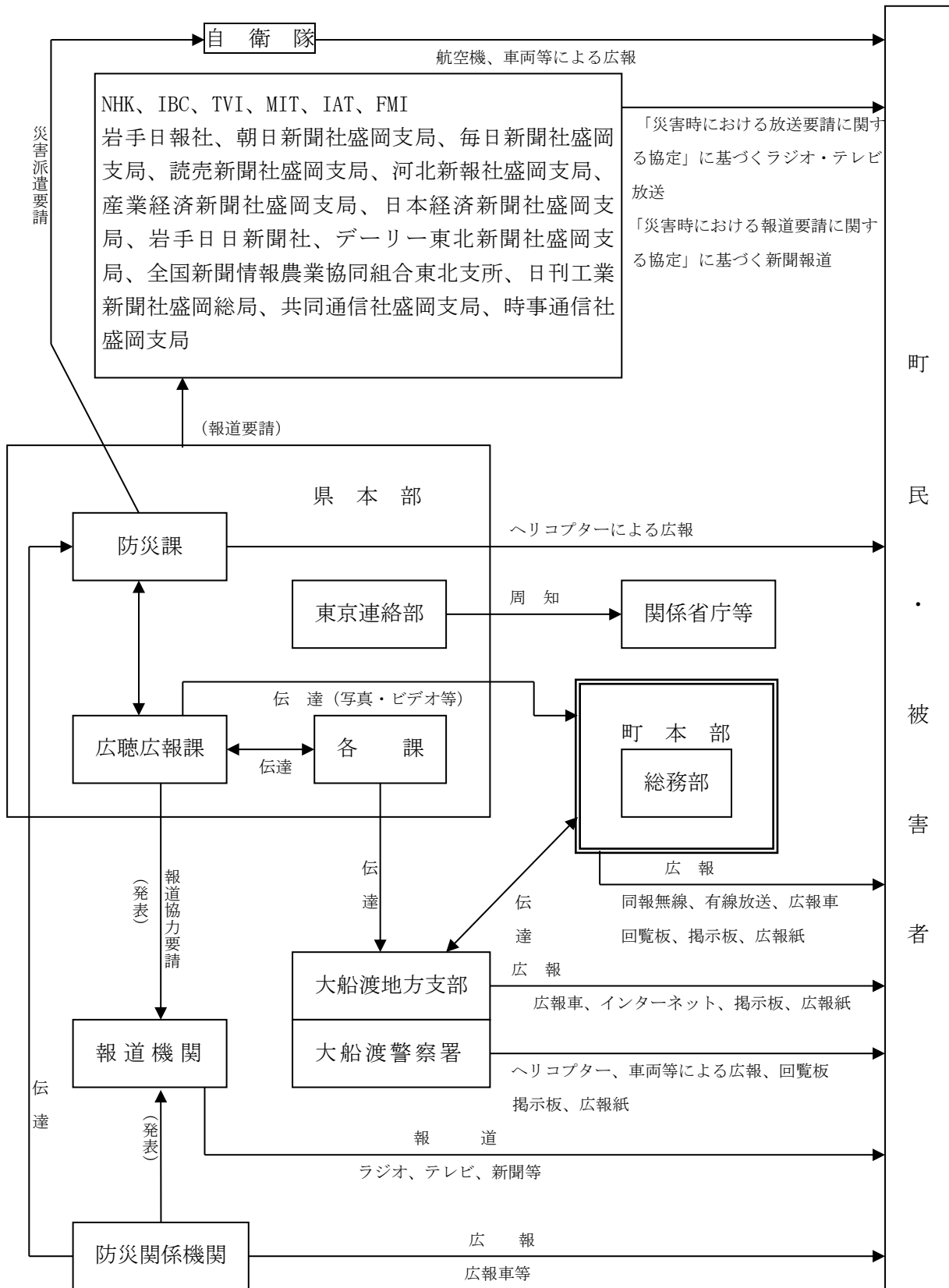
- 国、県等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。
- 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、町本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 広報の時期

- 広報活動は、災害の推移、被害状況の判明、応急対策の実施の都度適時行うものとする。
- 関係機関に対する広報は、災害発生の直後から随時行うものとする。
- 報道機関に対する被害の発表及び資料の提供は、災害の推移に応じて定期的に行うもののほか、災害の実相、応急対策の実施について特別の変化があった場合においては、随時行うものとする。

(6) 災害広報実施系統

○ 災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動

- 町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 町本部長は、庁舎内に相談窓口を避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- 県本部長は、町本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び大船渡地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、関係課及び班と連絡しながら早期解決に努める。

## 第6節 交通確保・輸送計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び町本部長等は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、町及び防災関係機関等は、災害応急復旧対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。
- 5 県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
大船渡土木センター	国道107・397・340号に係る交通規制及び応急復旧
東日本旅客鉄道(株)釜石駅	鉄道の応急復旧 鉄道車両による緊急輸送
(社)岩手県トラック協会 (社)岩手県バス協会 岩手県交通(株)	トラック、バス等の車両による緊急輸送

(町本部の担当)

部	班	担当業務
財政部	車両班	1 物資の緊急輸送計画全般 2 緊急通行車両確認証明書の申請 3 町有車両等の集中管理及び配車 4 町有車両等に係る燃料の確保

総務部	交通防犯班	1 大船渡警察署等関係機関との連絡調整 2 町内各道路の交通及び安全の確保全般
建設部	調査・工作班	町管理道路に係る交通規制、応急復旧

### 第3 交通確保

#### 1 情報連絡体制の確立

- 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ災害時における情報連絡系統を定める。
- 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡を取るとともに、県本部長に報告する。

#### 2 防災拠点等の指定

- 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。
  - ア 防災拠点  
住田町役場、大船渡消防署住田分署、住田地域診療センター、大股地区公民館、下有住地区公民館、上有住地区公民館、五葉地区公民館
  - イ 物資集積・輸送拠点  
住田町役場、住田町社会体育館、住田町生涯スポーツセンター

#### 3 緊急輸送道路の指定

- 県本部長及び町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
  - ア 県内の都市を結ぶ幹線道路
  - イ 防災拠点及び輸送拠点へのアクセス道路
  - ウ 上記道路の代替道路
- 町本部長等が指定する緊急輸送道路
  - ・国道107号、同340号、同397号及び県道167釜石住田線
 これらは、各防災拠点のアクセス道路であり、物資集積・輸送拠点や、他市町村へ通じる幹線道路である。

#### 4 道路啓開等

##### (1) 道路啓開等の順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

##### (2) 復旧資材等の確保

- 道路管理者は、あらかじめ、町内における復旧資材、機械等の状況を把握し、住田町建設業協同組合と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。
- 町内主要事業所所有の重機等は、資料編3-20-2のとおりである。

##### (3) 道路啓開等の方法

- 道路上の瓦礫等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。
- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連携を取りながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両(以下、本節中「緊急通行車両等」という。)以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両(緊急通行車両等を除く。)の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

- 県公安部長は、交通規制を円滑に実施するため、交通信号機等の交通安全施設の復旧、交通誘導等に係る応援協定の効果的運用に努める。

(2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う(自衛官又は消防吏員にあっては、警察官がその場にいない場合に限る。)
- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、規制標識を設置する。
- 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導にあたる。
- 規制標識には、次の事項を表示する。

ア 禁止制限の対象	ウ 規制する期間
イ 規制する区域、区間	エ 規制する理由

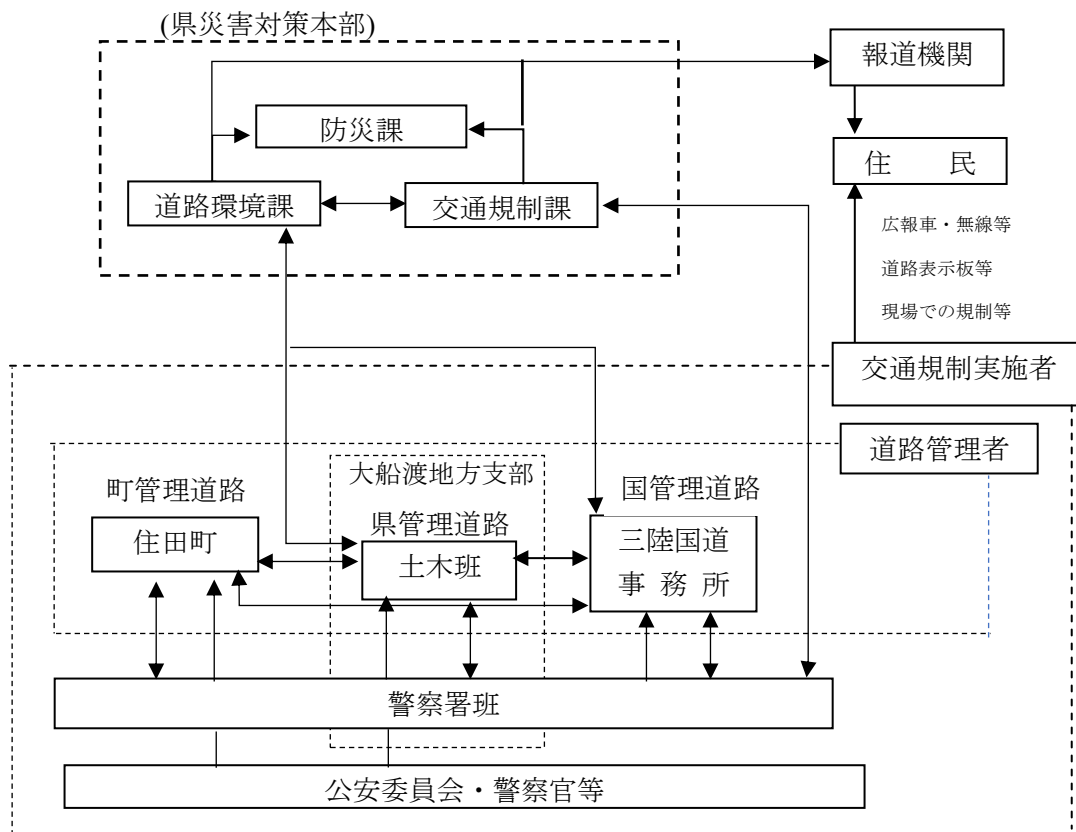
- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の

周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 町道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 県道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。また、地方支部土木班は、市町村管理道路の交通規制情報を収集し、県本部長に連絡するものとする。
- 国道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
- 警察関係機関は、交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
- 県本部長は、報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。
- 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。
- 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。
  - ア 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
  - イ 道路法に基づく規制（同法第46条）
  - ウ 道路交通法に基づく規制（同法第4条～第6条）

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両等確認証明書の交付

- 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、あらかじめ緊急通行車両確認標章又は除外届出済証の交付を受けることができることについて、周知を行う。
- 県公安委員会は、あらかじめ緊急通行に係る業務の実施について、責任を有する者から、規制除外車両の届出書を提出させ、審査の上、除外届出済証明を交付する。  
また、除外届出済証を交付した車両については、規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。
- 緊急輸送のための車両を使用する者は、県本部長（防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

[町本部緊急通行車両一覧表 資料編3-6-1]

ア 番号標に標示されている番号	エ 通行日時
イ 輸送人員又は品名	オ 通行経路（出発地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

- 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類
イ 届出済証

- 県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。
- 県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

6 災害時における車両の移動

- 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。
- 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確認する必要があると認めるときは、町に対し必要な指示を行う。
- 県は、緊急通行車両の通行ルートを確認するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

7 交通マネジメント

- 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うた

め、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

- 県は、町の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障の無い範囲において構成員間の相互協力を行う。
- 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。

#### 第4 緊急輸送

##### 1 緊急輸送の対象

- 県、町その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両を動員するとともに、運送業者等が関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

〔災害応急対策における車両等の供給に関する協定書 資料編3-6-2〕

- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
  - ア 応急復旧対策に従事する者
  - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
  - ウ 食料、飲料水その他生活必需品
  - エ 医療品、衛生資材等
  - オ 応急復旧対策用資機材
  - カ その他必要な要員、物資及び機材

##### 2 陸上輸送

###### (1) 車両の確保

- 県、町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- 県、町その他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、その他の機関に調達又は斡旋を要請する。

###### (2) 燃料の確保

- 防災関係機関は、あらかじめ災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。
- 町は、石油商業協同組合支部などに対し燃料確保の要請に努めるものとする。
- 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

###### (3) 町本部における自動車輸送

###### ア 公用車の集中管理

- 非常配備体制後は、原則として財政部車両班において公用車を集中管理する。  
ただし、各部長は、当該部が自動車を直接管理することが所掌する緊急対策業務の遂行に欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。
- 各課長は、公用車を使用する場合は、総務部車両班に申し込む。  
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	エ 輸送日時	キ その他参考事項
イ 輸送貨物の内容、数量	オ 荷送人	
ウ 輸送先	カ 荷受人	

- イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- 町本部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、町内運送事業者に連絡しその確保を図る。  
ただし、必要数が確保できない場合は、県大船渡地方支部長、又は防災関係機関に連絡しその確保を図る。
- 町本部等は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査しその実施体制の整備を図る。  
〔町内自動車保有台数一覧表 資料編3-6-3〕

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。
  - ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき
  - イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

(2) 航空機の確保

- 町本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 自衛隊機を希望する場合における手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) ヘリポートの現況及び設置基準

- ヘリポートの現況及び設置基準は、資料編3-6-4のとおり

4 輸送関係従事命令

(1) 従事命令

- 県本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送が確保できない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより、次の者に対し従事命令を執行してその確保を図る。
  - ア 地方鉄道事業者及びその従事者
  - イ 自動車運送事業者及びその従事者

5 車両燃料等の調達

- 使用燃料は、取扱業者との協定によるものとする。
- 給油の際は、災害用給油券を財政部車両班において発行し、需給するものとする。  
〔燃料調達先一覧表 資料編3-6-5〕

災 害 用 給 油 券		No.
1	作 業 別	
2	使用車両の責任者名	
3	油 の 種 類	
4	給 油 量	
年 月 日		
発行者 住田町長		

## 第7節 消防活動計画

### 第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時(地震による含む)においては、消防機関は、防災関係機関と連絡を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画の整備に努める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急処置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応援活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る他の都道府県消防関係に対する緊急消防援助隊の派遣要請
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動

(町本部の担当)

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	消防活動の実施及び指導、連絡

### 第3 実施要領

- 1 町本部長の措置
  - 町本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により大規模火災防ぎょ計画の整備に努める。
    - ア 重要対象物の指定
 

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設等を重要対象物として指定する。
    - イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

#### ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図の整備に努める。

- 町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職団員の出動準備もしくは出動を命じ、又は要請する。
- 町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。
- 町本部長は、消防機関が行う消防応援活動等を支援する。  
また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応援活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 町本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

## 2 消防機関の長の措置

### (1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、優先電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けた時は次の措置をとる。
  - ア 消防職団員に対する出動準備命令
  - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
  - ウ 出動準備終了後における町本部長への報告(消防職団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等)
- 消防職団員は、出動準備命令又は出動命令を受けた時は、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り消防部隊の活動を必要と認めた時は、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告しその指揮を受ける。

### (2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職団員及び消防資機材の効率的運用を図り延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い一挙鎮滅を図る。

- イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎよを行う。
  - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎよでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎよにあたる。
  - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
  - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
  - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎよを優先する。
  - 火災防ぎよ活動に当たっては、活動を円滑にするため、消防隊を消防計画のとおり編成する。
  - 消防隊の出動区分は次のとおりとし、消防計画に基づき出動する。
    - ア 第1出動 主として情報収集及び連絡活動ができ、初動活動並びに対応ができる体制。
    - イ 第2出動 被害の発生が十分に見込まれるか、被害が発生し、当該分団のみの対応では不足と見込まれる体制。
    - ウ 第3出動 被害の発生が十分に見込まれるか、大災害が発生し、消防力の総力を上げて対応する体制。
  - 林野火災、車両火災、航空機火災及びその他火災の出動については、前記に準じるものとする。
  - 烈風時その他異常時における出動については、特別な場合を除き、本計画の第3出動と見なして行動する。
- (3) 救急・救助活動
- 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
  - 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
  - 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
    - ア 要救助者の救助・救出及び負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急処置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
    - イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人、及び障がい者を優先する。
    - ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
- 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防衛等に係る活動を定める。
  - 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
  - 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
  - 住民の安全避難を確保するため、災害危険区域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所等においては、避難場所の管理者と

連携を図り、避難援護の防ぎょ活動を行う。

- 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、地域公民館等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
- 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

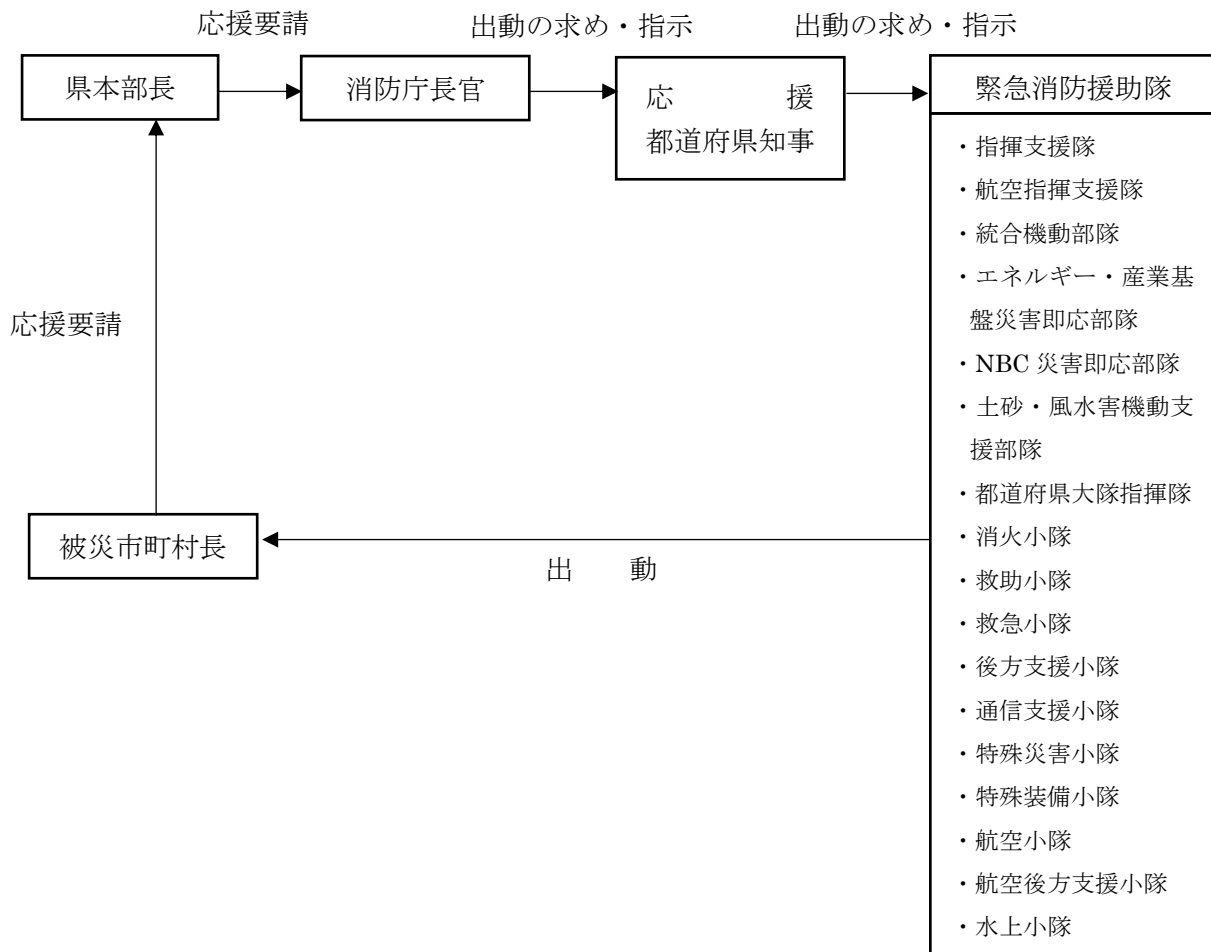
- 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊」は、次のとおりである（消防組織法第45条に基づく登録部隊）。

小隊名	構成消防本部等名	装 備 等
統合機動部隊指揮隊	盛岡 (1 隊)	指揮車
都道府県大隊指揮隊	盛岡、一関 (2 隊)	指揮車
消 火 小 隊	盛岡(7)、花巻(4)、北上(2)、奥州金ケ崎(4)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(2)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(4)、久慈(4)、二戸(4) (42 隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救 助 小 隊	盛岡(1)、北上 (2)、奥州金ケ崎(1)、一関(1)、宮古(1)、大船渡市 (1 隊) (7 隊)	救助工作車、高度救助用資機材、津波・大規模風水害対策車
救 急 小 隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ケ崎(3)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、陸前高田 (1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(2)、二戸(1) (23 隊)	災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材
後 方 支 援 小 隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2) (17 隊)	支援車、資機材搬送車、上記の部隊が 72 時間対応できるように必要な物資等

通信支援小隊	盛岡 (1 隊)	広報通信車
特殊災害小隊(毒劇)	盛岡 (1 隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物、B災害、C災害対応資 機材
特殊装備小隊	盛岡 (はしご車、屈折はしご車、 重機及び重機搬送車)、奥州金ケ 崎 (はしご車)、釜石大槌 (水難 救助隊) (5 隊)	
航空小隊	岩手県防災航空隊 (1 隊)	防災ヘリコプター
航空指揮支援隊	岩手県 (1 隊) (航空後方支援小隊と重複登録)	航空隊支援車
航空後方支援小隊	岩手県 (1 隊)	航空隊支援車

- 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

緊急消防援助隊の出動



## 第8節 水防活動計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水又は大雨による水害を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
水防管理団体（町本部長）	町内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

（町本部の担当）

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	河川等の警戒巡視及び水防上必要な監視
建設部	調査班	1 河川等の警戒巡視及び水防上必要な監視 2 水防関係機関との連絡調整

### 第3 実施要領

- 洪水又は大雨による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「住田町水防計画」及び消防組織法第4条15号の規定に基づく「消防計画」に定めるところにより実施する。
- 水防活動に当たっては、次の事項を重点として応急対策を実施する。
  - (1) 永久橋に浮遊物が滞留して上流地域がダム化し浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
  - (2) がけ崩れ等の事態により、住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難誘導等の警戒体制を十分に講ずること。

## 第9節 県、市町村等応援協力計画

### 第1 基本方針

- 1 町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、町からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、町からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 県、町その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保するなど、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。  
 なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
- 4 県、町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 5 県、町その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 県、町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	応援の内容
町 本 部 長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 当町地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の実施
県 本 部 長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援
東 北 農 政 局	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用米穀の供給
東 北 運 輸 局	所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に必要な措置

日本赤十字社 岩手県支部住田地区	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援物資及び義援金品の受付及び募集
日本放送協会 盛岡放送局	県知事からの要請に基づく、災害放送の実施
(株)IBC岩手放送	
(株)テレビ岩手	
(株)岩手めんこいテレビ	
(株)岩手朝日テレビ	
(株)エフエム岩手	
実施機関	応援の内容
(公社)岩手県トラック協会	救援物資及び被災者の輸送
(公社)岩手県バス協会	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	
日本貨物鉄道(株) 東北支社	
岩手県交通(株)	
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会大船渡支部	プロパンガスの供給等

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	庶務班	1 県、他市町村及び関係機関との応援協定の締結 2 他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援 3 関係機関・団体に対する協力及び応援要請 4 交通規制、避難誘導等の協力要請
	交通防犯班	
財政部	車両班	1 支援物資等の輸送に係る輸送業者に対する応援要請 2 輸送用燃料の確保及び給油要請
防災部	消防計画による	1 消防相互応援協定に基づく他市町村及び関係機関への応援要請 2 緊急消防援助隊の派遣要請
福祉部	庶務班	1 日本赤十字社に対する医療救護班の派遣業務 2 (社)気仙医師会に対する医療班の派遣要請 3 救援物資及び義援金の受付及び配分 4 ボランティア応援要請及び支援受入 5 その他厚生援護応援要請
	医療班	医療薬品、衛生材料及び医療用資機材の調達要請
食料部	給食班	食糧等の調達要請

民生部	庶務班	1 避難所設置に係る物資の調達要請 2 遺体処理機具、資機材等の調達要請 3 廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及び収集車等の応援要請
建設部	調査班	1 関係施設の復旧応援要請 2 上下水道復旧資機材の調達要請 3 上下水道応急工作に係る応援要請
	工作班 建築班	1 応急復旧資機材の調達要請 2 障害物除去に係る応援要請 3 交通路の確保に係る応援要請 4 応急仮設住宅建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達要請
	調査班 給水班	1 給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の機材等の調達要請 2 応急復旧資機材の調達要請 3 応急工作に係る応援要請
文教部	学校対策班 調査班	1 学用品の調達要請 2 被災児童生徒の受入に係る要請 3 給食の実施に係る原材料等の調達要請
産業部	農業対策班 工作班	1 種苗、種子及び病虫害防除用資機材等の調達要請 2 応急復旧資機材の調達要請
	商工観光班	応急復旧資機材の調達要請

### 第3 実施要領

#### 1 市町村の相互協力

- 県内に地震等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

[大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 資料編 3-9-1]

[大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定細目 資料編 3-9-2]

- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。
- 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、紫波町、岩手町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市

釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。
  - ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
  - イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
  - エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
  - オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
  - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - キ その他、特に要請のあった事項
- 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ 応援を希望する職種別人員
エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間
カ その他参考事項

- 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外遠隔地市町村等と、相互応援協定を締結する。

〔岩手・宮城県際市町村災害時相互応援に関する協定 資料編 3-9-4〕

〔災害時における愛知県幸田町との相互応援に関する協定 資料編 3-9-5〕

〔災害時における山梨県丹波山との相互応援に関する協定 資料編 3-9-6〕

〔災害時における北海道斜里町との相互応援に関する協定 資料編 3-9-7〕

## 2 県に対する応援要請

- 町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として県大船渡地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。
- 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。
- 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

### 3 防災関係機関の相互協力

#### (1) 防災関係機関の応援要請

- 防災関係機関の長は、町若しくは他の防災関係機関の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、町本部長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

#### (2) 防災関係機関相互間の協力

- 各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自ら応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- 各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

### 4 団体等との協力

- 県、町及び防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

### 5 消防活動に係る相互協力

- 大規模災害時における消防隊の派遣による相互応援については、第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

[消防相互応援協定書 資料編 3-9-3]

[消防相互応援に関する協定書 資料編 3-9-8]

### 6 経費の負担方法

- 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

### 7 義援物資、義援金の受入れ

#### (1) 義援物資

##### ア 義援物資の受付

- 町本部長、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部長は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

- 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を県及び報道機関等を通じて公表する。

イ 配分及び輸送

- 県本部で受け付けた義援物資の町に対する配分は、県本部において決定し、町の指定する場所に輸送し、引き渡す。
- 日本赤十字社岩手県支部で受け付けた義援物資の町に対する配分については、県本部との協議により決定し、町の指定する場所に県本部の協力を得て輸送し、町に引き渡す。
- 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

- 町本部長、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部長は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

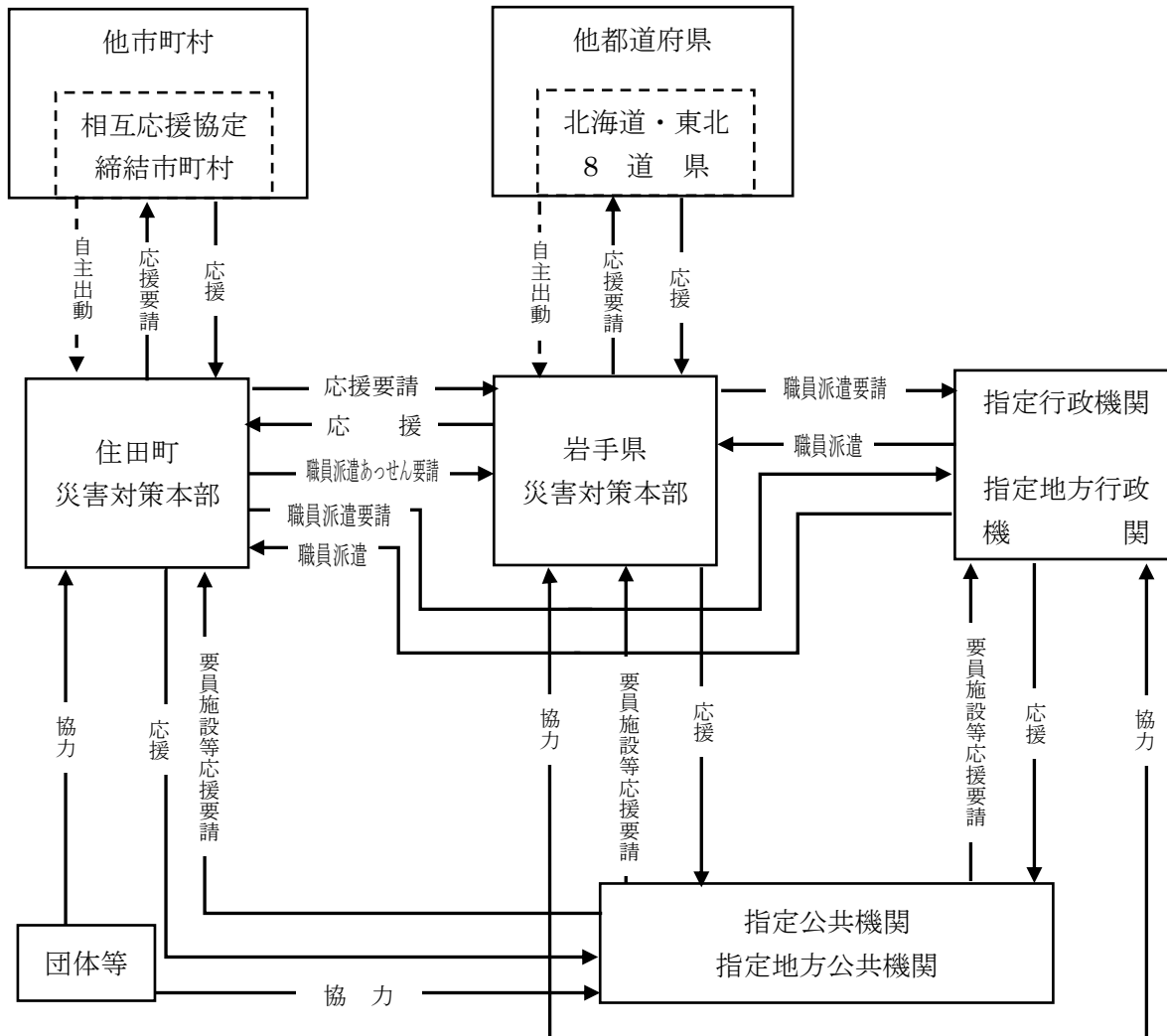
イ 義援金の配分

- 受け付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会において協議し、決定する。
- 義援金の配分が終了した段階等において、第三者による監査の実施、配分の状況の公表等を行い、公平性や透明性を図る。

(3) 海外からの支援の受入れ

- 町本部長は、県本部長等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、その受入れ体制を整備する。

災害時における相互応援体制



## 第10節 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 町本部長その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。  
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町 本 部 長	1 県等に対する自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 受入体制の整備
県 本 部 長	1 市町村及び防災関係機関からの依頼等に基づく自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 災害派遣部隊に対する支援
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
総務部	庶務班	1 県等に対する自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整 3 受入体制の整備

### 第3 実施要領

#### 1 災害派遣の基準

○ 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区 分	災 害 派 遣 の 基 準
要請派遣	災害に際して、町本部長からの要請により県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、町本部長からの要請により県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っている間は、時機を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

- 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区 分	指定部隊等の長	連 絡 先	
		昼 間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢(019) 688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢(019) 688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176) 53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176) 53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項 目	内 容	該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の搜索救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。	第3章第13節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関（広域消防組合等）が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物若しくは災害廃棄物がある場合は、それらの警戒又は除去に当たる。	第3章第20節
応急医療・救護及び感染症予防	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節 第19節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第3章第6節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
救援物資の無償	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に	第3章第15節

貸付又は譲与	関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第26節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

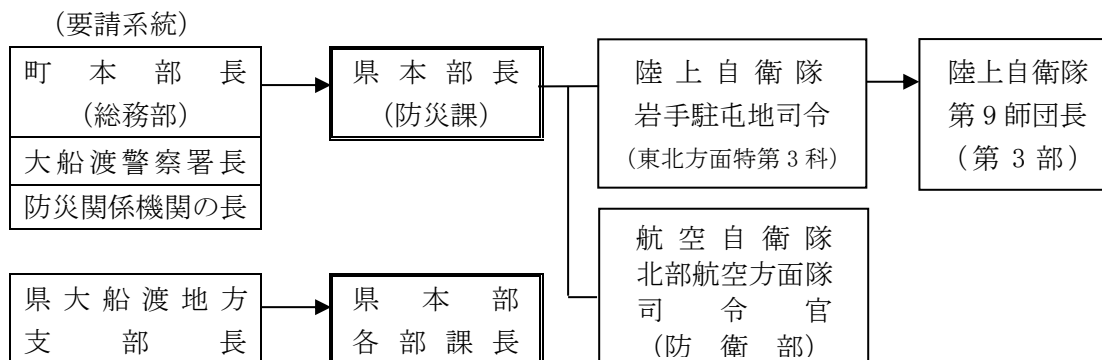
- 町本部長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が当該組織だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し後日文書を提出する。この場合において、町本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害状況を自衛隊に通知する。

ア 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要請する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となる事項(派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等)

- 町本部長は、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。
- 町本部長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続に準じて県に変更の手続を申し出る。
- 町本部長は、通信の途絶等により県本部長に対して自衛隊の災害派遣要請が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又は指定部隊等の長に通知することができる。
- 町本部長は、前記の通知をしたときは速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 撤収の要請

- 町本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により県本部長に撤収要請を依頼する。



注) 1  は災害派遣要請権者、( ) は主管部課等を示す。

2 町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に状況を通報することができる。

## 5 災害派遣部隊の受入れ

### (1) 災害派遣部隊との連絡調整

○ 町本部長及び防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 派遣部隊との連絡職員は、総務部庶務班長とする。

イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令との協議のうえ、連絡室を総務部内に設置する。

ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。

エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ③ 町等の保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等の競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

○ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

#### ア 事前の準備

① 自衛隊の利用するヘリポートは、第6節「交通確保・輸送計画」により定める。

② ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

③ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

④ 夜間等の災害派遣に対応できるようヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。

⑤ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

#### イ 受入れ時の準備

① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに、上空からの風向、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。

② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

③ 砂塵が舞い上がる場合においては散水、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。

④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(2) 受入れ施設等

- 宿泊所及び車両、機材等の保管場所
  - ア 町内の小・中学校及び町の管理する施設
  - イ その他町本部長が必要と認めた施設

6 自衛隊の自主派遣

- 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、県本部長の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊を派遣する。
- この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県本部長に連絡し緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。
- 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

- ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- イ 県本部長等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
- ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
- エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し県本部長等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、町及び防災関係機関が負担する。
  - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊の装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
  - エ 有料道路の通行料
- 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。

## 第11節 防災ボランティア活動計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ボランティアの受入体制の整備</li> <li>2 防災ボランティア活動に対するニーズの把握</li> <li>3 防災ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>4 防災ボランティア活動に対する支援</li> <li>5 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部住田町分区（以下、本節中「日赤住田町分区」という。）並びに住田町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整</li> <li>6 自主防災組織などの関係団体等との連絡調整</li> </ol>
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ボランティア活動に対する支援</li> <li>2 防災ボランティア活動に関する情報の提供</li> <li>3 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社福協」という。）との連絡調整</li> <li>4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>
日本赤十字社 岩手県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ボランティア活動に係る日赤住田町分区との連絡調整</li> <li>2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整</li> </ol>
日本赤十字社 岩手県支部 住田町分区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整</li> <li>2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整</li> </ol>
岩手県 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整</li> <li>2 防災ボランティア活動に係る県との連絡調整</li> <li>3 県内防災ボランティア関係団体との連絡調整</li> <li>4 県外防災ボランティアの受入に係る関係機関との連絡調整</li> </ol>

実施機関	担当業務
住田町 社会福祉協議会	1 防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 2 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 3 防災ボランティア活動拠点の運営
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤住田町分区、岩手県社会福祉協議会(以下、本節中「県社福協」という)、住田町社会福祉協議会(以下、本節中「町社協」という)との連絡調整

(町本部の担当)

部	班	担当業務
福祉部	庶務班	1 防災ボランティア活動に係る連絡調整 2 防災ボランティアの活動状況の把握 3 防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整

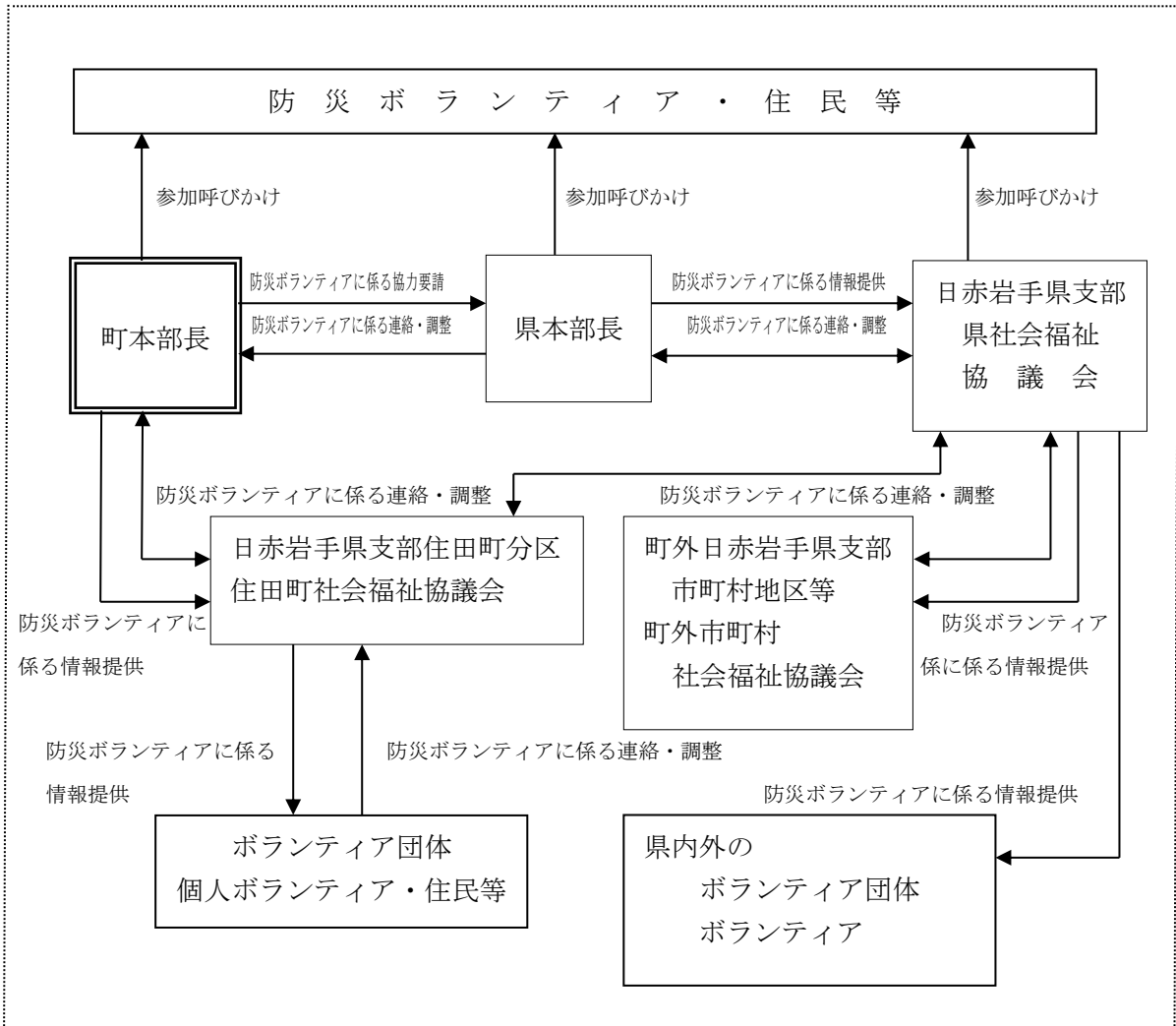
### 第3 実施要領

#### 1 防災ボランティアに対する協力要請

- 町本部長は、被災地において、防災ボランティアニーズの把握に努める。
- 町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤住田町分区、県社福協、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。
- 町本部長は、当町内の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- |                             |
|-----------------------------|
| ア 防災ボランティアの活動内容及び人数等        |
| イ 防災ボランティアの集合日時及び場所         |
| ウ 防災ボランティアの活動拠点             |
| エ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況 |
| オ その他必要な事項                  |

ボランティア活動に係る連絡調整図



2 防災ボランティアの受入れ

- 県本部長及び町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。
- 日赤住田町分区等及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア 防災ボランティア活動の内容

イ 防災ボランティア活動の期間及び活動区域

ウ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名

エ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）

〔資料編 3-11-1 住田町内宿泊施設一覧〕

オ 被害状況、危険箇所等に関する情報

カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報

キ その他必要な事項

○ 県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

○ 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

### 3 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

- |                                    |         |            |         |
|------------------------------------|---------|------------|---------|
| ・炊き出し                              | ・介助     | ・物資仕分け     | ・移送サービス |
| ・募金活動                              | ・引っ越し   | ・物資搬送      | ・入浴サービス |
| ・話し相手                              | ・負傷者の移送 | ・安否確認、調査活動 | ・理容サービス |
| ・シート張り                             | ・後片付け   | ・給食サービス    |         |
| ・清掃                                | ・避難所の運営 | ・洗濯サービス    |         |
| ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門知識、技術を活かした活動 |         |            |         |

### 4 関係団体等の活用

町本部長は、あらかじめ次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア 住田町赤十字奉仕団

ウ 自治公民館

イ 自主防災組織等

エ 防災ボランティア協力団体

### 5 防災ボランティア等に対する補償制度

災害応急対策活動に従事し、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における補償としては、各種団体が行う「ボランティア保険（災害特約付）」制度がある。

## 第12節 義援物資、義援金の受付・配分計画

### 第1 基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、确实、迅速な被災者への配分を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	義援物資、義援金の募集、受付及び配分
県本部長	義援物資、義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援物資、義援金の募集、受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集、受付
住田町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付及び配分

（町本部の担当）

部	担当業務
総務部	義援金、義援物資の受付、配分
福祉部	義援金、義援物資の配分の支援

### 第3 実施要領

#### 1 義援物資

##### (1) 義援物資の受付

- 町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- 県本部長は、町本部長からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡が取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市町村において必要と推測される物資の募集について周知する。
- 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所を明示する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

##### (2) 配分及び輸送

- 県本部で受付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し引き渡す。
- 町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被

災者に配分する。

## 2 義援金

### (1) 義援金の受付

- 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。
- 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。
- 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

### (2) 配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

## 3 海外からの支援の受入れ

- (1) 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。
- (2) 町本部長は、受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

## 第13節 災害救助法の適用計画

### 第1 基本方針

- 1 町本部長は、災害等による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町本部長に委任する。
- 3 県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 避難所の供与 2 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(町本部の担当)

部	班	担当業務
福祉部	庶務班	1 法の適用に関する事務 2 法の適用に基づく救助の事務総括

### 第3 実施要領

- 1 法適用の基準
  - ア 法による救助は、次のいずれかに該当する場合に適用する。

市町村人口に応じた滅失世帯 (令1-1-1)	30世帯以上
県内1,500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯(令1-1-2)	15世帯以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合又は隔絶地域などの救護が困難な事情がある場合で、住家が滅失した場合</li> <li>多数の者の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</li> </ul>	

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
- ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
- ③ 全壊及び半壊の判定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。

イ 被害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。

ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

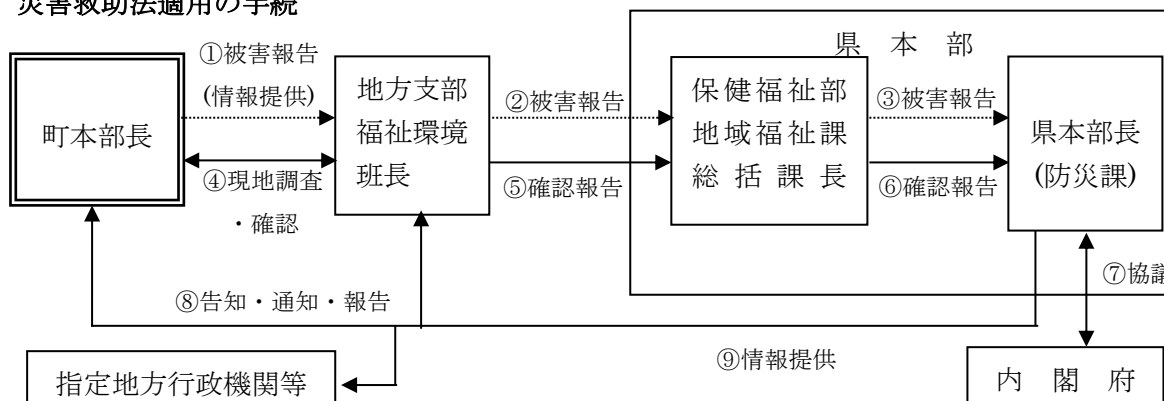
- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害を受けた者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

## 2 法適用の手続

○ 町本部長は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について県大船渡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に報告する。

○ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告(資料様式2)」により、県大船渡地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に報告する。

### 災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、災害応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	災害応急対策計画の該当節
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第18節「応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品供給計画」
医療	第15節「医療・保健計画」
助産	
災害にかかった者の救出	第14節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第18節「応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の搜索・処理	
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第22節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編3-13-1のとおりである。

[災害救助法による救助の種類、程度、期間等 資料編3-13-1]

## 第14節 避難・救出計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出・救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。
- 5 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

#### 1 避難指示等

実施機関	担当業務
町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条及び61条、警察官職務執行法第4条)
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置（自衛隊法第94条） 2 災害派遣要請に基づく避難の救助

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	庶務班	避難指示の発表
防災部	消防計画による	避難指示及び誘導

#### 2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
町本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入

	りの制限、禁止、退去の命令（災害対策基本法第63条）
県本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令（災害対策基本法第63条、73条）
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 ※ 町長（町長の委任を受けてその職権を行う町の吏員を含む。）、警察官がない場合（災害対策基本法第63条）

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
総務部	庶務班	警戒区域の設定
防災部	消防計画による	警戒区域の設定に係る立入りの制限、禁止、退去及び住民誘導の実施

### 3 救出

実施機関	担 当 業 務
町本部長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
防災部	救出班	1 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出 2 救出班の編成

### 4 避難所の設置、運営

実施機関	担 当 業 務
町本部長	避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
民生部	庶務班	災害救助法の適用時における避難所の設置、運営
地区本部	収容班	地区本部内に避難所を設置

## 第3 実施要領

### 1 避難指示等

#### (1) 避難指示等の実施及び報告

- 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。
- 国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒

レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

- 町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。
- 町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、屋内での待避や近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」等の安全確保措置を指示することができる。
- 町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。
- 県その他の防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。
- 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。
- 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。
- 町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。
- 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 県その他の防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

## (2) 避難指示等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア	発令者	イ	避難指示等の日時	ウ	避難指示等の理由	エ	避難対象地域
オ	避難対象者及び取るべき行動	カ	避難先	キ	避難経路	ク	その他必要な事項

## (3) 避難指示等の周知

### ア 地域住民等への周知

- 町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。
- 実施責任者は、避難指示等の内容を、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ（ケーブルテレビ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。  
また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警

戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- 避難指示等の周知にあたっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回指導するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客や釣り客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知にあたっては、あらかじめ案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。
- 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考				
	鐘 音		サイレン							
火 災	(連 点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	△	△	△	近火信号をもって避難信号とする。
水 災	(連 点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	△	△	△	水防法に基づく避難信号

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難指示等の理由	⑤ 避難先
③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
町 長 (総務課)	知 事	災害対策基本法第60条第4項
知 事	公 示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する 警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警 察 官	町 長	災害対策基本法第61条第3項

警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(3) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ地域公民館、自主防災組織等を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行う。

(4) 避難の誘導

- 町本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を別に定める。
- 実施責任者は、消防団、地域公民館、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等)の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導するものとし、誘導に当たっては、特に安全と統制に留意するものとする。
  - ア 保育園、小学校、病院、社会福祉施設等の幼児、児童生徒、患者、入所者等の避難
  - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- 県は、被災者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(5) 避難者の確認等

- 町職員、消防団員、民生委員等は、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
  - ア 避難場所（避難所）
    - ① 避難した住民等の確認（避難者名簿の作成等）
    - ② 特に自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認
  - イ 避難対象地域
    - ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
    - ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(6) 避難経路の確保

- 大船渡警察署は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。
- 町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

(7) 避難支援従事者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全確保を図る。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	イ 警戒区域設定の日時	ウ 警戒区域設定の理由
エ 警戒区域設定の地域	オ その他必要な事項	

- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 町本部においては、緊急を要する場合、防災部長において避難のための立ち退きを指示することができるものとし、実施した場合、速やかに町本部長へ報告する。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ（ケーブルテレビ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により地域住民等への周知を図るとともに、ロープ等によりこれを、明示する。
- 聴覚、視覚障がい者等災害弱者を考慮したあらゆる伝達手段を講ずる。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
県知事	町長 (総務課)	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

4 救出

(1) 救出班の編成

- 町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、地域公民館、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- 町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容に

あたらせるため、消防職員、団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

- 町本部長は、災害の規模、状況等から当町だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、県本部長をとおして近隣市町村、自衛隊、他の都道府県等に対して応援を要請し、県本部長は、県本部所属職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

- 捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 捜索の実施に当たっては、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- 町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、県大船渡地方支部土木班、民間団体等の協力を得て調達する。
- 町本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- 「救出班」は、負傷者等を救出した場合は、生活福祉部医療班等と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関(救護所を含む。)に収容する。
- 「救出班」は、負傷者の重症度及び緊急度についてトリアージを実施し、治療と搬送の優先順位を判定する。
- 「救出班」は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 避難場所の開設

- 町本部長は、避難指示等を発令した場合は、災害の種類に応じた避難場所を開設する。
- 町本部長は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。
- 町本部長は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。

6 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の設置

- 町の避難対象地域及び指定避難所を定める。〔避難場所一覧表 資料編3-14-1〕
- 町本部長は、避福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- 町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い指定避難所を設置した場合、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 町本部長は、当町が設置する指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の

方法により指定避難所を確保する。

ア 隣接市町村長と協議し、当該地域内にある建物又は土地を委託し、又は借上げて指定避難所を確保する。

イ 県本部長と協議し、県有施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

ウ 県本部長は、イの場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。

エ 町長は、近隣市町村からの要請においては、その受入れ体制を整備するとともに、当該指定避難所の運営に協力する。

また、町本部長は、職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

○ 町本部長は、指定避難所を開設した場合、県大船渡地方支部福祉班を通じ県に報告する。

ア 開設日時及び場所

イ 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

ウ 開設期間の見込み

○ 指定避難所での受入れ収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

○ 町本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を有すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

○ 町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

○ 町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努める。

○ 町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(2) 指定避難所の運営

○ 町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

○ 町本部長は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管

理栄養士等による巡回の頻度、厚さ、寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。
- 町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう調整を行う。
- 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- 町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら次の措置をとる。
  - ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
  - イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
  - ウ 生活相談、こころのケア、各種情報の提供体制の整備
  - エ ホームヘルパー等による介護の実施
  - オ 保健衛生の確保
  - カ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
  - キ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（LGBT等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦の多様なニーズへの配慮
  - ク 応急仮設住宅お公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- 町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 町本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (3) 被災市町村からの避難者受入れのための避難所の設置等
  - 被災市町村からの避難者受入れのための避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。
- (4) 災害救助法を適用した場合の避難所設置
  - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救

助法の適用計画」に定めるところによる。

#### 7 帰宅困難者対策

- 町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。
- 町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。
- 国〔内閣府、国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

#### 8 避難所以外の在宅避難者に対する支援

- 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
  - 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (1) 在宅避難者の把握
- 町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや流通の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
  - 民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を町に提供する。
- (2) 在宅避難者等に対する支援
- 町本部長は、役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。
  - 町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
  - 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
  - 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

9 広域避難

(1) 県内広域避難

- 町本部長が、災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた町本部長は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
- 町本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。  
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。
- 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設を決定し、提供する。
- 町本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 町本部長は、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を県本部長に対し求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなると認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項

		協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項 災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

(2) 県外広域避難

- 町本部長が県外広域避難の必要があると認めるときは、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
- 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。
- 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
- 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、町本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。
- 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、町本部長に代わって当該要求を行う。
- 県本部長及び町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。
- 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

		認める関係指定地方行政機関の長 その他の防災関係機関等の長	
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 11 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項

(3) 他都道府県広域避難

- 町本部長は、他の都道府県から避難者の受入れの協議を受けた県本部長から、避難者の受入れの協議を受けた際は、受け入れない正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。この場合、町本部長は、受入施設を決定し、提供する。
- 町本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
町本部長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 6 項
		県本部長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び町本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第 61 条の 9 第 14 項、災害対策基本法施行規則第 2 条の 3 第 4 項の規定により準用する同条第 1 項

(4) 広域避難により避難する被災者に対する情報等の提供体制

- 県内広域避難、県外広域避難又は他都道府県広域避難による避難者に対しては、県本部長及び町本部長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

9 住民等に対する情報等の提供体制

- 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

- 町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び町本部長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

## 第15節 医療・保健計画

### 第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。  
 県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 7 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うためのいわて災害医療支援ネットワーク（保健医療福祉調整本部）を設置する。
- 8 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町 本 部 長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 他の医療機関に対する応援要請
県 本 部 長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMATの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMATによるものを含む。）の統括

	調整及び支援 5 県立病院に係る医療班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手D P A Tの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療班の編成及び派遣
(社)気仙医師会	医師会会員病院に係る医療救護班の編成及び派遣
気仙歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
全国健康保険 協会岩手支部	各種保険金の給付、被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
福 祉 部	医療班	1 医療品、医療資機材の確保 2 医療救護全般
防 災 部	消防計画による	医療活動への協力
財 政 部	車両班	傷病者等輸送への協力

### 第3 初動医療体制

#### 1 岩手DMATの派遣等

- 岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関（以下「指定病院」という。）の長が派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 県立大船渡病院のDMAT数は、次のとおりである。

指定病院	DMAT数	編成基準
県立大船渡病院	2チーム	医 師 1名以上
		看 護 師 2名
		業務調査員 1名
		計 4名

- 岩手DMATは、県本部長が指定する場所（以下本節中「災害拠点病院」という。）に参集し、当該参集拠点病院に設置される岩手DMAT活動拠点本部（以下本節中「拠点本部」という。）の統括責任者である統括DMATの指揮に従い、活動する。
- 県本部長は、総合調整所において統括DMAT及び防災関係機関と連携並びに連絡調整を図り、拠点本部に対し必要な指示を行う。

#### 2 医療救護班・歯科医療救護班等の編成

- 町本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

- 災害時における医療（歯科医療を除く。）、助産の救助を実施するため、（一社）気仙医師会は、次の基準により「医療救護班」を編成する。

〔災害時の医療救護活動に関する協定書 資料編3-15-1〕

〔医療機関一覧表 資料編3-15-2〕

- 「医療救護班」は、次の医療機関等の協力を得て編成する。

機関区分	医療機関等
公的機関	県立大船渡病院、住田地域診療センター
私的機関	気仙医師会、気仙歯科医師会

- 災害時における歯科医療、口腔ケアを実施するため、気仙歯科医師会は、「歯科医療救護班」を編成する。
- 災害時における調剤、服薬指導を実施するため、あらかじめ、気仙薬剤師会は、「薬剤師会班」を編成する。
- 応急医療及び救護のため、他の市町村及び自衛隊の災害派遣を要する場合の手続きは、それぞれ、第9節「県、市町村等応援協力計画」及び第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 町内の医療機関等の協力を得て編成する医療救護班1箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

種別	編成基準
医師	1～3名
看護師	2～3名
事務職員兼 自動車運転手	1名

### 3 現場医療救護所及び救護所の設置

- 被害者の救護は、平常時の医療又は助産の手続きに準じて行うほか、町本部長の設置する救護所で行うものとする。
- 町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 医療施設
----------	-------	--------

- 町本部長の設置する町内における各地区別の主たる救護所の設置場所は、おおむね次のとおりとする。

地区	救護所の設置場所	摘要	地区	救護所の設置場所	摘要
世田米	住田中学校		下有住	生涯スポーツセンター	
	農林会館			下有住地区公民館	
	世田米保育園		上有住	有住保育園	
	世田米小学校			上有住地区公民館	
	住田高校			有住小学校	
	大股地区公民館			五葉地区公民館	

- 臨機の措置

町本部長は、被災地域の範囲、態様又は程度により医療救護班の編成内容、救護所の設置場所等を変更し、又は追加して行うことができるものとする。

#### 4 岩手DMAT及び医療救護班の活動

##### (1) 岩手DMATの活動

- 岩手DMATは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施する。
- 岩手DMATは、おおむね次の業務を行う。
  - ア 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
  - イ 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
  - ウ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
  - エ 県災害対策本部内に設置するDMAT県調整本部等における被災地域内のDMATに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
  - オ DMAT県調整本部等における統括DMATの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）
- ※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時的医療施設をいう。
- 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。
- 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。
- 岩手DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

##### (2) 医療救護班の活動

- 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。
- 医療救護班は、おおむね次の業務を行う。
  - ア 傷病者に対する応急措置
  - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び順位の設定
  - ウ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
  - エ 助産救護
  - オ 死亡の確認
  - カ 遺体の検案及びその後の処置
- 医療救護活動の実施に当たっては、岩手DMAT、健康管理活動班及び防災部との連絡をとり、また、看護師と有資格ボランティアによる救護活動の連絡調整を図る。
- 県大船渡地方支部保健医療班長は、町本部長、関係医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。
- 県大船渡地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、引継ぎの適切な実施に努める。

※ 災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

- (3) 歯科医療救護班の活動
  - 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。
  - 歯科医療救護班は、次の業務を行う。
    - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
    - イ 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
    - ウ その他必要とされる措置
- (4) 薬剤師会班の活動
  - 薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。
    - ア 傷病者に対する調剤、服薬指導
    - イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
    - ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- 5 岩手DPATの活動
  - 岩手DPATは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。
  - 岩手DPATは、次の業務を行う。
    - ア 情報収集とアセスメント
    - イ 精神科医療機能に対する支援
    - ウ 住民及び支援者に対する支援
    - エ 精神保健に係る普及啓発
    - オ 活動実績の登録
    - カ 活動情報の引継ぎ
  - 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
  - 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。
- 6 医薬品及び医療資機材の調達
  - 町本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、「医療救護班」が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
  - 医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
  - 町本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県大船渡地方支部保健医療班を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

## 第4 傷病者の搬送体制

### 1 傷病者の搬送の手続

- 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、町本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。
- 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車等により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、財政部車両班、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- 町本部長は、必要に応じて、県本部長に対してヘリコプターによる傷病者の搬送を要請する。

### 2 傷病者の搬送体制の整備

- 町本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

基幹災害拠点病院	岩手医科大学付属病院
地域災害拠点病院	県立大船渡病院

- 町本部長は、あらかじめヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

## 第5 個別疾患への対応体制

### 1 人工透析

#### (1) 情報収集及び連絡

町本部長は、透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼働状況について、県大船渡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、代替透析施設情報等を透析患者等に連絡する。

#### (2) 透析に必要な水及び医薬品等の確保

町本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長等と連携し、透析に必要な水及び医薬品を確保して、透析施設に提供する。

#### (3) 通院手段及び宿泊施設の確保

町本部長は、必要に応じ、患者搬送支援、避難所等の宿泊施設の確保を行う。

### 2 難病等

#### (1) 情報収集及び連絡

町本部長は、難病患者等の受療状況、医療機関の稼働状況等について、県大船渡地方支部保健医療班と情報の共有を図るとともに、難病患者等は、災害時の通信手段、報道機関等を通じて主要な医療機関の稼働状況等の提供を受ける。

(2) 医薬品等の確保

町本部長は、難病患者等に使用する医薬品等が不足する場合は、県本部長に対し、医薬品等の調達又はあつせんを要請する。

第6 災害中長期における医療体制

1 災害中長期における医療活動

- 町本部長は、大規模災害時等、DMA T 撤退後において、避難所における巡回診療や被災地の病院等の診療のために、引き続き保健医療福祉活動チームの派遣が必要である場合は、(一社)気仙医師会、気仙歯科医師会等関係団体に対し、応援の継続を要請する。
- 県本部長は、災害医療コーディネーターとともに、「いわて災害医療支援ネットワーク(保健医療福祉調整本部)」を設置し、災害対策に係る保健・医療・福祉活動の総合調整を行う。
- 県大船渡地方支部保健医療班長は、災害医療コーディネーターとともに、地域災害医療対策会議を設置し、被災地における保健医療福祉活動チームの活動調整及び活動支援を行う。

2 災害中長期における精神医療活動

- 県本部長は、被災者のこころのケア等を実施するため、災害派遣精神医療チーム(DP A T)の精神医療活動を継続する。

3 健康管理活動の実施

- 町本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。
- 編成基準は、次のとおりとする。

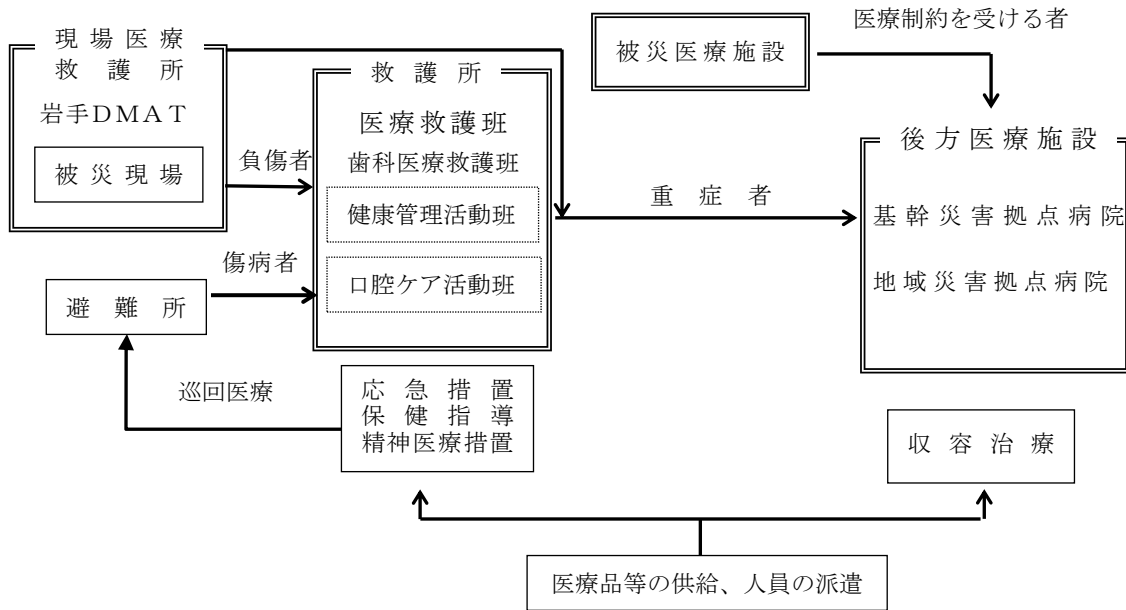
保健師 1名以上	栄養士 1名
----------	--------

- 「健康管理活動班」は、「医療救護班」と合同で保健活動を行うものとし、原則として救護所と同一の場所に健康相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所を巡回して健康管理活動を行う。
- 「健康管理活動班」は、おおむね次の業務を行う。
  - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、こころのケア
  - イ 避難所に収容されている被災者に対する健康教育
  - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調査
- 県本部長は、健康管理活動を行うに当たり、必要に応じて日本赤十字社岩手県支部に要請する。
- 県本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に、被災地の口腔の健康維持を図るため、(一社)岩手県歯科医師会の協力を得て、「口腔ケア活動班」を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して口腔ケアの歯科保健活動を図る。
- 口腔ケア活動班は、おおむね、次の活動を行う。
  - ア 被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア
  - イ 被災者に対する歯科健康教育
  - ウ その他必要とされる歯科保健活動

## 第7 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

### 災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ（イメージ）



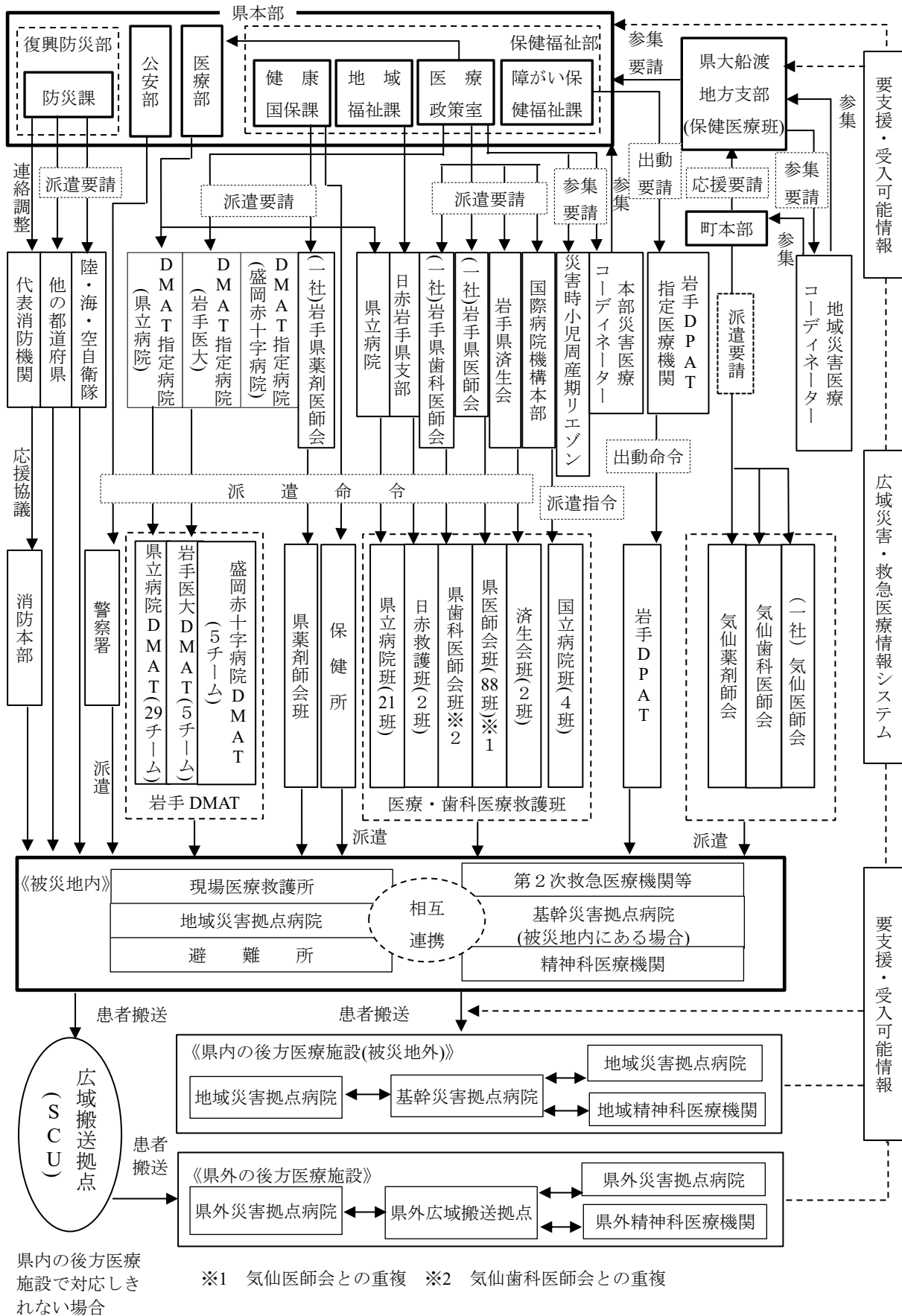
注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

## 第8 愛玩動物の救護対策

被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護措置を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

- ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護收容するとともに、所有者の発見に努める。
- イ 負傷動物を発見したときは、保護收容し、獣医師会と連携して、治療その他必要な措置を講じる。
- ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・精神医療・健康管理活動の情報連絡系統図



## 第16節 食料、生活必需品供給計画

### 第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、町その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するように努める。
- 4 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施町及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町 本 部 長	被災者に対する物資の調達及び支給
県 本 部 長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北農政局（盛岡地域センター）	1 生鮮食料品等の供給 2 米穀及び乾パン・乾燥米飯の供給
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく炊き出し
日本赤十字社岩手県支部住田町分区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

（町本部の担当）

部	班	担当業務
福祉部	生活物資班	1 生活必需物資の調達及び配給全般 2 身体障害者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん 3 災害救助法による物資等の供与事務の総括
財政部	車両班	生活必需物資の輸送

### 第3 実施要綱

- 1 物資の支給対象者
  - 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
    - ア 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
    - イ 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
    - ウ 被服、寝具、炊飯道具、その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者

- エ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- オ 被災現場において防災活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

2 支給物資の種類

(1) 食料等の種類等

- 食料の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

支給物資の種類、支給基準数量等

[供給食料の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

[1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者1食当たり精米 200グラム以内 応急供給受配者1日当たり精米 400グラム以内 災害救助従事者1食当たり精米換算 300グラム以内

- 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。  
 なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

(2) 食料以外の物資

- 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び物資調達の状況に応じて支給する。

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食器	はし、茶碗、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

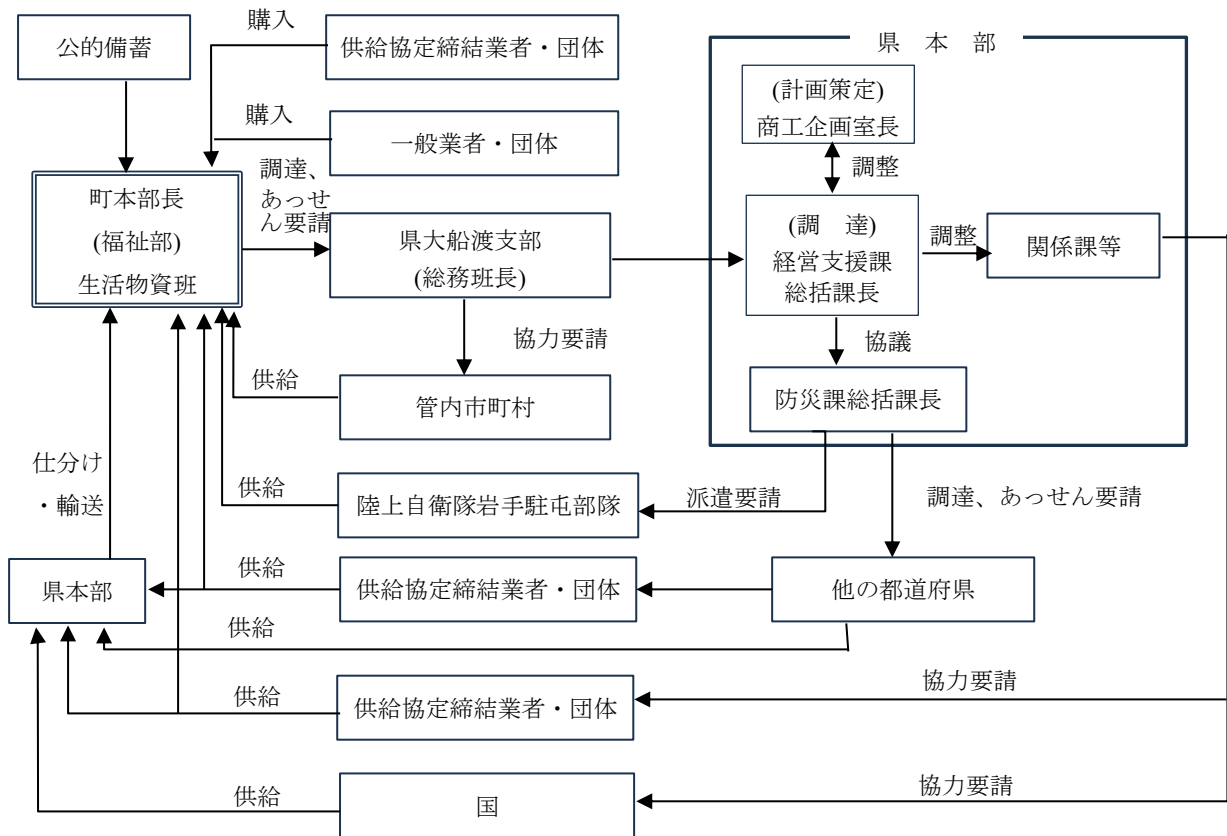
- 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、態様に応じた介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。

3 物資の確保

- 町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時算出する。
- 町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- 町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、県大船渡地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。
- 地方支部総班長は、当該班において、又は隣接する他の市町村長に連絡し、物資を確保する。物資を確保できない場合は、県本部長に対し、要請事項を報告する。
- 県本部長は、国、都道府県等からの救援物資の受入れを担当するとともに、これを保管し、町本部長からの求めに応じ配分する。
- 町本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

物資の調達・供給系統図



4 物資の輸送及び保管

- 町本部においては、物資の輸送は、財政部車両班が町の所有する車両等において行う。
- 県本部長は、次により、物資の輸送を行う。
  - ア 県本部の担当課長は、町本部又は輸送拠点（町と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、町本部長に引き渡す。
  - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。
  - ウ 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- 町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場や地区本部における配布や生活困難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

- 町本部長は、あらかじめ、範囲、炊出し方法等を定める。
- 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。
- 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等への協力要請

- 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給について協力を求める。

7 物資の需給調整

- 町本部長は、必要な物資の品目及び数量を地域別及び避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式1

災害救助用物資引渡書

災害救助用物資引渡書						
引継者機関名			職氏名			
引受者機関名			職氏名			
救助用物資次のとおり引継ぎました。 <div style="text-align: center;">記</div> 1. 引継日時 2. 引継場所 3. 引継物資 次表のとおり (車両番号 )						
物 資 名	単 位	輸送数量	引継数量	差 引 不足数	不足を生じた理由	その他
(注) 本書は、2部作成し、授受両機関とも保管する。						

救 助 物 資 配 給 基 準 算 定 表

行政区\_

世帯員氏名	全壊(焼)流出							半壊(焼)							床上浸水							計							備考											
	幼	小学生		中学生		一般		計	幼	小学生		中学生		一般		計	幼	小学生		中学生		一般		計	幼	小学生		中学生		一般		計								
		男	女	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女			男	女	男	女	男	女			男	女	男		女	男		女	男	女	男	女			

## 第17節 給水計画

### 第1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	町本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
日本赤十字社岩手県 支部住田町分区	災害救助法の適用時における給水に関する協力

(町本部の担当)

部	班	担当業務
建設部	調査班	1 建設部の庶務、施設の応急復旧給水用資機材の確保及び調整 2 施設の被害調査及び応急措置 3 給水班等の編成
	給水班	4 災害の際の全般的給水 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 6 水道施設の応急復旧

- 給水班等の編成に当たっては、災害の状況に応じ町指定水道工事事業者の協力を得て対応するものとする。

### 第3 実施要領

#### 1 給水

##### (1) 水源の確保

- 町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、耐震性貯水槽等を利用した水源の確保に努める。

[給水計画表 資料編3-17-1]

##### (2) 給水班等の編成

- 町本部長は、「給水班等」を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

##### (3) 応援の要請

- 町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその

疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

## 2 応急給水用資機材の調達

### (1) 調達方法

- 町本部長は、あらかじめ町内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

[住田町指定給水装置工事事業者一覧表 資料編3-17-2]

- 町本部長は、給水器具、資機材等の緊急調達を行う場合は、災害対策基本法第64条第1項（応急公用負担等）の規定により調達するものとする。
- 町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

### (2) 応援の要請

- 町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班長又は福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請するとともに、隣接市町長及び日本水道協会岩手支部に対し、応援を要請するものとする。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運送先
イ 使用期限	エ その他参考事項

## 3 給水の方法

### (1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上に確保する。
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

### (2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

### (3) 給水車等の運行可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水を給水

袋、ポリエチレン容器等に収納して、車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者の措置

- 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。
  - ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
  - イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
  - ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- 水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。
  - ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
  - イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。  
ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達成することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。
  - ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、町本部長に被害状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 町本部長の措置

- 町本部長は、水道事業者の応急措置だけでは、飲料水が供給できないと認めた場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

また、災害の状況に応じ日本水道協会岩手県支部に応援を要請するものとする。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 人員、資材、種類、数量
イ 給水対象地域	オ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

- 災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第18節 応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画

### 第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判断結果を表示する。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町 本 部 長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん並びに県本部長の委任による応急仮設住宅の供与及び管理運営
県 本 部 長	1 応急仮設住宅の供与・管理運営及び公営住宅の入居あっせん 2 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整

(町本部の担当)

部	班	担当業務
建 設 部	建 築 班	1 応急修理住宅の設計、施工、管理 2 被災住宅の応急修理に係る資材の調達 3 被災宅地危険度判定士への支援措置 4 応急仮設住宅の設計、施工、管理 5 公営住宅の入居あっせん
福 祉 部	庶 務 班	災害救助法による被災住宅の応急修理、仮設住宅の供与に係る事務総括

### 第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
  - (1) 供与対象者
    - 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。
      - ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
      - イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
      - ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

エ その他要配慮者及び経済的弱者

(2) 供与対象者の調査、報告

○ 町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、次の事項を調査し、県大船渡地方支部福祉班長を通じて、県本部長に報告する。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 供与対象者における要配慮者の有無及びニーズ

オ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

○ 応急仮設住宅の建設候補地は、次の場所を予定地としておく。

・ 町運動公園、町内小中学校グラウンド等

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

○ 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

○ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

○ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

○ 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

(4) 応急仮設住宅の入居

○ 町本部長は、別記様式の応急仮設住宅入居者選定調査書を作成し、県大船渡地方支部福祉班長を通じて県本部長に提出する。

○ 県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。

ただし、状況に応じて、町本部長に委託して選定することができる。

○ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から原則として、2年以内とする。

○ 県本部長は、町本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。

ただし、状況に応じて、町本部長に委任することができる。

○ 町本部長及び県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(5) 応急仮設住宅の管理運営

○ 委任を受けた町本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死等を防止するためこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

○ 委任を受けた本部長は、必要に応じ、愛玩動物の受入れに配慮する。

(6) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

○ 県本部長は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、(一社)岩手県宅地建物取引業協

会及び（公社）全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体的手続を行う。

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 供与対象者

- 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
  - ア 住家が半壊、半焼又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
  - イ 自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯
  - ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

### (2) 供与対象者の調査、選考

- 町本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

### (3) 修理の範囲

- 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

### (4) 修理期間

- 修理期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とする。
- 町本部長は、1ヶ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の同意を得たときは期間を延長する。

### (5) 資材の調達

- 町内の各種建築資材取扱業者

業 者 名	住 所	電 話	取扱い
松田木工所	上有住字宇南田30	48-2748	建築資材
コメリ住田世田米店	世田米字川向44-4	49-1023	〃

### (6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 3 公営住宅への入居のあっせん

- 県本部長及び町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。
- 県本部長及び町本部長は、高齢者、障がい者等の入居を優先する。
- 県本部長及び町本部長は、町営住宅等の入居状況を把握し相互に情報提供を行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 町本部長は、応急仮設住宅への入居手続き、被災住宅の応急修理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
- 町本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

5 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士への協力要請

- 町本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県本部長に対し、被災宅地危険度判定士による被災宅地の応急危険度判定を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
  - ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
  - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
  - ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

(3) 町本部長の措置

- 町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
  - ア 町本部長が判定実施を決定したときは、町本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
  - イ 実施本部は、以下の業務にあたる。
    - ① 宅地に係る被害情報の収集
    - ② 判定実施計画の作成
    - ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
    - ④ 判定結果の調整及び集計並びに市町村本部長への報告
    - ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
    - ⑥ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士登録への協力

- 町本部長は、被災宅地危険度判定士の養成に対し、県本部長が実施する危険度判定に関する講習会の開催等に協力する。

6 被災建築物の応急危険度判定

○ 町本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 被災建築物応急危険度判定士の認定

- 県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。
- 被災建築物応急危険度判定士の認定等に関する事務は、県土整備部建築住宅課が行う。

(2) 応急危険度判定士の業務

- 応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
  - ア 主として、目視等により被災建築物を調査する。
  - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」「要注意」「安全」の3区分に判定する。
  - ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険	赤紙を貼る。
要 注 意	黄紙を貼る。
安 全	緑紙を貼る。

(3) 町本部長の措置

- 町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、次の措置を行う。
  - ア 町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。
  - イ 実施本部は、次の業務にあたる。
    - ① 被災状況の把握
    - ② 判定実施計画の策定
    - ③ 県本部長への支援要請
    - ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
    - ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
    - ⑥ 住民への広報
    - ⑦ その他判定資機材の配布

応急仮設住宅入居者選定調査書

(別記様式)

被災前住所				世帯主			
世帯 の 状 況	氏名	年齢	続柄	職業	所得額	固定資産税	摘要
	本人						
被災 前 の 資 産 の 内 容	種別	面積	資産額	種別	面積	金額	摘要
	宅地	m <sup>2</sup>	円	住家	m <sup>2</sup>	円	
	田	ha	円	非住家	m <sup>2</sup>	円	
	畑	ha	円	その他		円	
	山林	ha	円	計		円	
被災後の 収入の見 通し	(具体的に)						
今後の住 宅確保の 見通し	(具体的に)						
市町村長の意見及び順位							
						年 月 日	
						住田町長	
福祉事務所の意見及び順位							
						年 月 日	
						沿岸広域振興局保健福祉環境部長	

応急仮設住宅入居申込書

年 月 日

岩手県知事 殿

申 込 者  
(住所)  
(氏名)

応急仮設住宅に入居したいので、次のとおり申請します。

申請の理由 年 月 日発生した 住田町における  
により住居が したため。

入居しようとする親族

続 柄	氏 名	年 齢	職 業	摘 要

## 第19節 感染症予防計画

### 第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携のもとに、必要な措置を講じる。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町 本 部 長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県 本 部 長	1 市町村本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

(町本部の担当)

部	班	担当業務
福 祉 部	消 毒 班	1 消毒班等の編成 2 疫学協力班の編成 3 被災地域の防疫全般

### 第3 実施要領

#### 1 感染症予防活動の実施体制

##### (1) 消毒班

- 町本部長は、感染症予防活動を円滑に実施するため、所属職員及び奉仕団による「消毒班」を編成する。

消毒班は、福祉部職員1名と奉仕団5～10名をもって1班とする。

奉仕団は、地域衛生組合長、町衛生監視員の他、町民ボランティアをもって充てる。

1箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

1班当たり編成基準			1日当たり動員計画		
機械種別	機械数量	人 員	機械種別	班 数	人 員
動力散布機	1	5	動力散布機	6	30
噴霧器	1	4	噴霧器	7	28
計	2	9	計	13	58

[感染症計画 資料編3-19-1]

- 県本部長は、町における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合は、県大船渡地方支部保健医療班において「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

- 町本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、県本部・地方支部保健医療班において編成する「疫学調査班」に協力する。

1 箇班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

疫学調査班		疫学調査協力班		
区 分	人 員	区 分	人 員	編成可能班数
医 師	1 名	看護師又は保健師	1 名	2 班
看護師又は保健師	1 名			
助 手	1 名	助 手	1 名	

備考：「消毒班」を兼務して編成できる。  
県が行う疫学調査に協力する。

(3) 感染症予防班

- 町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を選任し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

2 感染症予防用資機材の調達

- 県本部長及び町本部長は、あらかじめ関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

〔感染症予防用器具・機材等調達先 資料編 3-19-2〕

〔感染症予防用薬剤調達先 資料編 3-19-3〕

- 町本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 感染症情報の収集及び広報

- 町本部長は、感染症予防班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。
- 県大船渡地方支部保健医療班長及び県本部医療政策室長は、感染症に関する広報を実施し、又は町本部長に対して、助言、指導を行う。
- 町本部長は、第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動の指示等

- 町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部長の指示に基づき消毒その他の措置等を実施する。

特に、災害が激甚な地域に対しては、県本部又は県大船渡地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置を取る。

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
- ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
- エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

## 5 実施方法

### (1) 感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）

- 県本部長は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染症等の兆候を早期に探知する。
- 県本部長は、サーベイランスにより得られた情報を、町、医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

### (2) 積極的疫学調査

- 県本部長は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

### (3) 健康診断

- 県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づく健康診断を実施する。

### (4) 清潔方法

- 町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

### (5) 消毒方法

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

### (6) ねずみ族、昆虫等の駆除

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

### (7) 生活の用に供される水の供給

- 町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分にいたらない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

### (8) 臨時予防接種

- 町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。
- 県本部長は、感染症予防上必要があると認めた場合又は町本部長から求めを受けた場

合は、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法第6条の規定に基づく臨時予防接種の実施を県大船渡地方支部保健医療班長に指示して行う。

(9) 患者等に対する措置

- 町本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。
  - ア 「消毒班」により、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。
  - イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定病院に収容する。
  - ウ 止むを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(10) 避難所における感染症予防活動

- 町本部長又は県本部長は週に1回以上避難所を巡回し、次の方法等により感染症予防について指導等を行う。
  - ア 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
  - イ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。
  - ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
  - エ 飲料水等については、「消毒班」又は県大船渡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。
- 町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

(11) 町が感染症予防活動を実施できない場合の措置

- 県本部長は、激甚な被害により、町本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の事項について実施する。

- |                  |
|------------------|
| ア 清潔方法及び消毒方法の施行  |
| イ ねずみ族、昆虫等の駆除の実施 |
| ウ 生活の用に供される水の供給  |
| エ 患者の輸送措置        |

## 第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

### 第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物(以下、本設中「障害物」という。)及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

### 第2 実施機関(責任者)

#### 1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
町本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

(町本部の担当)

部	班	担当業務
民生部	庶務班	廃棄物の処理及び清掃全般

#### 2 障害物除去

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去

実施機関	担当業務
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく障害物の除去
日本赤十字社岩手県 支部住田町分区	災害救助法の適用時における障害物の除去に関する協力

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
建設部	工 作 班	1 道路関係障害物の除去 2 河川関係障害物の除去 3 住居関係障害物の除去 4 障害物処理班の編成
防災部	消防計画による	住居及びその周辺と公共的な障害物の除去作業

### 第3 実施要領

#### 1 廃棄物処理

##### (1) 清掃班の編成

- 町本部長は、ごみ、汚物、し尿等の処理を行うため、大船渡地区環境衛生組合、気仙広域連合衛生課等の協力を得て、おおむね次のような清掃班を編成する。

1班当たりの編成基準	ごみの収集処理方法	処 理 場 所
ごみ運搬車 1台	1 作業は、消防団員、奉仕団を主体とする。 2 作業の優先順位は、公共性の重要度を勘案して決定する。	障害物除去計画に定める集積所とする
運転手（助手を含む） 2名		
作業員 2名		
所要器材：スコップ、唐鍬 フォーク等		

##### (2) 処理方法

- 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物、一般生活による排出物等の種類(大きさ、可燃性、腐敗性等)及び排出量を把握する。
- 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処分方法、最終処分地等を定める。
- 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 町本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 最終処分地等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

- 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
  - 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
  - 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。
  - 県本部長は、大量の廃棄物が発生し、県内における処理が困難であると認めるときは、岩手県地域防災計画第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、廃棄物処理に係る応援を要請する。
- (3) 廃棄物収集運搬用資機材の確保
- 町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定の締結を検討するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクターショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
  - 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
  - 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

- (4) 臨時ごみ集積所の確保
- 町本部長は、最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積を確保するものとし、あらかじめ所有者、管理者等と調整する。
- (5) 臨時ごみ集積所等の衛生保持
- 町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地の清潔保持に努める。
  - 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、「消毒班」と連携して行う。
- (6) 住民等への協力要請
- 町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。
  - 町本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめし尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集搬送方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。  
また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次によりし尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 式
医療施設、福祉施設、避難所	ア 施設内のトイレが使用不能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一 般 家 庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を使用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事 業 所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

- 町本部長は、あらかじめ地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定の締結を検討するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

〔し尿処理業者一覧表 資料編3-20-1〕

- 町本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

### 3 へい獣等の処理

- 家畜、家さん、その他小動物の死体処理については、大船渡地区環境衛生組合で処理又は土中に埋めるものとする。

### 4 障害物除去

#### (1) 処理方法

- 町本部長及び道路、河川等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員、消防団員等による「障害物除去班」を編成し、保有する障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
  - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間の道路にある障害物
  - イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
  - ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
  - エ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
  - ア 住居関係障害物の除去
    - 町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
    - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。  
 なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
  - イ 道路関係障害物の除去
    - 町本部長及び道路管理者は、その所有する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
    - 町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第4節「災害情報の収集、伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
    - 県本部長は、町本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。
  - ウ 河川関係障害物の除去
    - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

#### (2) 障害物除去用資機材の確保

- 町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定の締結を検討するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

[障害物除去用緊急借上業者別資材機械等保有一覧表 資料編3-20-2]

町本部における障害物除去用機材一覧表

機 材 名	数 量	機 材 名	数 量
ダンプ	1	スコップ	131
ショベルローダー	1	一輪車	10
ツルハシ	10		

(3) 応援の要請

- 障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して応援を要請する。

ア 町本部長

近隣市町村長、あるいは、県大船渡地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に要請する。

イ 道路等の管理者

道路等の管理者は相互あるいは町本部長又は県本部長に要請する。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去に必要な職種及び人員</li> <li>・ 障害物除去用資機材の種類・数量</li> <li>・ 応援を要する期間</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害物除去地域、区間</li> <li>・ その他参考事項</li> </ul> |
|--|---|

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

- 町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ除去した障害物を集積する場所を選定する。
- 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。
  - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
  - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。
- 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- 町本部長は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
  - ア 臨時集積場所
  - イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生活活動に支障がない場所
  - ウ 埋立予定地
- 町本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。
- 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

設置者	措置内容
町本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同法施行令第25条から第27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同法施行令第25条から第27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

5 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第21節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

### 第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県 支部住田町分区	災害救助法の適用時における行方不明者の搜索並びに死体の処理 及び埋葬に関する協力
住田地域診療センター 町内開業医師	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

(町本部の担当)

部	班	担当業務
福祉部	庶務班	災害時における行方不明者、遺体の搜索、収容、埋葬等に関する関係機関との連絡及び遺体処理及び事務総括
防災部	搜索班	行方不明者の搜索及び手配、遺体の搜索活動（各分団員）

### 第3 実施要領

#### 1 行方不明者及び遺体の搜索

##### (1) 搜索の手配

- 町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、大船渡警察署長に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県大船渡地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。
  - ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
  - イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数
- 地方支部警察署班長は、手配の要請を受け、又は自ら行方不明者のあることを知ったときは搜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。
- 県本部長は、地方支部総務班長からの報告に基づき、必要と認める他の市町村及び関係機関にその旨を連絡する。
- 町本部長は、行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

- 県本部長は、行方不明者として把握した者が外国人であった場合には、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。
  - 町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。
- (2) 搜索班の編成
- 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、消防団員等により「搜索班」を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。
  - 地区別における搜索の指揮は、町本部長（防災部長）の指示により各消防分団長が「搜索班」を編成して行うものとする。
  - 町本部長は、必要に応じて自治公民館、自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、「搜索班」への協力を要請する。
- (3) 搜索の実施
- 搜索は、班ごとに搜索範囲を定め、脱落箇所のないよう計画的に行う。
  - 搜索は、警察官、搜索班員及び行方不明者の家族、知人等が相互に緊密に連絡して行うものとする。
  - 町本部長は、必要に応じて、県防災課長、大船渡警察署長に対して、航空機等による広域的な搜索の実施を要請する。
  - 搜索班員、警察官及び海上保安官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
  - 搜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
    - ア 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
    - イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。
- (4) 検視の実施
- 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ検視に要する資機材を整備する。
  - 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

## 2 遺体処理

### (1) 遺体の収容

- 遺体の収容は「搜索班」が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検視	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可

能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設を選定する。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設を選定する。

○ 町内地域における遺体収容所はつぎのとおりである。

地 域	遺 体 安 置 所	地 区	遺 体 安 置 所
世 田 米	満蔵寺 光勝寺 浄徳寺	下 有 住	満福寺 長桂寺
	浄福寺 本住寺	上 有 住	玉泉寺 城玖寺 八幡寺
大 股	大股地区公民館	五 葉	五葉地区公民館

※ その他必要に応じて小・中学校・病院等の医療施設に収容する。

## (2) 遺体の処理

○ 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により「遺体処理班」を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

○ 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品を持って繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、町本部等において調達する。

○ 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県大船渡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

## 3 遺体の埋葬

○ 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

## 4 遺体埋葬の要請

○ 町本部長は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に対し、火葬場における受入れ先の調整を要請する。

## 5 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

○ 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第22節 応急対策要員確保計画

### 第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員(以下、本節中「要員」という。)の確保を図る。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

(町本部の担当)

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	1 災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保 2 災害現場における防災関係機関相互の要員の調整
総務部	庶務班	災害対策基本法第65条第1項に基づく従事命令による
建設部	調査班	要員の確保及びあっせん

### 第3 実施要領

#### 1 要員の確保

- 災害応急対策要員の確保は、次の場合に行う。
  - ア 町職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
  - イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

#### 2 確保の方法

- 防災関係機関は、次の事項を明示して、大船渡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- 町本部各部においても、上記事項を明示して、建設部工作班に要員の確保を申し込む。
- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要と認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第7条
		協力命令	災害救助法第8条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
消防団長又は消防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による 県本部長の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は、建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業(協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業(災害対策基本法による 市町村長、警察官の従事命令)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を 実施すべき現場にある者
消防作業	災害現場付近にある者
水防作業	区域内に居住するもの又は水防の現場にあ る者、災害により生じた事故現場付近にある者
災害応急対策作業(警察官職務執行法によ る警察官の従事命令)	その場に居合わせたもの、その事物の管理者 その他関係者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
町本部長 県本部長 指定（地方） 行政機関の長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第81条第1項 災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項

(4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合には、法令(災害対策基本法第84条)の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長等に届け出る。
  - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
  - イ 負傷又は疾病以外による場合は、町長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

## 第23節 文教対策計画

### 第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合、また小中、児童、生徒のり災の場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等(以下、本節中「学用品等」という。)を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
町本部長	町立小中学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施

(町本部の担当)

部	班	担当業務
文教部	調査班	1 教育災害対策予算の確保 2 学校教育施設等の被害調査及び応急対策の実施 3 被災児童生徒の被害調査 4 給食施設の被害調査及び応急対策の実施
	学校対策班	1 応急教育場所の設定 2 学用品の確保・調達及び支給 3 学校教職員の確保及び非常配備 4 被災児童生徒の給食及び健康管理 5 応急給食用原材料等の確保・調達
	社教対策班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策の実施 2 体育施設の被害調査及び応急対策の実施 3 文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策の実施
食料部	給食班	応急給食用物資の確保、調達

### 第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
  - (1) 学校施設の応急対策
    - 町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。
  - (2) 応急教育予定場所の設定
    - 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育館施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を利用する。 2 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内で教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校校舎又は公民館等の公共施設の利用又は児童生徒の一時受け入れを他の市町村に対し要請する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続き

- 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続きにより他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。
- 町立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
町内の施設を利用する場合	町本部長は、当該施設管理者と協議を行う。
沿岸南部教育事務所管内の施設を利用する場合	1 町本部長は、県大船渡地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 2 県大船渡地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町に協力を要請する。
他の教育事務所管内の施設を利用する場合	町本部長は、大船渡教育事務所班長を通じて県本部長に対し施設のあっせんを要請する。

- 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

ア あっせんを求める学校名	ウ 授業予定人員及び室数	オ その他参考事項
イ 予定施設名又は施設種別	エ 予定期間	

2 教職員の確保

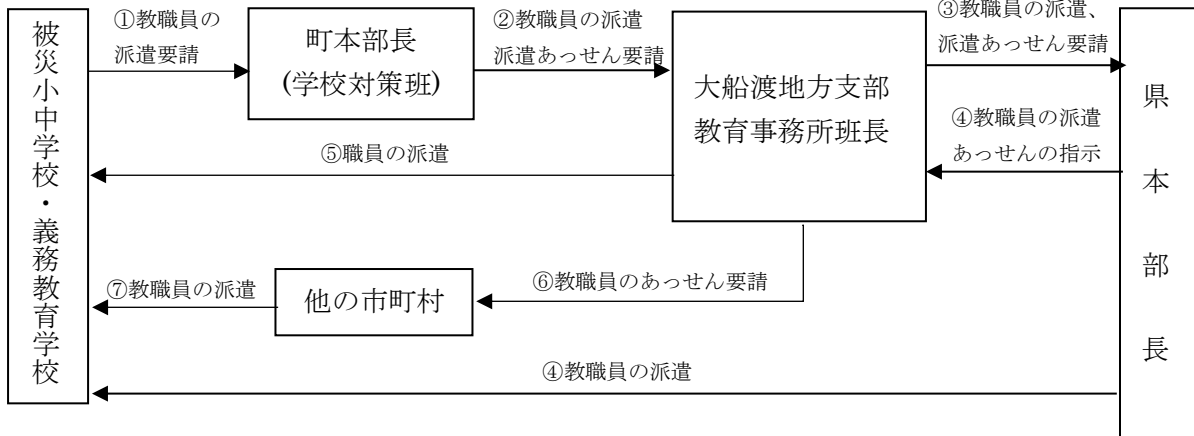
(1) 確保の方法

- 災害により、被災した小中学校において教職員の増員が必要と認められた場合には、次により教職員を確保する。
  - ア 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。
  - イ 町本部長は、県大船渡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

ウ 県本部長は、県本部の職員を派遣し、又は地方支部教育事務所班長に教職員の派遣のあっせんを指示する。

- 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

**被災した小中学校及び義務教育学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ**



(2) 要請の手続き

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定時間
イ 授業予定場所	オ 派遣要請職員の宿舍その他条件
ウ 教科別（中学校）派遣要請人員	カ その他必要な事項

3 応急教育の留意事項

- 災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても速やかに応急授業の実施に努める。
- 応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。
  - ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
  - イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
  - ウ 教育の場が、公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
  - エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
  - オ 学校が避難所に利用される場合は、収容者に対して学校経営の支障とならないよう指導する。
  - カ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
  - キ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- 町本部長は、被災児童、生徒に対して、学用品等を給与する。
- 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合、県大船渡地方支部教育事務所班長を通

じて、県本部長に対して、学用品等の調達又はあつせんを要請する。

なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

- 学用品の給与については、別記様式1「学用品割当台帳」及び別記様式2「児童・生徒被害調査表」により調査を実施する。
- 教科書及び文房具の調達及び配給は町文教部が行う。
- 町文教部長は、町本部長から学用品支給基準（1人当たり）の通知を受けたときは、各児童、生徒別に別記様式3「学用品等購入（配給）計画表」により割当する。
- 町文教部長は、受領書と引換えに学用品を一括学校に交付し、学校長は各児童、生徒別に支給する。
  - (1) 災害救助法が適用された場合
    - 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
  - (2) 災害救助法が適用されない場合
    - 町文教部において、学用品等の調達あつせんをする。

#### 5 授業料の減免、育英資金の貸与

- 町本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱に準ずるが、申請に当たっては、罹災証明書を添付する。

#### 6 学校給食の応急対策

##### (1) 給食の実施

町本部長は次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- イ 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。
- ウ 学校が避難場所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

##### (2) 被害物資対策

- 町本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

#### 7 学校保健安全対策

- 町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
  - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
  - イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県大船渡地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処理をとるとともに、この旨を県本部長に連絡する。
  - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
  - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

#### 8 その他文教関係の対策

##### (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに必要な対策を講ずる。
- (2) 文化財の対策
  - 町本部長は、文化財調査委員会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し指導する。
    - ア 文化財の避難
    - イ 文化財の補修、修理
    - ウ 二次災害からの保護措置の実施
- 9 被災児童、生徒の受入れ
  - 町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

別記様式1

学用品割当台帳

被災区分								
番号	学年	児童生徒名	父兄氏名	割当物品名				

(注) 被災区分は、全失（全壊、全焼、流失）と半失（半壊、半焼、床上浸水）に区分して作成する。

別記様式2

児童・生徒被害調査表

学年	組	生徒氏名	世帯主氏名	児童・生徒の死傷程度				児童・生徒の家屋の被害種別				流失			備考
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	流失	半壊	床上浸水	教科書	学用品	被服	

別記様式3

学用品等購入（配給）計画表

学年組	児童・生徒名	教科書（学用品）名					備考

## 第24節 ライフライン施設応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。  
また、必要に応じ、応援を実施することができるよう広域的応援体制の整備に努める。
- 2 ライフライン施設の応急復旧に当たっては、防災機関、医療施設、社会福祉施設、避難所等の復旧を優先的に行う。
- 3 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

### 第2 実施機関（責任者）

#### 1 電力施設

実施機関	担当業務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握 2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域における広報の実施
東北電力(株) 大船渡営業所	
一般燃料供給事業者	

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	庶務班	電力施設の被害状況及び応急対策の実施に係る情報収集

#### 2 ガス施設

実施機関	担当業務
ガス供給事業者	1 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 需要家等に対する広報の実施
一般燃料供給事業者	ガス供給施設に対する優先的な燃料の供給

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	庶務班	ガス供給施設の被害状況及び応急対策の実施に係る情報収集

3 上下水道施設

実施機関	担当業務
町本部長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施
県本部長	1 下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
一般燃料供給事業者	上下水道施設に対する優先的な燃料の供給

(町本部の担当)

部	班	担当業務
建設部	調査班 給水班	1 下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道に係る応急措置及び応急復旧の実施
		1 上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道に係る応急措置及び応急復旧の実施
		1 簡易水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した簡易水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

4 電気通信施設

実施機関	担当業務
NTT東日本(株) 岩手支店 NTTドコモビジネス(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
一般燃料供給事業者	電気通信施設に対する優先的な燃料の供給

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務部	庶務班	電気通信施設の被害状況及び応急対策の実施に係る情報収集

第3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- 民間電力事業者（以下、本節申「電力事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ確かな対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、防災体制をとる。

体制区分	災害の規模及び状況
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。
- 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。
  - ① 非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。
  - ② 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。  
 なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。
  - ③ 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。
- その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

- 電力事業者は、定時に被災電力施設から、次の情報を収集する。
  - ① 一般情報等
  - ② 自社被害情報等
- 電力事業者は、上記により収集した災害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

- 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材について確保する。
- 県本部長は、電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん申請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。
  - ① 送電を継続することが危険と認められるとき
  - ② 警察署、消防機関等関係機関から送電中止の要請があったとき
- 送電の停止に当たっては、被害状況及び被害地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- 電力事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

ウ 応急工事の実施

- 電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

- ① 災害応急対策実施機関    ② 医療施設    ③ 社会福祉施設    ④ 避難所

エ 災害時における電力の融通

- 電力事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給計画」及び「二社通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧対策

- 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

ア 水力発電設備

イ 送電設備

ウ 変電設備

エ 配電設備（病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線）

オ 通信設備

(4) 道路管理者等との連携

- 電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

- 町本部長は、住民等に対する広報を、復旧状況、事故防止を主体として、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。

- 電力事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ガス事業者は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災害の規模及び状況
第1非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

ウ 情報連絡活動

- ガス事業者は、収集した災害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

○ ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

- ① 県本部、報道機関等からの災害情報等の収集
- ② 事業所設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理
- ⑤ その他状況に応じた措置

イ 応急措置

○ ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

- ① 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。
- ② 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ③ 供給停止となっている需要家等に対する速やかなガス供給再開に努める。
- ④ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

○ 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

- |              |        |          |       |
|--------------|--------|----------|-------|
| ① 災害応急対策実施機関 | ② 医療施設 | ③ 社会福祉施設 | ④ 避難所 |
|--------------|--------|----------|-------|

ウ 資材の調達

○ ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

- ① 取引先、メーカー等からの調達
- ② 各事業所相互間における流用
- ③ 他のガス事業者からの応援融通

[液化石油ガス製造事業所・貯蔵所一覧表 資料編3-24-1]

[プロパンガス取扱業者一覧表 資料編3-24-2]

○ 県本部長は、ガス事業者から応急対策要員、応急対策資機材及びその輸送等のあっせん申請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

○ ガスの供給を停止した場合において、需要家等に対してガス供給を再開するときは、次により作業を行い、二次災害の発生を防止する。

- ① 各需要家の内管検査及び修理
- ② ガスメーターの個別点検試験
- ③ 点火・燃焼試験
- ④ その他、状況に応じた措置

(4) 道路管理者等との連携

○ ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(5) 災害広報

○ 町本部長は、住民等に対する広報を、復旧状況、事故防止を主体として、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。

○ 電力事業者は、被災地域における相談及び事故防止を図るため、移動相談所を開設する。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

○ 町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

○ 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- 町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。
- 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。
- ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立
  - 町本部長は、あらかじめ復旧対策に必要な要員及び資機材について、町指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。
- (2) 情報連絡活動
  - 町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
  - 町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- ア 通信手段
  - 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね次の通信手段を用いて行う。
    - ・防災行政無線
- イ 通信時期、内容等
  - 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。
- (3) 応急対策
  - ア 復旧対策用資機材の整備
    - 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
    - 水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達する。
    - 町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県大船渡地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。
  - イ 施設の点検
    - 町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被災状況を把握する。
      - ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
      - ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
      - ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
        - ・主要送配水管路
        - ・貯水槽及びこれに至る管路
        - ・河川、鉄道等の横断箇所
  - ウ 応急措置
    - 町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。
      - ① 取水、導水、浄水施設及び給水所
    - 取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
      - ② 送・配水管路
    - 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処理し、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
    - 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。
      - ③ 給水装置
    - 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉

栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配給系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内 容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあった者について実施する。  
この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。
- 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

- 町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

- 町本部長は、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- 町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の復旧機材の確保に努める。
- 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係者等から調達する。

イ 応急措置

- ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

- 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
  - 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。
- (3) 復旧対策
- 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、幹線管渠等の主要施設の復旧に務め、その後マンホール、枝線、取付管及び枡等の復旧を行う。
- ア 処理場
- 処理場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する機材等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
- イ 管渠施設
- 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。
- (4) 災害広報
- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 5 電気通信施設
- (1) 防災活動体制
- ア 災害対策本部の設置
- 電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。
- イ 対策要員の確保
- 電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ必要な措置を定める。
- ウ 情報連絡活動
- 電気通信事業者は、電機通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災関係機関に対して連絡する。
- (2) 応急対策
- ア 資機材の調達
- 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
  - 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。
- イ 情報通信手段の機能確認等
- 電気通信事業者は、災害発生後、ただちに必要事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。
- ウ 重要通信の確保等
- 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。
  - 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
  - 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
  - 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。
- (3) 復旧対策
- 電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。
- ア 災害復旧工事の計画、実施
- ① 応急復旧工事
    - ・ 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

- ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事
- ② 原状回復工事
  - ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- ③ 本復旧工事
  - ・被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
  - ・電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の順位

順位	応急する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象機関に設置されているもの</li> <li>・水防機関に設置されているもの</li> <li>・消防機関に設置されているもの</li> <li>・災害救助機関に設置されているもの</li> <li>・警察機関に設置されているもの</li> <li>・防衛機関に設置されているもの</li> <li>・輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> </ul>
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの</li> <li>・選挙管理機関に設置されているもの</li> <li>・新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの</li> <li>・預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの</li> <li>・国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第1順位となるものを除く。)</li> </ul>
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

- (4) 災害広報
- 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーカー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。
  - 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。
- (5) 道路管理者等との連携
- 電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

## 第25節 公共土木施設等応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。
- 2 乗客等の安全と交通を確保するため、鉄道施設の被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所早期復旧を実施する。

### 第2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況等の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

#### (1) 道路施設

実施機関	担当区分
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係工事事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
町	町道の道路施設

#### (2) 河川管理施設

実施機関	担当区分
県	二級河川の河川管理施設
町	準用河川及び普通河川の河川管理施設

#### (3) 砂防等施設

実施機関	担当区分
東北地方整備局岩手工事事務所	直轄砂防指定地及び直轄地すべり防止区域の砂防等施設
県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

#### (4) 鉄道施設

実施機関	担当区分
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 釜石駅	被害状況の把握 応急措置及び応急復旧

#### (町本部の担当)

区分	部	班	担当業務
道路施設・ 河川管理施設	建設部	調査班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
砂防等施設	建設部	調査班	

(5) 治山施設

実施機関	担当区分
林野庁（東北森林管理局）	国有林内保安林の治山施設
県	民有林内保安林の治山施設

第3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部、町本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の発生防止のための応急復旧を実施する。
- 県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、岩手県地域防災計画・第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずる。
- 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

エ 関係機関と連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(3) 鉄道施設

ア 活動体制

- 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動を行う。
- 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

イ 発災時の初動措置

① 列車の措置

- ・ 乗務員は、地震を感知した時は、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停車させる。
- ・ 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅(釜石駅)又は輸送指令に必要事項を通報する。

② 保守担当区の措置

地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

③ 駅（無人駅）の措置

- ・ 駅長(釜石駅長)は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。
- ・ 駅長(釜石駅長)は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

① 避難誘導

- ・ 駅長(釜石駅長)及び乗務員は、乗客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について指示に従うよう協力を求める。
- ・ 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅（釜石駅）又は輸送指令に連絡する。

② 救出救護

- ・ 駅長(釜石駅長)及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、ただちに、救出救護活動を行う。
- ・ 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、ただちに、救護班の派遣を指示する。
- ・ 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

エ バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

オ 応急復旧

実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あつせん等の手段を講じる。
- 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う

- |              |      |           |
|--------------|------|-----------|
| ① 資機材の種類及び数量 | ③ 場所 | ⑤ 作業内容    |
| ② 職種別人員      | ④ 期間 | ⑥ その他参考事項 |

## 第26節 危険物施設等応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

### 第2 石油类等危険物

#### 1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

(町本部の担当)

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 死傷者等の搬出収容 4 避難措置及び警戒区域の設定

#### 2 実施要領

##### (1) 危険物施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、ただちに、町本部、大船渡消防署住田分署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

##### イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

##### ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
  - ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
  - ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
  - ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

##### エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。
- 町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

### 第3 火薬類

#### 1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
町 本 部 長	
県 本 部 長	

#### (町本部の担当)

部	班	担当業務
防 災 部	消防計画による	1 火薬施設に係る応急対策 2 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 3 火薬施設に係る被害状況調査 4 消火薬剤の調達及びあっせん 5 死傷者の搬出収容 6 避難措置及び警戒区域の設定
総 務 部	交通防犯班	交通規制の実施

#### 2 実施要領

##### (1) 火薬類保管施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 火薬類保管施設責任者は、災害発生後、ただちに、町本部、大船渡消防署住田分署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

##### イ 応急措置

- 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
  - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
  - ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
  - ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
  - ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
  - ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
    - ・災害による避難について、住民に周知する。
    - ・当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。
- 町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

## 第4 高圧ガス

### 1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生または拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

(町本部の担当)

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 消火薬剤の調達及びあっせん
総務部	交通防犯班	交通規制の実施

### 2 実施要領

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、大船渡消防署住田分署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

##### イ 応急措置

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
  - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
  - ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
  - ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
  - ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
    - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
    - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を講ずる。
  - ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
  - ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。
- 町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

## 第5 毒物・劇物

### 1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
町本部長	
県本部長	

#### （町本部の担当）

部	班	担当業務
防災部	消防計画による	1 毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 死傷者の救出内容 3 避難措置及び警戒区域の設定
総務部	交通防犯班	交通規制の実施
福祉部	庶務班	毒物・劇薬災害に係る被害情報の収集

### 2 実施要領

#### (1) 毒物・劇物保管施設責任者

##### ア 被害状況の把握と連絡

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部、大船渡消防署住田分署等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

##### イ 応急措置

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
  - ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
  - ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
- 大船渡保健所、大船渡警察署、大船渡消防署住田分署等の関係機関は、相互の連絡を密にし、被害の拡大防止に努める。

##### ウ 情報の提供及び広報

- 毒物・劇物保管責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。
- 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第7節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

## 第27節 農畜産物応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
町本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
産業部	農業対策班	畜産対策全般 病虫害防除・植物防疫全般

### 第3 実施要領

#### 1 防除対策

##### (1) 防除の実施

- 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期
イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 県本部長は、町本部長に対し、県大船渡地方支部農林班長を通じ、防除に関する必要な指示、指導を行うとともに、町本部長からの応援の要請に応じて、防疫上必要な措置を講ずる。

- 町本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
庶務班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
農業対策班	防除活動の促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

##### (2) 防除資機材の調達

- 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

- 町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 県大船渡地方支部農林班	ウ 岩手県農業共済組合
イ 大船渡市農業協同組合	エ 獣医師

(2) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。
  - ア 町本部長は、家畜の診療を実施するが、それが困難な場合は、県大船渡地方支部農林班長に応援を要請する。
  - イ 要請を受けた県大船渡地方支部農林班長は、家畜診療班を編制して現地に派遣し、応急診療を実施する。
  - ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地域内に診療詰所を設け、常時待機する。
  - エ 応急診療の範囲は、次による。

① 診療	② 薬剤又は治療用資器材の支給	③ 治療等の措置
------	-----------------	----------

(3) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林省畜産局長通達）の関係規程に基づき、次の方法によって実施するものとする。
  - ア 畜舎等の消毒
    - 畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条及び第30条の規定に基づき、県大船渡地方支部農林班長が実施するものとする。
  - イ 緊急予防注射の実施
    - 家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法第6条及び第31条の規定に基づき、県大船渡地方支部農林班長が実施するものとする。
  - ウ その他の防疫措置
    - 家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置を必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより、県大船渡地方支部農林班長が実施するものとする。

(4) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。
  - ア 町本部長は、県大船渡地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めるときは、被災状況により関係機関と協議し、家畜飼養者に家畜等を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

- 町本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、県大船渡地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
- 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数量	③ その他必要事項
② 納品又は引継の場所及び時期	

(6) 青刈飼料等の対策

- 町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
  - ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
  - イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、生育の促進をするよう指導する。
  - ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、県大船渡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

- 町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県大船渡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

## 第28節 林野火災応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火、救助その他災害発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施</li> <li>2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等</li> </ol>
消防機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施</li> <li>2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等</li> </ol>
県本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防広域応援に係る連絡、調整</li> <li>2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん</li> <li>3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請</li> </ol>
東北森林管理局 青森分局三陸中部森林管理署	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

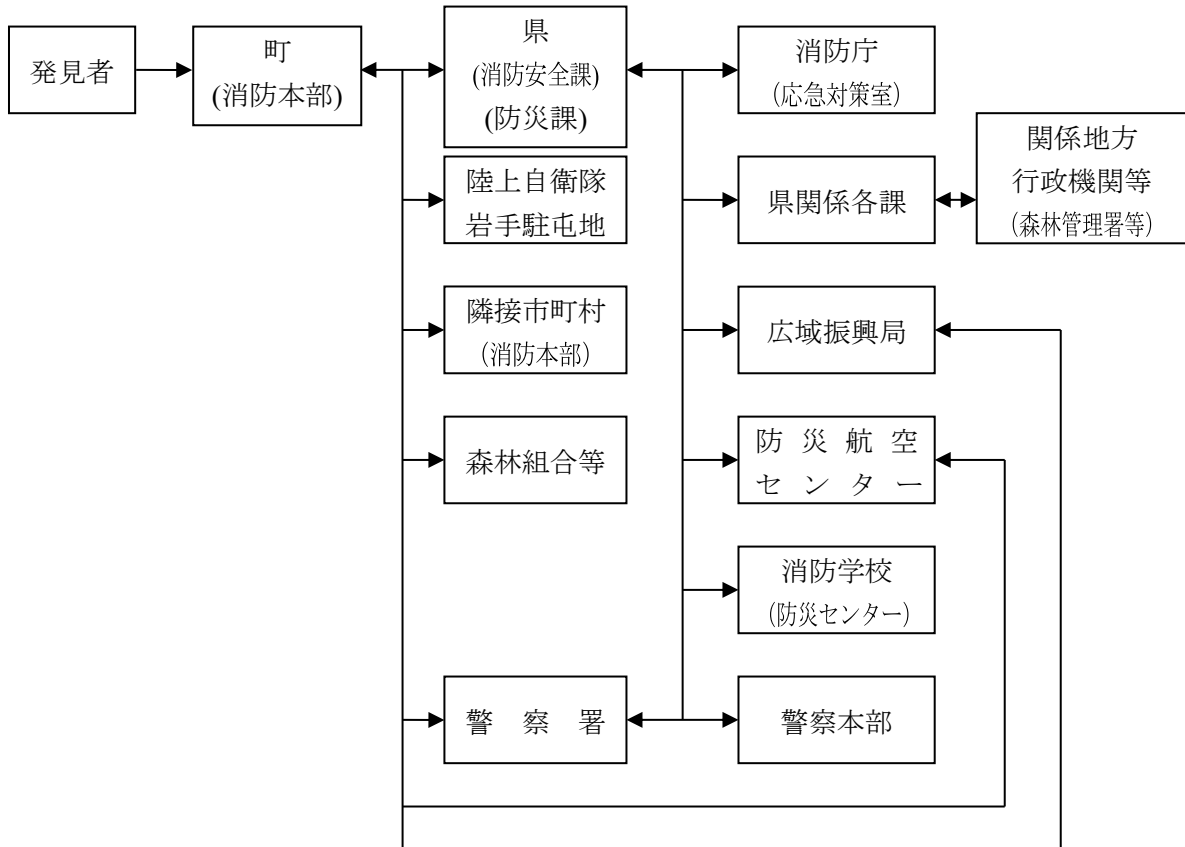
(町本部の担当)

部	班	担当業務
民生部	調査班	人的被害及び住家被害情報の収集
総務部	庶務班	自衛隊の災害派遣要請
防災部	消防計画による	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動</li> <li>2 消火薬剤及び消防資機材の調達</li> <li>3 県に対する防災ヘリコプターの派遣要請</li> <li>4 消防相互応援協定に基づく他市町村及び関係機関への応援要請</li> <li>5 県に対する緊急消防援助隊の派遣要請</li> <li>6 地域住民に対する災害発生の周知</li> </ol>
産業部	農業対策班 林業対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜産物等の被害情報の収集</li> <li>2 農業施設、林業施設等の被害情報の収集</li> </ol>

### 第3 実施要領

#### 1 通報連絡体制

- 防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



#### 2 町本部長の措置

- 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により林野火災防ぎょ計画を定める。

##### ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

##### イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

##### ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。  
また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの

退去を命ずる。

- 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第29節「防災ヘリコプター等出動要請計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。  
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

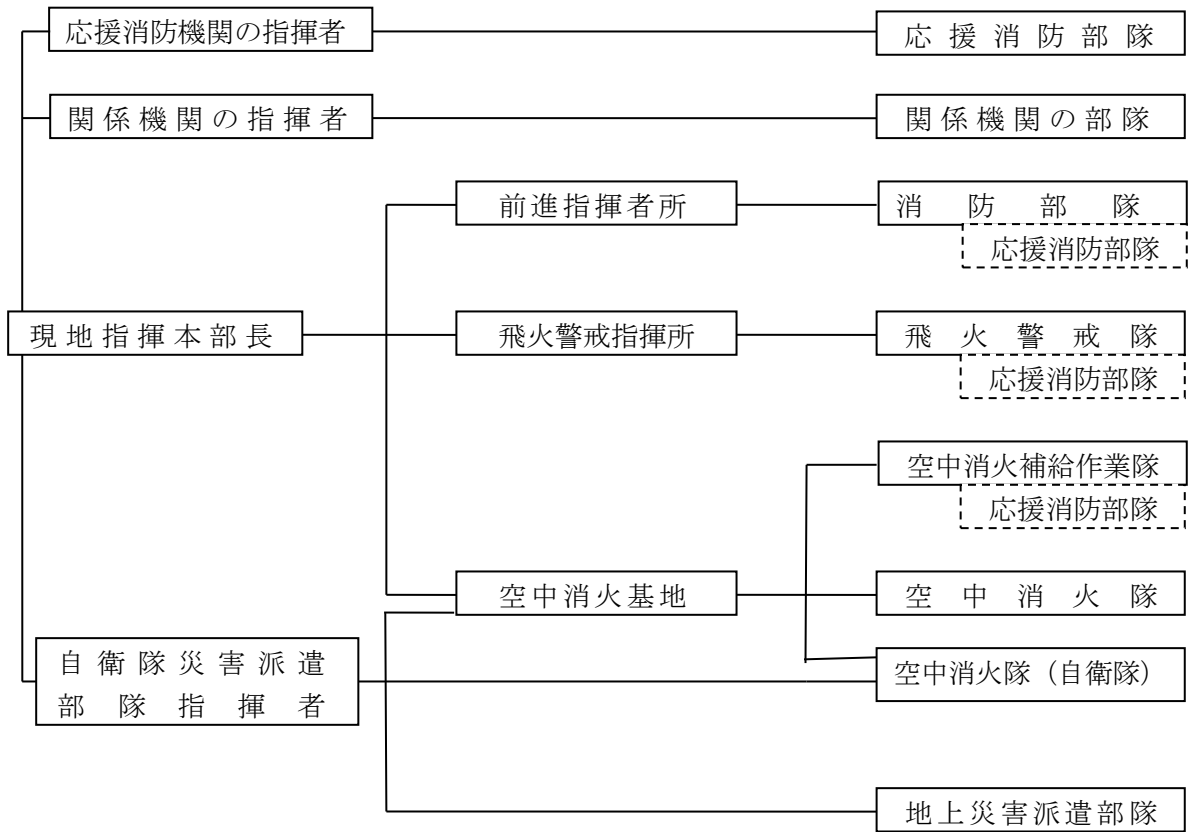
### 3 消防機関の長の措置

#### (1) 応急活動体制の確立

- 消防機関の長は、あらかじめ非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
  - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
  - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
  - ウ 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

#### (2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る
  - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
  - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
  - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
  - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
  - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。
- (3) 救急・救助活動
  - 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、気仙医師会、日本赤十字社岩手支部住田町分區、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
  - 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
    - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
    - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
    - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。
- (4) 避難対策活動
  - 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
  - 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

- 避難指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
  - 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
  - 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。
- (5) 情報収集・広報活動
- 消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。
- (6) 消防警戒区域等の設定
- 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

## 第29節 防災ヘリコプター等出動要請計画

### 第1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図る必要がある場合は、防災ヘリコプターの出動による災害応急対策活動等を要請する。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県本部長	防災ヘリコプターの運航
町本部長 大船渡地区消防組合の管理者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

(町本部の担当)

部	班	担当業務
総務課	庶務班	防災ヘリコプターの応援要請
防災部	消防計画による	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

### 第3 実施要領

#### 1 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長又は大船渡地区消防組合の管理者（以下、本節中「町本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

[岩手県防災ヘリコプター応援協定 資料編3-30-1]

- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長等の要請にかかわらず自主的に出動し情報収集等の活動を行う。

#### 2 活動要件

- 防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがある場合であること。
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。

3 活動内容

○ 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災害応急対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消 火 活 動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 助 活 動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索及び救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救 急 活 動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

○ 町本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請するとともに、防災課に連絡する。

ア 災害の種別 イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ウ 災害発生現場の気象状況 エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 カ 応援に要する資機材の品目及び数量 キ その他必要な事項
--

○ 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部消防安全課 (岩手県防災航空センター)	TEL 0198(26)5251 FAX 0198(26)5256
--------------------------------	--------------------------------------

○ 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、町本部長等に回答する。

5 受入体制

- 応援を要請した町本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- |                                    |
|------------------------------------|
| ア 離着陸場所の確保及び安全対策                   |
| イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配 |
| ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保     |
| エ その他必要な事項                         |

- 受入担当は、大船渡地区消防組合とする。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設等の災害復旧計画

#### 第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮のうえ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

#### 第2 災害復旧事業計画

- 町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
  - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
  - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復興を図ること。
  - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
  - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
  - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
  - カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ 砂防設備災害復旧事業計画 ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画 ク 公園公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林業施設災害復旧事業計画	
(3) 上水道施設災害復旧事業計画	
(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(5) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(6) 公営住宅災害復旧事業計画	
(7) 公立医療施設災害復旧事業計画(県立病院含む)	
(8) その他の災害復旧事業計画	

#### 第3 激甚災害の指定

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、町において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 町は、県が実施する調査等に協力する。

#### 第4 緊急災害査定の促進

- 町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

#### 第5 緊急融資等の確保

- 町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

##### 1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 障害者総合支援法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (20) 下水道法
- (21) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (22) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (23) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (24) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

##### 2 地方債

- 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 補助災害復旧事業債    | (5) 災害復旧事業債  |
| (2) 直轄災害復旧事業債    | (6) 小災害復旧事業債 |
| (3) 一般単独災害復旧事業債  | (7) 歳入欠かん債   |
| (4) 公営企業等災害復旧事業債 |              |

3 交付税

- 被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- |  |
|--|
| (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| (2) 普通交付税の繰上交付措置                         |
| (3) 特別交付税による措置                           |

## 第2節 生活の安定確保計画

### 第1 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 生活相談

- 町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、県、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
町	1 被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県、防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
県	1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を住民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援後に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
警 察	警察署、交番、駐在所又は現地に必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- 町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明書の交付

- 町は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、災害発生後、被災者から申請があったときは、早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を遅滞なく交付する。  
この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努める。  
また、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等の連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努める。
- 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。
- 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

4 災害弔慰金等の支給

- 町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。
- 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

資 金 名		支 給 対 象	支 給 額	
			生計維持者	その他の者
災 害 弔 慰 金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災 害 障 害 見 舞 金		政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に相当程度の障害がある住民	250 万円以内	125 万円以内
小 災 害 見 舞 金	罹 災 者 見 舞 金	災害救助法適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者及び罹災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第 6 条別表第 2 の 3 の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
	町 見 舞 金	災害救助法適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者及び罹災住民	災害救助法が適用される災害に係る同法第 4 条第 1 項に規定する救助の種類(同条第 3 号、第 4 号及び第 7 号	

		の救助を行った市町村	に規定する救助を除く。)と同一の種類 の救助について、同法第2条に規定 する救助の例によって算出した額に 被災率を乗じて得た金額
--	--	------------	---

5 被災者生活再建支援制度の活用

- 国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- 町は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による資金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- 県が実施主体となり、町が申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託し実施する。
- 町は申請を迅速かつ確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
  - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
  - ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村
  - ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県
  - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
  - ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
  - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯
  - ① 住宅が「全壊」した世帯
  - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
  - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

○ 支援金の支給

<複数世帯の場合>

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300

	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

<単数世帯の場合>

(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○ 支援金の申請から支給まで

- ① 住宅の被害の程度を確認する
- ② 住民票を取得する
- ③ 申請書を作成する
- ④ 必要書類を用意する
- ⑤ 地元の市役所又は町村役場に申請する
- ⑥ 支給金の支給

○ 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

## 6 住宅資金等の貸付

- 町及び県は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。  
 [災害復興住宅資金 資料編4-2-1]  
 [生活福祉資金 資料編4-2-2]  
 [災害援護資金 資料編4-2-3]

## 7 住宅の再建

- 災害により住居していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所有者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

(1) 県が行う措置

- 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要がある場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。
- 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(2) 公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

9 租税の徴収猶予及び減免等

- 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施期間	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。 また、町においても適切な対応がなされるよう指導する。

第3 中小企業への融資

- 被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、県が行う措置に積極的に協力するものとする。

ア 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
イ 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
ウ 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力要請
エ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別取扱の要請
オ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
カ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
キ 町及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

#### 第4 農林業関係者への融資

- 町は、災害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、県と協力して次の措置を講じる。

- ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 被害農林業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金のあつせん及び既往貸付期限の延長措置
- エ 自作農維持資金融通法に基づく、経営再建、収入減補てん資金の融資措置の促進及び利子補給の実施
- オ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- カ 林業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通

#### 第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

- 東北財務局盛岡財務事務所及び日本銀行盛岡事務所は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じる。

##### 1 通貨の供給の確保

- 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時、銀行券を寄託する。
- 金融機関の所有現金の確保について、必要な指導・援助を行う。

- ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。
- イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送通信の確保を図る。
- ウ 関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導を行う。

- 必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を取るよう指導する。

##### 2 非常金融措置

- 被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あつせん、指導する。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。
- イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の

特別取扱を行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被害関係手形について、提示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

## 第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。
- 1 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。
- 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

## 第3節 復興計画の作成

### 第1 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

### 第2 復興方針・計画の作成

#### 1 計画策定組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

#### 2 計画策定の目標

- 再度災害の防止により快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

#### 3 復興計画の作成

- 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- 被災した学校施設の整備については、まちづくりと連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティ（快適性）の観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

### 第3 復興事業の実施

- 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 医療施設等災害復旧事業</li> <li>(14) 堆積土砂排除事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業</li> </ul> </li> <li>(15) 湛水排除事業</li> </ul>
2 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> <li>(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置 (天災融資法が発動された場合適用)</li> <li>(5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>(6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</li> <li>(7) 森林災害復旧事業に対する補助</li> </ul>
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> </ul>
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>(3) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</li> <li>(5) 水防資材費の補助の特例</li> <li>(6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</li> <li>(7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</li> <li>(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</li> </ul>

#### 第4 災害記録編集計画

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、取りまとめる。